

東京の特別支援教育の充実に向けて

～東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画（素案）～

令和3年11月

東京都教育委員会

はじめに

都教育委員会は、東京都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」（平成16年11月）等に基づき、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対して実効性のある取組を推進してきました。

こうした取組の成果等を踏まえ、特別支援教育の更なる充実を図るため、平成29年2月には「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定し、計画の基本理念である共生社会の実現に向け、特別支援学校、小学校、中学校及び都立高校等の全ての学びの場において特別支援教育の充実を図るとともに、変化・進展する社会に対応した特別支援教育を推進するという考え方と、そのための体制の整備・充実の方向性を示しました。また、具体的な施策については、期間を定めた実施計画にまとめていくこととしました。

平成29年度からの第一次実施計画では、特別支援学校における多様な教育的ニーズに応える学校づくりの推進やスポーツ・芸術教育等の推進、小学校・中学校及び都立高校等における発達障害教育の推進など、それぞれの方向性に沿った施策を実施し、東京都の特別支援教育を着実に前進させてきました。

現在、共生社会の実現に向けた社会的要請としてのインクルーシブな教育の推進、医療的ケア児への支援の充実、障害の状態等に応じたデジタル活用の推進等について、社会状況の変化等により教育的ニーズが高まっています。

都教育委員会では、これまでの東京都における特別支援教育の歩みや社会状況の変化等を踏まえ、障害のある幼児・児童・生徒と障害のない幼児・児童・生徒が共に学び支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現を目指し、この度、これからの特別支援教育推進の考え方等をまとめました。本冊子「東京都特別支援教育の充実に向けて」には、都におけるこれまでの取組とこれからの特別支援教育の推進に関する考え方、第二次実施計画の策定に向けた個別事業案を掲載しております。

東京の特別支援教育の一層の充実に向けて、これからの特別支援教育の施策の検討に当たり、都民の皆様、教育関係者、保護者や支援を必要としている幼児・児童・生徒など、多くの方々の御意見をいただき、具体化を図っていきたいと考えています。

御一読いただき、御意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

令和3年11月

東京都教育委員会

目 次

はじめに

第1 都における特別支援教育の歩み

- 1 特別支援教育に関する計画の策定と取組 1
- 2 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定 2
- 3 第一次実施計画における取組状況 12

第2 これからの特別支援教育の推進

- 1 東京都を取り巻く状況の変化 22
- 2 特別支援教育の推進の考え方 24
- 3 推進計画（第二期）第二次実施計画の策定 27
- 4 国、都、区市町村が一体となった特別支援教育の推進 27
- 5 特別支援教育の推進の全体像 31

- 特別支援教育を推進するための個別事業案 37

第1 都における特別支援教育の歩み

1 特別支援教育に関する計画の策定と取組

(1)「東京都特別支援教育推進計画」の策定

平成19年4月の学校教育法の一部改正により、従来の「特殊教育（心身障害教育¹⁾」から「特別支援教育」への転換が図られました。特別支援教育は、発達障害を含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されることとされました。

都教育委員会は、平成15年3月に国が示した「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」や平成16年6月の障害者基本法²⁾の改正等を受け、これからの都における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする総合的な計画として、学校教育法の一部改正よりも早い平成16年11月に、平成16年度から平成25年度までの10年間を計画期間（平成22年の第三次実施計画策定時に平成28年度までに延長）とする東京都特別支援教育推進計画を策定しました。

具体的には、第一次実施計画（平成16年度～平成19年度）、第二次実施計画（平成20年度～平成22年度）及び第三次実施計画（平成23年度～平成28年度（注：計画期間を3年延長））に基づき、特別支援学校の再編整備、個に応じた指導と支援の充実、発達障害教育の推進、特別支援教育の支援体制の整備など、特別支援学校のみならず、都内公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程（以下「小・中学校」という。）並びに都立高校及び都立中等教育学校後期課程（以下「都立高校等」という。）を含めた全ての学校において特別支援教育を推進するための取組を実施してきました。

(2)「東京都発達障害教育推進計画」の策定

東京都における発達障害教育は、東京都特別支援教育推進計画（平成16年11月）に基づき、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において推進してきました。また、通常の学級における発達障害の可能性があると考えられる幼児・児童・生徒の在籍割合などの実態から、全ての公立学校において発達障害教育の充実を図っていくために、平成28年2月に、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間とする東京都発達障害教育推進計画を策定しました。

¹ 特殊教育と同義。心身障害教育は都独自の名称である。特別支援教育への転換まで、小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒への教育を行うために設置する学級を、国は「特殊学級」としていたが、都は「心身障害学級」と呼んでいた。

² 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

この計画において、小・中学校全校に特別支援教室³を設置することとし、それまで、通級指導学級で行ってきた特別な指導を、必要な児童・生徒が在籍校で受けられるようにするとともに、都立高校等では、教育課程外での特別な指導・支援として、土曜日や長期休業期間中に、学校外で実施する「コミュニケーションアシスト講座」を開始するなど、取組をすすめてきています。

2 東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定

（1）策定の背景

平成 22 年 11 月の東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の策定以降、障害者や東京都を取り巻く状況が、大きく変化しました。

ア 障害者権利条約の発効

平成 19 年 9 月、我が国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、障害者権利条約⁴に署名して、平成 26 年 1 月に批准し、同年 2 月から国内において発効しています。

障害者の教育については、同条約第 24 条で規定されており、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保することとされています。また、この権利の実現に当たり、障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないことや、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等が定められています。

イ 障害者基本法の改正

我が国では、障害者権利条約の批准に先立ち、平成 23 年 8 月に障害者基本法が改正されました。

障害者の教育については、第 16 条において、「障害者がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受け

³ 通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする自閉症者、情緒障害者、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者を対象とし、教員が巡回指導することによって、特別な指導を在籍校で受けられるようにするための教室。指導時間は、障害の状態に応じて、週 1 単位時間から週 8 単位時間まで（学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については月 1 単位時間から可能）としている。なお、指導上の必要により在籍校以外で指導を受ける方が効果的な児童・生徒は、他校に設置されている特別支援教室で指導を受けることも可能である。

⁴ 平成 18 年 12 月に国連総会で採択された、障害者に関する初めての国際条約で、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めている。

られるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と規定されています。

ウ 障害者差別解消法の制定

平成 25 年 6 月には、障害者基本法第 4 条第 1 項及び同条第 2 項を具体化させるため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律⁵（以下「障害者差別解消法」という。）が成立し、平成 28 年 4 月から施行されました。同法は、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止や障害者に対する合理的配慮の提供が、行政機関等の法的義務と定められるなど、障害を理由とする差別解消を推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

エ 発達障害者支援法の改正

発達障害者の支援の一層の充実を図るため、平成 28 年 5 月には、発達障害者支援法⁶が改正され、同年 8 月から施行されました。この改正では、切れ目なく発達障害者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、第 8 条において、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」することや、「個別の教育支援計画の作成」及び「個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進」を行うこと等が新たに規定されました。

オ 中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

国では、障害者権利条約第 24 条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められ、平成 24 年 7 月には、中央教育審議会初等中等教育分科会により、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。

同報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

⁵ 国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された。

⁶ 発達障害は、従来、身体障害、知的障害及び精神障害の各制度の谷間に置かれ、また、一般の理解が得られず、その発見が遅れ、必要な支援が届きにくい状態となっていたことから、発達障害者が乳幼児期から成人期までの各ライフステージに合った適切な支援が受けられるよう、平成 17 年 4 月から施行された法律

また、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児・児童・生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である、としています。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であることが示されています。

国は、この中央教育審議会初等中等教育分科会による報告等を踏まえて、平成25年9月、学校教育法施行令を一部改正し、障害のある幼児・児童・生徒の就学先決定について、区市町村教育委員会が、幼児・児童・生徒の障害の状態や教育的ニーズを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと変更しました。

カ 都の施策の動向

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成22年11月）の策定以降、都政の方向性を示す各種計画が策定されました。平成28年12月には、「都民ファーストでつくる『新しい東京』～2020年に向けた実行プラン～」が策定され、その中では、「セーフシティ」、「ダイバーシティ」、「スマートシティ」を実現し、「新しい東京」を創っていくこととされました。また、知事及び教育委員会をもって構成される総合教育会議における検討を踏まえて東京都教育施策大綱が策定され、障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現が、重要事項の一つとして位置付けられました。

キ 都教育委員会の取組

都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画や東京都発達障害教育推進計画に基づき、就学相談において、本人及び保護者との合意形成を図りながら、一人一人の障害の程度や状態等に即して適切な就学先を決定できるよう、区市町村を支援するとともに、特別支援学校、小・中学校、都立高校等において個に応じた指導・支援を充実するなど、特別支援教育の着実な推進を図ってきました。

その計画期間終了後にも引き続き、特別支援教育を推進していくため、新たな特別支援教育推進のための長期計画として、東京都特別支援教育推進計画（第二期）（以下「推進計画（第二期）」という。）を策定することとしました。

(2) 計画の策定と基本理念

都教育委員会は、平成29年2月に、今後の都の特別支援教育の方向性を示すため、平成29年度から令和8年度までの10年間の計画期間とする推進計画（第二期）を策定しました。

また、平成29年度から令和2年度までの4年間の計画期間とする推進計画（第二期）第一次実施計画（以下「第一次実施計画」という。）を併せて策定し、具体的取組の内容や実施時期を明らかにしました。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応から、それぞれの計画期間を1年間延長し、推進計画（第二期）は令和9年度まで、第一次実施計画は令和3年度までとしています。

推進計画（第二期）では、障害のある人もない人も共に尊重し合いながら活躍できる社会、共生社会の実現に向け、特別支援教育を更に推進し、障害の種類や程度にかかわらず、より一層社会に参加・貢献できる人材を育成することを基本理念としています。

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献⁷できる人間を育成

(3) 四つの施策の方向性

推進計画（第二期）の基本理念の実現に向け、推進計画（第二期）の施策については、以下の四つの方向性に沿って進めていくこととしています。

《共生社会の実現に向けた全ての学びの場における特別支援教育の充実》

- ・全ての障害のある幼児・児童・生徒が自分らしい生き方を見付け、将来の夢や希望を実現するため、全ての学びの場における指導と教育環境を更に充実

⁷ 障害者の社会貢献

ここでは、障害のある人々が何らかの形で社会とつながっており、その生きる姿が周囲の人々に様々な形で良い影響を及ぼしている状況を含め、「貢献」と表現している。

方向性Ⅰ 特別支援学校における特別支援教育の充実

障害のある幼児・児童・生徒の社会参加や社会貢献を円滑に実現できるよう、特別支援学校の指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図ります。

方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

小・中学校及び都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒が、障害の状態や教育ニーズに応じた指導・支援を受けられるよう、指導内容・方法や合理的配慮の提供、基礎的環境整備の充実を図ります。

《未来の東京を見据えた特別支援教育の推進》

- ・防災教育やスポーツ・芸術教育など、東京や社会の変化を見据えた教育を新たに推進

方向性Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

主権者教育や防災教育、心身の健全育成などの取組を推進するとともに、障害者スポーツや芸術文化への興味・関心を高め、社会に参加・貢献できる人間を育成します。

《特別支援教育を支える基盤の強化》

- ・教員の専門性向上や区市町村教育委員会への支援の充実など、特別支援教育の基盤を一層強化

方向性Ⅳ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

質の高い特別支援教育を推進するため、教員の専門性向上や学校・区市町村への支援の充実、関係機関との連携強化を図るとともに、広く都民の理解を促進する体制を整備します。

(4) 目指す将来像と目標

推進計画（第二期）では、四つの施策の方向性ごとに目指す将来像を示すとともに、その実現に向けた今後の施策の展開と政策目標を明らかにしています。

<施策の方向性Ⅰ 特別支援学校における特別支援教育の充実>

【将来像】

- 特別支援学校に在籍する全ての幼児・児童・生徒が、視野や関心を広げるための教育を受け、自らの将来について明確な目標を持ち、その実現に向けて、生き生きとした学校生活を送っている。
- 全ての特別支援学校において、充実した教育環境の中、幼児・児童・生徒一人一人の障害の種類・程度や多様な教育ニーズに応じた専門性の高い指導・支援が行われ、それぞれの有する能力が最大限に高められている。
- スポーツや芸術など様々な場面における交流活動等を充実することで、特別支援学校と小学校、中学校、都立高校等の幼児・児童・生徒が、お互いに理解し合い、尊重し合う心を育んでいる。

【今後の施策の展開】

- 1 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実
- 2 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進
- 3 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

【政策目標】

- **特別支援学校高等部生徒の進学率の向上**
特別支援学校高等部において準ずる教育課程を履修した卒業生の進学率
(特別支援学校高等部専攻科への進学者を除く。)
[目標値] R9年度卒：53%以上(現状 R元年度卒：42.5%)
- **特別支援学校高等部生徒の企業就労率の向上**
特別支援学校高等部卒業生の企業就労率
[目標値] R9年度卒：50%以上(現状 R2年度卒：43.0%)
- **知的障害特別支援学校高等部生徒の企業就労率の向上**
知的障害特別支援学校高等部卒業生の企業就労率
[目標値] R9年度卒：55%以上(現状 R2年度卒：49.4%)
- **自立活動を主とする教育課程を履修する児童・生徒への指導・支援の充実**
自立活動を主とする教育課程を履修する児童・生徒の個別指導計画を複数の分野の専門家が関与して作成している特別支援学校数
[目標値] R9年度：対象となる児童・生徒が在籍する全都立特別支援学校
(現状 R3年度：45校)

- **知的障害特別支援学校高等部就業技術科・職能開発科の拡充**
知的障害特別支援学校高等部就業技術科・職能開発科の設置校数
〔目標値〕 R9 年度：13 校（現状 R3 年度：9 校）
- **知的障害特別支援学校の教室数の確保**
知的障害特別支援学校における普通教室数
〔目標値〕 R9 年度：学級数分の普通教室を確保
（現状 R2 年度：1,511 教室）
- **副籍制度による交流の充実**
副籍制度の利用率（直接交流又は間接交流実施率）
〔目標値〕 R9 年度：小 80%以上・中 50%以上
（現状 R2 年度：小 57.0%・中 30.0%）

＜施策の方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実＞

【将来像】

- 小学校、中学校及び都立高校等に在籍する障害のある児童・生徒が、充実した教育環境の下で、適切な合理的配慮の提供を受けながら、専門性の高い指導・支援によって、着実にその力を伸長させている。
- 発達障害のある児童・生徒に対して、切れ目なく、継続性のあるきめ細かな指導・支援が行われ、児童・生徒一人一人が、自尊感情を培いながら、社会で活躍するための力を身に付けている。

【今後の施策の展開】

- 1 小学校、中学校における特別支援教育の充実
- 2 都立高校等における特別支援教育の充実

【政策目標】

- **区市町村の設置する特別支援学級への支援の充実**
都と連携し、計画的・継続的に特別支援学級の専門性向上に取り組んだ区市町村数
〔目標値〕 R9 年度：全区市町村（現状 R2 年度：53 区市町村）

○ **個別の教育支援計画による一貫した指導・支援の推進**

学校生活支援シート(個別の教育支援計画)の作成が必要な児童・生徒がいる学校のうち、作成済みの学校の割合⁸(小学校、中学校、都立高校等)

[目標値] R9年度：小 100%・中 100%・高 100%

(現状 H30年度：小 91.7%・中 83.7%・高 58.6%)

○ **小学校における発達障害のある児童への適切な指導体制の構築**

小学校における特別支援教室の導入

[目標値] R9年度：100% (現状 R3年度：100%)

○ **中学校における発達障害のある生徒への適切な指導体制の構築**

中学校における特別支援教室の導入

[目標値] R9年度：100% (現状 R3年度：100%)

○ **都立高校等における発達障害のある生徒への適切な指導体制の構築**

全都立高校等における通級による指導に係る仕組みの整備

[目標値] R9年度：構築 (現状 R3年度：構築)

<施策の方向性Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進>

【将来像】

- 主権者教育、防災教育の充実やICT機器の活用など、社会状況の変化に即した特別支援教育を推進することで、障害のある幼児・児童・生徒が、変化する社会に的確に対応しながら、自立して生きるための力が育まれている。
- 障害のある幼児・児童・生徒が、スポーツや芸術活動への取組を通じて自己実現の場を広げ、その才能を十分に発揮するとともに、豊かな心や健やかな体が育まれている。
- 障害のある幼児・児童・生徒が、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に様々な形で関与することを通じて、豊かな国際感覚を醸成し、経験や感動を将来の意欲へとつなげるなど、幼児・児童・生徒一人一人に人生の糧となる掛け替えのないレガシーが残されている。

【今後の施策の展開】

- 1 変化する社会において自立して生きるための力の育成
- 2 ICT機器を活用した教育活動の展開
- 3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進

⁸ 本人及び保護者が、学校生活支援シート作成の必要性について十分に理解した上で、それでもなお作成を希望しない場合には、本目標値の対象から除く。

【政策目標】

- **地域や関係機関と連携した避難訓練・宿泊防災訓練等の推進**
地域や関係機関と連携した宿泊防災訓練を実施した特別支援学校数及び参加児童・生徒・教員数
〔目標値〕 H29～R9 年度：全都立特別支援学校 累計 30,000 人
（現状 R2 年度：全都立特別支援学校 累計 10,809 人）
- **障害者スポーツの全国大会において活躍できる選手の育成**
スポーツ教育推進校に指定した特別支援学校において、障害者スポーツの全国大会に出場し、入賞した生徒・チーム数
〔目標値〕 R9 年度：35 人・チーム以上（現状 R2 年度：36 人・チーム）
- **障害者スポーツの振興に向けた特別支援学校の施設設備の充実**
障害者スポーツの振興に向けた施設整備を実施した特別支援学校数
〔目標値〕 R9 年度：50 校以上（現状 R2 年度：25 校）
- **アートプロジェクト展への児童・生徒の積極的な参加の促進**
アートプロジェクト展に応募する児童・生徒数及び特別支援学校数
〔目標値〕 R9 年度：1,200 人・全都立特別支援学校
（現状 R 元年度：972 人・54 校）
- **オリンピック・パラリンピアンと児童・生徒との交流の促進**
オリンピック・パラリンピアン等の派遣により、児童・生徒とアスリートの直接交流を実施した特別支援学校数
〔目標値〕 R9 年度：全都立特別支援学校において 1 回以上
（現状 R2 年度：累計 53 校）

<施策の方向性Ⅳ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実>

【将来像】

- 特別支援教育に対する意欲に満ちあふれ、教科や自立活動⁹の指導に精通した専門性の高い教員が多数育成されている。
- 都教育委員会及び区市町村教育委員会の相談機能が強化されるとともに、保護者の意向を踏まえながら、客観性や透明性の高い仕組みによる就学・入学決定が行われることで、障害のある幼児・児童・生徒が、その能力を最大限に伸ばすことができる学校で学んでいる。

⁹ 個々の幼児・児童・生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うために、特別支援学校の学習指導要領に示された領域の名称。健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーションの六つの区分がある。

- 保護者や地域に信頼される学校づくりの取組や教育、保健、医療、福祉、労働など関係機関等との連携が充実するとともに、地域や都民の共生社会への理解が進むことで、障害のある幼児・児童・生徒を、社会全体で支援する体制が強化されている。

【今後の施策の展開】

- 1 専門性の高い教員の確保・育成
- 2 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実
- 3 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進

【政策目標】

- **特別支援学校の教員の特別支援学校教諭免許状の取得促進**
特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率
〔目標値〕 R9 年度：100%（現状 R2 年度：81.9%）
- **特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の取得促進**
特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状保有率
〔目標値〕 R9 年度：小 66%・中 53%（現状 R2 年度：小 29.4%・中 22.2%）
- **学校経営診断を通じた特別支援学校の経営力の向上**
学校経営診断を受けた特別支援学校数
〔目標値〕 R9 年度：全都立特別支援学校（現状 R2 年度：累計 48 校）
- **就学・入学先の決定における対応の充実**
区市町村教育委員会の当初の就学先の判断と保護者の意向が異なる事例の割合
〔目標値〕 R9 年度：5%以下（現状 R2 年度：5.5%）
- **区市町村相談担当者向け研修の充実**
区市町村相談担当者向け研修の累計受講者数
〔目標値〕 H29～R9 年度：累計 15,000 人
（現状 H29～R2 年度：累計 4,238 人）
- **特別支援教育に対する理解の促進**
特別支援教育の理解促進に向けた行事への参加者数
〔目標値〕 H29～R9 年度：累計 35,000 人
（現状 H29～R2 年度：累計 12,203 人）

3 第一次実施計画における取組状況

第一次実施計画の計画期間においては、推進計画（第二期）の基本理念の実現に向け、四つの施策の方向性に基づき、次のとおり取り組みました。

（１）特別支援学校における特別支援教育の充実

【主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実】

- 小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行う教育課程¹⁰の教育内容・方法を充実するため、モデル校に指定した小・中学校及び所管する教育委員会と都立特別支援学校が連携し、授業力向上に向けた取組を実施しました。

モデル校の取組の成果に基づき、他の都立特別支援学校も、地域の小・中学校及び都立高校等と「授業研究連携校¹¹」としての連携を行うようにしました。令和2年度は、対象となる教育課程を編成する都立特別支援学校のうち22校が、小・中学校33校及び都立高校等10校の計43校と連携し、双方の授業研究の充実を図りました。

また、特別支援学校版の「授業改善推進プラン¹²」の様式を新たに作成し、指導資料にまとめて周知を図りました。令和2年度からは、関係する全ての都立特別支援学校で同プランの活用を推進しています。

- 病院内訪問教育においては、教員による指導は週3日・1回2時間を基本としていましたが、平成29年度から、入院する児童・生徒の学習支援を行う病弱教育支援員¹³を病院へ派遣するとともに、タブレット端末を活用することにより、学習の機会を週5日・1回2時間まで充実しました。
- キャリア教育¹⁴の充実を図るため、児童・生徒のキャリア発達を促す「キャリア・パスポート¹⁵」の活用が重要です。令和2年度に指導資料「自分らしい生き方の実現を目指して～都立特別支援学校におけるキャリア・パスポートの活用

¹⁰ 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校において、学校教育法第72条に基づき小・中学校又は高校に準ずる教育を行う教育課程。「準ずる」とは各教科等の目標・内容が、原則として小・中学校又は高校と同様であることを意味する。

¹¹ 教科指導の専門性や教材研究などの充実を図るため、特別支援学校と地域の小学校等のうち、日頃から児童・生徒間の交流及び共同学習を通して連携を図っている学校のこと。

¹² 都内全ての公立小・中学校において作成している授業改善を図るための計画。国や都の学力調査の結果等を基に、児童・生徒の学力の実態を分析し、課題に応じた具体的な方策等を示している。

¹³ 都立特別支援学校の病院内訪問教育において、児童・生徒が入院している病院等へ出向き、担当教員と連携して児童・生徒の学習支援を行う職員

¹⁴ 児童・生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識できるようにするとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促す教育のことを指す。

¹⁵ 児童・生徒が自らの学習状況や日常生活の振り返りをしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫した教材のことであり、令和2年4月から全ての小学校、中学校及び高等学校、特別支援学校等において活用されている。

とキャリア発達支援～」を作成し、都立特別支援学校に配布するとともに、内容の周知を図りました。同資料では「キャリア・パスポート」についての基本的な考え方を整理した上で、学校生活支援シート¹⁶（個別の教育支援計画）との関係や、特別支援学校における具体的な活用例などを示しました。

- 都立知的障害特別支援学校高等部における職業教育の一層の充実を図るため、第一次実施計画の期間中、毎年度3校程度を研究指定校に指定し、外部の専門家から継続的な助言を受けながら、知的障害の程度が中・重度の生徒の一人一人の障害の状態等に応じて、作業学習¹⁷等の授業改善を進めました。研究指定校の取組から、作業の工程や補助具の工夫、作業に集中できる環境整備、教員の支援の方法の工夫が大切であることが明らかになり、事業成果報告会などの機会を通じて、研究指定校以外の各校にこれらの成果の還元を図りました。

【多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進】

- 都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に適切に対応するため、平成31年度には臨海青海特別支援学校、令和2年度には八王子西特別支援学校、令和3年度には東久留米特別支援学校を新設するなど、都立知的障害特別支援学校の適正規模・適正配置を推進しました。
- 平成29年度には、肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する光明学園を開設するとともに、都立肢体不自由特別支援学校4校に病弱教育部門を設置することで、病院内訪問教育機能の拠点化を図りました。
また、令和2年度には、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する花畑学園を開設するなど、都立肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校の適正規模・適正配置を推進しました。
- 知的障害のある生徒の企業就労を促進するため、既存の就業技術科¹⁸設置校5校に加え、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科¹⁹について既設の2校から、平成30年度には江東特別支援学校に、令和3年度には東久留米特別支援学校に設置し、4校に拡大しました。

¹⁶ 本人や保護者の希望を踏まえて、教育・保健・医療・福祉等が連携して幼児・児童・生徒を支援していく長期計画。本人や保護者に対する支援に関する必要な情報が記載され、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行っていくためのツールである。学習指導要領では「個別の教育支援計画」という名称が用いられているが、都では、幼児・児童・生徒の学校生活を支えることが支援の中核になることから、学校生活支援シートと呼んでいる。

¹⁷ 知的障害特別支援学校や知的代替の教育課程で実施できる各教科等を合わせた指導の形態の一つで、作業活動を中心としながら、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学び、児童・生徒の働く意欲を培い、任された役割を遂行する態度等を身に付けるために行う学習。作業学習で取り扱う作業活動の種類は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、食品加工、事務・サービス、清掃など様々である。

¹⁸ 知的障害が軽い生徒を対象に、生徒の職業的自立と社会参加に向けて必要な専門的職業教育を行うことを目的とする学科

¹⁹ 知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、基礎的な職業教育を実施し、職業生活に必要な職務を遂行する能力を開発・伸長することを目的とする学科

- 都立特別支援学校の教育課程の編成に先んじて毎年度実施する、教育課程編成・実施・管理説明会において、肢体不自由教育部門の自立活動を主とする教育課程を履修する児童・生徒については、理学療法士²⁰や作業療法士²¹等、複数の分野の専門家が連携して個別指導計画²²を作成するよう促しました。各校では、自校が導入している外部専門家の助言を参考に、個別指導計画を作成したほか、教材・教具や補助具の作成等で工夫を行うなどして、自立活動の指導内容・方法の充実を図りました。

【質の高い教育を支える教育環境の整備充実】

- 幼児・児童・生徒の障害の重度・重複化等の状況に適切に対応した教育環境を整えるため、都立特別支援学校の特別教室や体育館の冷房化を進め、未整備だった学校については、改築等を予定している一部の学校を除き、令和元年度までに冷房化の工事を実施しました。
- 都立肢体不自由特別支援学校のスクールバスについては、小型化による増車やコース設定の工夫等により、引き続き平均 60 分以内で運行しました。
なお、令和 2 年度における平均運行時間²³は、56 分でした。
- 医療的ケア²⁴を必要とする幼児・児童・生徒を支援するため、平成 29 年度から肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校にも非常勤看護師を配置しました。また、平成 30 年度からは都立肢体不自由特別支援学校に主任非常勤看護師を配置し、令和 2 年度からはその他の都立特別支援学校にも必要に応じて主任非常勤看護師を配置するなど、医療的ケアの実施体制を整備しました。
- 副籍制度による交流について、都立特別支援学校の新入生の保護者への理解促進を図るとともに、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が、地域指定校²⁵となる小学校、中学校において理解推進授業²⁶を実施するなどして、学校間の連携の更なる強化を図りました。

²⁰ 身体に障害のある者に治療体操などの運動を行わせたり、電気刺激、温熱、その他の物理的手段を加えたりして、主として基本的運動能力の回復及び運動器（骨、関節、筋）の疼痛軽減、変形の矯正と予防などの基本的な運動機能の向上を目的とした理学療法を実施する専門家

²¹ 身体又は精神に障害のある者、またはそれが予測されるものに対して、その主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復・維持及び開発を促す作業活動を用いて行う治療・指導・援助を行う専門家

²² 学校生活支援シートに示された学校での支援を具体化した指導の計画。幼児・児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定し作成する。

²³ 各スクールバスに始発から乗車する児童・生徒の乗車時間の総和÷バスの台数

²⁴ 都立学校における医療的ケアとは、医行為のうち、経管栄養及びたんの吸引など日常生活に必要とされる生活援助行為としている。治療行為として実施する医行為とは区別している。

²⁵ 特別支援学校に在籍する児童・生徒が、副籍制度を利用して副次的な籍（副籍）を置く学校で、原則として自宅に最も近い小学校又は中学校（通学区域を定めている場合は、通学区域内の小学校又は中学校）のこと。

²⁶ 副籍交流における「地域指定校」の児童・生徒に、障害の理解を深めるために特別支援学校の学級担任や特別支援教育コーディネーターが行う授業のこと。

(2) 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

【小学校、中学校における特別支援教育の充実】

- 中学校の知的障害特別支援学級から都立知的障害特別支援学校高等部に進学した生徒について、入学前までの学習に高等部の学習が確実に積み上がっていくようにするために、1区2市の協力を得て、「一貫した教育課程」の研究を行いました。研究により、各学校段階の修了までに、児童・生徒が学習した各教科等の内容を記録に残して明らかにすることや、小学校段階から高等部までの12年間の学校教育を通して、各教科等の内容をバランスよく配列し、資質・能力の伸長を図ることが必要であることが明らかとなり、令和2年度にこれらの成果を指導資料にまとめて公表しました。
- 特別支援学級の教員の専門性を向上させるため、都立特別支援学校のセンター的機能を活用し、区市町村教育委員会との連携により特別支援学級（重点支援校）への支援を計画的・継続的に実施する専門性向上事業について、令和2年度までに53区市町村で実施しました。

特別支援学校の支援を受けることにより、児童・生徒のアセスメント²⁷を活用した指導改善や、障害の特性等に配慮した教室環境の整備を行うなど、特別支援学級の教員の専門性の向上に効果がありました。

また、支援を受けて改善した内容を地区内の研修会で発表するなど、特別支援教育に関わる教員への成果の共有・普及が図られました。
- 障害のある児童・生徒の進学などのライフステージの節目をつなぎ、切れ目ない支援を行うためには、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の一層の活用が重要です。そのため、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等を対象とした連絡協議会や、小・中学校等の教員を対象とした「発達障害への理解と支援に関する講習会」などの機会を捉え、活用方法について周知を図ってきました。
- 発達障害のある児童・生徒が障害の状態に応じた特別な指導・支援を受けられる体制を整備するため、小・中学校に特別支援教室の導入を進め、小学校は平成30年度に、中学校は令和3年度に、全校への設置を完了しました。

²⁷ 狭義には、標準化された検査法等を用いて、幼児・児童・生徒の障害の状態や発達の段階、技能水準等を把握することやその方法を指す。広義には、児童・生徒の障害の状態等を把握することやその方法を表す。

- 特別支援教室の円滑な運営のために、全校に特別支援教室専門員²⁸を配置するとともに、専門性のある巡回相談心理士²⁹の助言などにより、発達障害のある児童・生徒が障害の状態に応じて、適切に指導・支援が受けられるようにしました。

【都立高校等における特別支援教育の充実】

- 国における通級による指導の制度化を踏まえ、都立秋留台高等学校をパイロット校に指定し、発達障害のある生徒の通級による指導を行い、検証しました。検証結果を踏まえ、令和3年度から都立高校等で、通級による指導（自校通級）を実施できる仕組みを整備しました。
- 発達障害のある都立高校等の生徒には、「在籍する学校以外の場所で指導・支援を受けたい。」というニーズもあります。そのため、学校外で土曜日や長期休業期間に民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルなどを学べる仕組み「コミュニケーションアシスト講座」も整備しました。
また、都立高校等の教員に対して、発達障害のある生徒の支援の理解を促進するため、講習会等を毎年度実施しました。

（3）変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

【変化する社会において自立して生きるための力の育成】

- 全都立特別支援学校において、地震をはじめとする様々な自然災害へ備える防災教育や宿泊防災訓練を実施してきました。平成26年度から開始した宿泊防災訓練は、平成29年度以降、全都立特別支援学校で実施しました。
- 選挙権年齢が引下げ³⁰られ、平成30年の民法の改正により、成年年齢が引下げ³¹られることになりました。令和2年度以降に都立特別支援学校高等部に入学した生徒は、高等部第3学年在籍中に順次成年になることから、主権者教育を推進するために作成したリーフレット「都立特別支援学校高等部主権者・消費者教育推進リーフレット 18歳から成人になるということ」を活用した指導の充実を促進してきました。

²⁸ 巡回指導教員や巡回相談心理士の巡回日の連絡・調整、児童・生徒の行動観察や指導記録の作成など、巡回指導教員等と連携して特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行う職員

²⁹ 児童・生徒が抱える学習面や生活面の困難さについての的確に把握し、巡回指導教員や在籍学級担任に専門的立場から助言する専門家（臨床発達心理士、特別支援教育士、学校心理士及び公認心理師）

³⁰ 公職選挙法の改正により、選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる。平成28年6月19日から施行

³¹ 民法の一部を改正する法律により成年年齢を20歳から18歳に引き下げる。令和4年4月1日から施行

【ICT機器を活用した教育活動の展開】

- 都立特別支援学校が実施する病院内教育を充実するため、病室でも使用できるタブレット端末を配備し、通信容量を拡大するなど、児童・生徒の学習を支援してきました。
- 「デジタル機器の活用事例集（中学校版）」を作成し、「教育課程編成・実施・管理説明会」などの機会を捉えて、デジタル機器の活用を促進するよう各都立特別支援学校に周知してきました。こうした周知を経て、各学校においては、教科の学習や自立活動などの様々な場面で、タブレット端末等のデジタル機器を効果的に活用できるようになってきました。

また、「令和3年度研究開発委員会（特別支援教育）」においては、「ICT機器を活用した指導」をテーマに掲げ、更なる活用促進に向けた研究開発に取り組みました。

【豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進】

- 平成27年度から令和2年度までの間、パラリンピアン等の専門性の高い指導者を都立特別支援学校延べ42校に派遣し、児童・生徒の運動意欲の向上を図りました。

また、都立特別支援学校を対象に、スポーツ教育推進校³²を指定することにより、障害者スポーツの充実や障害者スポーツを活用した地域の小学校、中学校との交流を推進しました。指定校数は平成27年度の10校から徐々に拡大し、平成30年度以降は全校を指定校としました。

さらに、都立特別支援学校の運動系部活動に、専門的な知識や技術等を有する外部指導員を導入し、体力や競技力の向上を図りました。令和2年度は、15の部活動で19人の外部指導員が指導に当たりました。

加えて、大会遠征経費の補助を行うことなどにより、全国大会等への参加を支援してきました。令和2年度には36人（チーム）が全国大会等に出場しました。

- ボッチャ等の障害者スポーツ体験を通じた、都立特別支援学校の児童・生徒と小・中学校や都立高校等の児童・生徒等との交流活動を実施しました。平成30年度は小・中学校40校、高等学校16校との実施、令和元年度には小・中学校60校、都立高校等16校に加え、大学等5校、地域の団体20団体との実施となるなど、交流活動の対象も拡大しました。

³² 障害のある児童・生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を築くことを目的に、障害者スポーツを取り入れた体育的活動に重点的に取り組む都立特別支援学校。平成28年度から指定を開始し、平成30年度からは全都立特別支援学校を「スポーツ教育推進校」に指定した。

また、都立特別支援学校の児童・生徒が生涯にわたってスポーツに親しむことができるようにするために、各学校が、それまでに行っていない障害者スポーツ等を新たに取り入れるよう促し、令和元年度は、延べ115校で、44種目が新たに実施されました。

- これまで芸術教育推進校³³が、年間テーマに関連する専門性の高い芸術系大学の教員等を招へいし、美術等の授業改善に取り組んできました。その成果を他の特別支援学校等に広く普及するために、教員を対象とした「事業成果報告会」を実施しました。
- 芸術に優れた才能を有する児童・生徒を発掘するとともに、都民に対して障害者アートに関する理解を促進するため、毎年度1回「東京都特別支援学校アートプロジェクト展³⁴」を開催しました。平成27年度に開催した第1回と比べて、令和元年度の第5回では、作品の応募総数、来場者数ともに増加し、多くの方の関心を集めています。展覧会終了後も、出展作品を都内各所で展示するアートキャラバンや都立特別支援学校のスクールバス車体への掲載（ラッピングバス）を行いました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、会場での開催を中止した令和2年度についても、インターネット上で作品を公開したところ、公開開始4か月の間に13,000回以上の閲覧回数を得ました。

- また、特別支援学校の文化系部活動に、音楽や美術、演劇、茶道、華道といった様々な分野の専門家等を外部指導員として招へいし、芸術・文化活動の振興を図ってきました。令和2年度は、22の部活動で24人の外部指導員が指導に当たりました。

(4) 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

【専門性の高い教員の確保・育成】

- 教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、免許法認定講習³⁵の実施や免許法認定通信教育³⁶の受講費用の補助により、特別支援学校教員や特別支援学級担当教員の特別支援学校教諭免許状の取得を促進しました。

³³ 特別支援学校における芸術教育推進を目的に、芸術系大学等の教員・学生と連携を図りながら芸術教育の内容・方法について研究・開発を行う都立特別支援学校

³⁴ 秀でた芸術的才能を有する児童・生徒を発掘して、その芸術性の高い作品を広く都民に周知することにより、障害への理解を促すための展覧会。特別支援学校に在籍する児童・生徒から作品を募集し、選ばれた作品が展示される。

³⁵ 一定の教員免許状を有する現職教員が上位の免許状や他の種類の免許状を取得するために必要な単位の修得と教員の資質向上を目的として、都教育委員会が文部科学大臣の認定を受けて開設する講習

³⁶ 一定の教員免許状を有する現職教員が上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、大学の教職課程によらずに必要な単位を修得するために、大学等が文部科学大臣の認定を受けて開設している通信教育

- 全ての学校における特別支援教育を推進するために、平成 24 年 4 月 1 日から小・中学校と特別支援学校間で、平成 25 年 4 月 1 日からは都立高校等と都立特別支援学校間で異校種間の人事交流を開始し、これまでに多くの教員が異なる学校種別での勤務等の経験を積んでいます。小・中学校及び都立高校等の教員は、都立特別支援学校での勤務を通じて、様々な知識と経験を得ることにより、特別支援教育に係る専門性を高めることができました。

また、都立特別支援学校の教員は、小・中学校及び都立高校等に配置されることで、各学校の特別支援教育への理解を深めるとともに、小・中学校及び都立学校の教員の特別支援教育に係る指導力向上を支援しました。

- 都立特別支援学校の指導教諭³⁷が実施する模範授業等の参加対象を拡大し、小・中学校など他校種の教員も参加できるようにすることで、都内公立学校全体における教員の特別支援教育に関する専門性の向上を推進しました。
- 全ての教員の特別支援教育への理解を促進するため、都立学校の教務、生活指導、進路指導の各主任や教育管理職候補者を対象とした職層研修及び初任者、中堅教諭等を対象とした年次研修において、特別支援教育に係る内容の充実を図りました。

また、平成 30 年度から、校種と経験年数で対象を分けた特別支援教育コーディネーター向け研修を実施しました。

【学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実】

- 外部有識者等による都立特別支援学校の学校経営診断の実施により、都立特別支援学校 48 校の経営状況を客観的に把握し、改善を促すことで、校長の学校経営を支援するとともに、各学校の特色ある取組を明らかにして、特別支援学校に対する都民の理解推進を図りました。
- 視覚障害や聴覚障害のある乳幼児に対する早期教育相談の拠点として、幼稚部を設置する都立視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校が、医療機関等との連携の下、乳幼児の保護者からの相談に応じ、障害に関する知識や情報の提供、視力・聴力検査、カウンセリング等の心理的援助等、保護者のニーズに即した様々な支援を実施しました。

³⁷ 児童・生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う職（学校教育法第 37 条第 10 項）

- 就学相談の機能充実を図るため、弁護士や医師等で構成する専門家チーム³⁸を設置し、区市町村教育委員会からの要請に応じて専門的な知見に基づく助言を行う体制を整備するとともに、就学相談担当者向け講習会の開催など、区市町村教育委員会への支援の充実により、幼児・児童・生徒一人一人の適切な就学を促進しました。その結果、「区市町村教育委員会の当初の就学先の判断と保護者の意向が異なる事例」の割合は減少しました。

【関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進】

- 都立特別支援学校高等部生徒の就労支援のため、企業経営経験者等で障害者雇用の見識の高い人材からなる「就労支援アドバイザー³⁹」や都立特別支援学校の進路指導担当教員、東京都就労支援員⁴⁰等からなる「就労支援（企業開拓）チーム」を編成し、都内5ブロック⁴¹ごとに、生徒の実習受入企業の拡大を進めました。平成27年度に延べ413回だった「就労支援アドバイザー」の活用実績は、令和元年度に811回まで増加しました。
- 障害者雇用を検討する企業を都立特別支援学校に招き、学校における職業教育の取組を紹介して障害のある児童・生徒についての理解促進を図りました。
また、障害者雇用に対する理解と協力を求めるとともに、インターンシップの受入れの方法や具体例についても紹介を行い、実習受入先の拡大を図り、平成28年度から令和元年度までの4年間に、延べ524社、684人の参加者を得ました。
- 保護者や都民に対し、特別支援教育や特別支援学校の教育活動に関する理解促進を図り、開かれた学校づくりを推進するため、都立特別支援学校において積極的な授業公開を行いました。
また、主に高等部の生徒が、授業で製造したお菓子や製品等の販売を行ったり、授業で学んだ技能を活かして公共施設等の清掃作業を行ったりすることを通して、地域との交流を図りました。

³⁸ 区市町村教育委員会における就学相談の過程で、保護者との合意形成を円滑に図れるよう支援するため、都教育委員会が設置しているチームのこと。区市町村教育委員会の要請に応じて、都教育委員会として、弁護士、医師、臨床心理士、療育機関職員、社会福祉士、学識経験者、保護者代表、教育関係者等の、専門的な知見に基づく助言を行うことができる体制を整備している。

³⁹ 就労支援アドバイザーはその専門性を活かし、特別支援学校の進路指導担当者や東京都就労支援員とともに、生徒の実習先企業やインターンシップへの協力企業の開拓を行うほか、企業への障害者雇用に関する理解促進や、特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育への支援を行っている。

⁴⁰ 特別支援学校における就労支援業務や、民間企業における障害者雇用業務に関する知識や経験を有し、実習先企業や雇用先企業の開拓と情報管理、特別支援学校生徒の就労に関する理解啓発、関係機関との連絡調整等の業務を行う都の職員

⁴¹ 都教育委員会では都内全域を五つのブロックに分け、各ブロックの就業技術科設置校5校を中心に、ブロック内の職能開発科・普通科が連携し、進路指導や職業教育の充実を図っている。

- 特別支援教育や特別支援学校に関する理解啓発を図るため、都内3か所の東京都学校経営支援センター⁴²を中心に、都立学校等を会場として、教育活動の紹介や作品等の展示、幼稚園、小・中学校、都立高校等と合同の研究発表等を都民へ紹介する理解促進イベントを実施し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年度は過去最高となる年間4,250人が参加しました。イベントでは、特別支援学校の児童・生徒と都立高校等の生徒による共同舞台発表や、特別支援学校、都立高校等の製品販売等により、児童・生徒の交流が実現しました。こうした活動により、特別支援学校の教育活動の成果を発表するとともに、都民への理解啓発を図りました。

⁴² 校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行うとともに、学校における契約等の事務の集約を行い、経営企画室の経営面の機能強化を図ることにより、都立学校の教育の質的充実を図り、都民の期待に応える学校づくりを実現するため、平成18年4月に設置した。

第2 これからの特別支援教育の推進

1 東京都を取り巻く状況の変化

(1) 社会状況の変化

情報技術の急速な進展により、人々のコミュニケーションや経済活動のボーダレス化が加速度的に進む一方で、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により社会活動等の抑制が続く中、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるなど、社会状況は大きく変化し教育を取り巻く環境も大きく変わっています。この間、国において様々な動きがありました。

ア 学習指導要領の改訂

国は、平成 29 年に告示した特別支援学校学習指導要領等の改訂において、インクルーシブ教育システムの推進により、障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、特別支援学校の教育課程について幼稚園、小・中学校の教育課程との連続性を重視することを示しました。そのため、特に知的障害のある幼児・児童・生徒のための各教科等の目標や内容について、幼稚園や小・中学校の各教科等とのつながりに留意し、特別支援学校の小・中学部の各段階に目標を設定したり、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができるよう規定したりするなど、学びの連続性を重視した対応が図られています。

イ G I G A スクール構想

国では、学習指導要領の実施を見据え、児童・生徒一人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 I C T 環境の実現を目指す G I G A スクール構想を進めていました。

令和 2 年度以降、新型コロナウイルス感染症のまん延による学校の一斉臨時休業等を受け、G I G A スクール構想が前倒しになるなど、小・中学校におけるデジタル活用による教育の基盤整備が急速に進められました。

ウ 中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」

令和 3 年 1 月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」において、新時代の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方とし

て、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要があるとされました。

特別支援教育の在り方として、障害のある幼児・児童・生徒の学びの場の整備・連携強化、特別支援教育を担う教師の専門性向上や関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実が求められています。

エ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行

教育条件の整備に関して、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒（以下「医療的ケア児」という。）とその家族に対する支援について、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律⁴³（以下「医療的ケア児支援法」という。）が、令和3年9月に施行されました。その基本理念に、医療的ケア児が医療的ケアを必要としない幼児・児童・生徒と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に医療的ケアに係る支援が行われるなど、社会全体で支えることが示されました。

(2) 東京都の動向

ア 「未来の東京」戦略の策定

都は、持続可能な「未来の東京」を切り拓くため、令和3年3月に「未来の東京」戦略を策定しました。「未来の東京」戦略では、東京で働き、暮らす誰もが、共に交流し、支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」を実現するため、様々な場で多様な人が共に支え合う環境づくりを推進するとともに、一人ひとりがお互いを認め合い、尊重し合う社会の実現を目指すこととしています。

また、新たな「東京型教育モデル」推進プロジェクトでは、障害の有無にかかわらず、個々の教育的ニーズに的確に応え、多様な学びの場を備えたインクルーシブな教育を推進することとしています。

イ 東京都教育施策大綱の策定

今後の都における教育施策の基本的な方針を示す、新たな東京都教育施策大綱

⁴³ 令和3年9月に施行された法律で、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育・教育の拡充に係る施策等や医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

を令和3年3月に策定し、「東京の目指す教育」を実現するために東京型教育モデルを実践していくこととしました。

都では、「教育のインクルージョンの推進」として、柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、多様な個性を持つ子供たちが互いを認め、尊重し合いながら学ぶ環境を整備していくこととしています。

ウ 東京都こども基本条例の制定

都は令和3年4月には、社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある子供の健やかな成長に寄与することを目指した東京都こども基本条例を制定しました。

その基本理念には、「全てのこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていけるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備していかなければならない。」ことが示されています。

2 特別支援教育の推進の考え方

共に学び支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、それぞれの状況に応じた自立と社会参加を促進するためには、子供たちにとって最適な学びの場につなぐ就学相談機能の充実や、一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できる多様な学びの場の充実・整備とともに、障害のある児童・生徒とない児童・生徒の交流及び共同学習の促進を、着実に進めていくことが重要です。

推進計画（第二期）は、障害のある幼児・児童・生徒も障害のない幼児・児童・生徒も共に学び、互いに理解を深められる共生社会の実現を目指して策定しました。

これからの特別支援教育の推進に当たっては、「未来の東京」戦略や東京都教育施策大綱も踏まえつつ、長期計画である推進計画（第二期）の理念を基礎とし、デジタルを活用した教育など、社会状況等の変化に対応した施策を進めることで、全ての学びの場における特別支援教育の充実を図っていきます。

（1）これまでの成果に立脚した特別支援教育の更なる充実

第一次実施計画に基づく施策の展開により、特別支援学校の再編や、指導内容の充実、教育条件の整備など、都の特別支援教育は着実に進展・充実しています。

一方で、特別支援学校の規模と配置の適正化、都立高校における通級による指導の実施に当たっての教員の一層の理解促進、障害者スポーツを活用した交流の推進など、

特別支援教育の充実に向けた取組を一層推進する必要があります。

これからの特別支援教育の推進に当たっては、これまでの取組の成果を踏まえながら、強化・充実を図っていきます。

(2) 新たな将来推計に基づく教育環境の整備

特別支援教育の進展に伴い、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等に在籍する児童・生徒数は増加傾向が続いています。今後の特別支援教育の充実を図る上では、その対象となる障害のある幼児・児童・生徒の将来の人口推計が重要となります。

都教育委員会では、これからの特別支援教育の推進に当たり、特別支援学校の在籍者数及び小・中学校の特別支援学級等の在籍者・利用者数に関する推計を行いました。その結果は、下表のとおりです。

(単位：人)

学校・障害種別	令和 3年度 (実数)	令和 6年度	令和 9年度	令和 13年度
特別支援学校*1	13,045	14,529	15,460	15,832
視覚障害	230	243	241	233
聴覚障害	654	662	652	629
肢体不自由	2,055	2,128	2,093	2,008
知的障害	9,901	11,263	12,247	12,747
病弱	205	233	227	215
小・中学校*2	45,183	57,306	62,519	62,225
知的障害（特別支援学級）	11,247	12,443	12,684	12,056
情緒障害等（特別支援教室）	29,048	39,103	43,471	43,831
その他	4,888	5,760	6,364	6,338

*1 区立特別支援学校を含む。 *2 義務教育学校及び中等教育学校を含む。

特別支援学校の推計値を見ると、令和3年度の在籍者数（実数）が、13,045人ですが、令和13年度には、約15,800人にまで増加する見込みとなっています。特に、知的障害特別支援学校の在籍者数については、今後10年間で約2,800人増加することが見込まれています。

また、小・中学校の特別支援学級等の推計値を見ると、令和3年度の在籍者・利用者数（実数）は、45,183人ですが、令和13年度には、約62,200人となる見込みとな

っています。

推進計画（第二期）の計画期間は令和9年度までとしておりますが、知的障害特別支援学校等の在籍者数が令和9年度以降も増加することなどを見据えて、取組を進める必要があります。

都教育委員会では、こうした推計結果を基に、国が令和3年9月に公布した特別支援学校の設置基準も踏まえ、障害のある幼児・児童・生徒の教育環境の充実を図るため、特別支援学校の適正規模・適正配置などの取組を、今後も着実に進めていきます。

（3）変化に対応した特別支援教育の推進

ア インクルーシブな教育の推進

新時代の特別支援教育の在り方について、令和3年1月の中教審答申では、障害のある子供とない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備や、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校などの連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進めていく必要性が示されました。

また、東京都の「未来の東京」戦略では、東京で働き、暮らす誰もが、共に交流し、支え合う共生社会「インクルーシブシティ東京」を実現するため、多様な人が共に支え合う環境づくりを推進するとともに、一人一人がお互いを認め合い、尊重し合う社会を実現することを目指しています。さらに、東京都教育施策大綱においても、柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出することなど、教育のインクルージョンの推進を特に重要な事項の一つとして示しています。

こうした国の動向や東京都の戦略を踏まえ、柔軟な仕組みによる多様な学びの場を整備・充実し、子供たち一人一人の能力を最大限に伸ばしながら、多様な個性を持つ子供たちが互いを認め、尊重し合いながら学ぶ環境を整えていく必要があります。

イ 医療的ケア児への支援の充実

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケア児は増加傾向にあり、肢体不自由以外の特別支援学校、小・中学校や都立高校等にも医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒が在籍している状況があります。都教育委員会では、学校設置者として、都立学校において、安全な医療的ケアを実施できる体制を整備するため、非常勤看護師の配置を進めるとともに、人工呼吸器管理などの高度な医療的ケアについてのガイドライン等を策定してきました。

令和3年9月には、医療的ケア児支援法の施行により、医療的ケア児が保護者の付添いなく学校教育を受けられるようにするための地方公共団体及び学校設置

者の責務が法的に位置付けられました。法の趣旨も踏まえ、引き続き、学校における医療的ケアの実施体制の整備を着実に進めていく必要があります。

ウ デジタルを活用した特別支援教育の推進

国のGIGAスクール構想や都教育委員会の「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト⁴⁴」によって、義務教育段階の児童・生徒の一人1台端末の配備や校内無線LANの整備が急速に進められました。都教育委員会では、都立特別支援学校の小・中学部への一人1台端末の配備を令和2年度末に完了し、校内無線LANの整備を令和3年度中に完了するように進めています。

障害のある児童・生徒にとって、こうしたデジタル環境の整備は、学習活動やコミュニケーションのための支援となることが期待されています。特別支援学校では、今後、高等部の生徒に対しても一人1台端末の環境整備の検討を進めるなど、デジタル機器や通信ネットワーク環境を着実に整備していく必要があります。

また、デジタルを活用し、児童・生徒の学びの充実を図るためには、教員の教え方を改善・充実していくことが重要なことから、デジタルを活用した指導方法や内容を充実するための検討を進めていきます。

3 推進計画（第二期）第二次実施計画の策定

都教育委員会では、これまでの取組の成果や社会状況の変化等を踏まえ、令和3年度中に、令和4年度から令和6年度までの3年間を計画期間とする、推進計画（第二期）第二次実施計画を策定します。

4 国、都、区市町村が一体となった特別支援教育の推進

都教育委員会は、推進計画（第二期）の策定時に、国の動向を踏まえつつ、区市町村との適切な役割分担の下で、特別支援教育の充実を図っていく考え方を示しました。これからの特別支援教育の推進に当たっても、引き続き適切な役割分担の下でそれぞれの施策を推進していきます。

（1）都教育委員会の役割

都教育委員会は、全ての公立学校における特別支援教育を充実するため、区市町村

⁴⁴ 子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして、教育のDX（デジタルトランスフォーメーション）を強力に推進するプロジェクト。教育のDXを推進することで、「学び方改革」、「教え方改革」、「働き方改革」の3つの改革を実現することを目指している。

教育委員会や各学校における実態を踏まえつつ、障害のある幼児・児童・生徒の能力を最大限に伸ばす上で最も効果的な方法により、様々な事業を展開していきます。

また、特別支援教育を推進するための体制整備として、特別支援学校のみならず、小・中学校及び都立高校等を含めた教員全体への理解の浸透と専門性の向上を図るほか、乳幼児期から学校卒業後の自立までを見据えて、教育分野だけでなく、保健・医療・福祉・労働等の各関係機関との連携を推進していきます。

さらには、共に学び支え合う共生社会を実現するため、社会全体の理解促進をより一層図っていく必要があります。

こうした観点とともに、国におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた動向、学習指導要領の改訂の基本的な考え方等も踏まえ、これからの特別支援教育を推進するための施策を的確・迅速に進め、都における特別支援教育の更なる充実を図っていきます。

(2) 区市町村教育委員会の役割

区市町村教育委員会は、都における特別支援教育の推進の考え方や各施策の方向性を十分に踏まえ、全ての学校・学級に特別な指導・支援を必要とする児童・生徒が在籍するとの認識の下、各自治体における特別支援教育の充実・発展に努めていく役割を担っています。

具体的には、小・中学校における発達障害のある児童・生徒に特別な指導を行うための特別支援教室の全校導入等に伴い、適切な運営や指導内容・方法を充実していくことが求められます。

また、特別支援学級において、質の高い教育を実践していくためには、特別支援学級担任の専門性の向上が不可欠であり、特別支援教育担当指導主事⁴⁵等による学校への積極的な支援により、指導力の向上を図っていくことが重要です。

さらに、障害のある幼児・児童・生徒にとって、障害の状態等に即した最も適切な就学先を決定できるようにするためには、就学相談等の機能強化や保護者等への理解促進を更に推進する必要があります。

加えて、小・中学校に就学した障害のある児童・生徒に適切な指導・支援を行うためには、全ての教職員の特別支援教育への理解に基づく、合理的配慮の適切な提供や、その基礎となる教育環境の一層の充実を図ることが求められます。

こうした観点から、各区市町村教育委員会においては、都教育委員会との緊密な連携の下、障害のある幼児・児童・生徒への支援体制の整備を図っていくことが望まれ

⁴⁵ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条の規定に基づき教育委員会事務局におかれる職員。学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

ます。

(3) 都立特別支援学校の役割

都立特別支援学校は、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じた適切な指導・支援を充実させることで、幼児・児童・生徒の自立や社会参加を実現していくため、校長を中心として、全ての教職員が高い専門性を発揮できる指導体制を構築することが引き続き求められます。

また、特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンター的機能⁴⁶の発揮という重要な役割を担っています。全ての学びの場における教育を充実させていくためには、都立特別支援学校が蓄積した専門的な知識や技能を用いて、区市町村教育委員会をはじめとする関係機関と連携を深めながら、地域の幼稚園や保育所、小・中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実を支援していくことが、一層求められます。

さらに、副籍制度⁴⁷等により、都立特別支援学校と小・中学校との間で、交流及び共同学習を充実させるなど、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学ぶ場を多く創出していくことも必要です。

こうした取組を進めることにより、障害のある幼児・児童・生徒の地域での生活の充実を図るとともに、将来の自立と社会参加を図るための職業教育を一層充実させていくことや、デジタルを活用した効果的な指導方法等を確立させていく必要があります。

(4) 小・中学校及び都立高校等の役割

小・中学校及び都立高校等は、発達障害を含めた障害のある児童・生徒が多数在籍している状況を踏まえて、障害に応じた指導・支援等の更なる充実を図ることが求められます。

通常の学級、特別支援学級や通級による指導において、障害の種類と程度に即した適切な指導・支援を行うことができるよう、体制の整備を図る必要があります。そのためには、小・中学校における特別支援学級担任の専門性の向上はもとより、全ての

⁴⁶ 特別支援学校が、地域の幼稚園や小・中学校、高校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。学校教育法第74条では、「特別支援学校においては、(略)、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育諸学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。」と規定されている。

⁴⁷ 特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍(副籍)を持ち、直接的な交流(小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等)や間接的な交流(学校・学年・学級だよりの交換等)を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度

教職員が特別支援教育に関する正しい知識を身に付け、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター⁴⁸を中心とした校内体制の強化を図る必要があります。

個々の児童・生徒への指導・支援や合理的配慮の適切な提供方法等について、特別支援学校が担うセンター的機能も活用し、特別支援学校との学校間の交流活動や共同学習のみならず、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を一層充実させていくことが重要です。さらには、こうした取組への協力を得るために、保護者や地域の人々へ共生社会に向けた理解促進を積極的に行っていくことが期待されます。

⁴⁸ 学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、学校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者

5 特別支援教育の推進の全体像

〔以下に示す個別事業案の番号は、37 ページから 111 ページの「特別支援教育を推進するための個別事業案」の番号と一致しています。〕

(1) 特別支援学校における特別支援教育の充実

ア 主体的・積極的な社会参画に向けた個に応じた指導・支援の充実

【障害の種類と程度に応じた指導・支援の充実】

個別事業案	番号
○ 個別指導計画の評価を活用した教育課程の充実	1
○ 準ずる教育課程の教育内容・方法の充実	2
○ 自立活動を主とする教育課程の充実	3
○ 特別支援学校における国際理解教育の充実	4
○ 言語活動及び読書活動の充実	5
○ 学習指導要領を踏まえたプログラミング教育の推進	6
○ 視覚障害教育と聴覚障害教育におけるデジタルを活用した教育の充実	7
○ 知的障害教育における教育課程の充実	8
○ 知的障害のある児童・生徒の指導内容を設定するためのアセスメントの開発	9
○ 知的障害の状況や程度に応じた指導の在り方の研究	10
○ 病弱教育におけるデジタルを活用した教育の充実	11

【自らの望む将来を実現するためのキャリア教育等の充実】

○ キャリア教育の充実	12
○ 職業教育の充実	13
○ 進学指導の充実	14

イ 多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進

【都立特別支援学校の規模と配置の適正化】

○ 視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置	15
○ 知的障害特別支援学校の適正な規模と配置	16
○ 肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校の適正な規模と配置	17
○ 施設整備計画	18

【多様な教育ニーズに即した特色ある教育活動の推進】

○ 複数の障害教育部門を併置する学校の特色を活かした教育活動の展開	19
○ 視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への早期からの適切な支援	20
○ 職能開発科の設置の推進	21
○ 八丈町における特別支援学校の分教室の設置	22

【様々な分野の専門家を活用した指導・支援体制の充実】

○ 専門家を活用した自立活動の充実	23
○ 教員と学校介護職員の協働による指導体制の確立	24
○ 将来の自立と社会参加を見据えた専門性の高い指導の実施	25

ウ 質の高い教育を支える教育環境の整備・充実

【都立特別支援学校の施設設備の充実】

○ 施設整備標準に基づく施設整備	26
○ 省エネ・再エネの推進	27
○ 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実	28
○ 老朽校舎の改築・大規模改修	29

【特別支援教育を推進する教育諸条件の整備】

○ 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）	30
○ 医療的ケア児への支援の充実	31
○ 副籍制度の充実による交流活動の推進	32
○ 寄宿舎の適正な規模と配置及び施設の有効活用	33

(2) 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

ア 小学校、中学校における特別支援教育の充実

【小学校、中学校における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備】

○ 知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実	34
○ 知的障害のある児童・生徒の指導内容を設定するためのアセスメントの開発	35
○ 知的障害特別支援学級の専門性向上に向けた支援	36
○ 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実	37
○ 特別支援学校のセンター的機能を生かした聴覚障害・視覚障害のある児童・生徒への支援	38
○ 副籍制度の充実による交流活動の推進【再掲】	39

○ 学校におけるインクルージョンに関する実践的研究	4 0
○ 区市町村における早期連携・早期支援のための体制整備への支援	4 1

【小学校、中学校における発達障害教育の推進】

○ 特別支援教室の円滑な運営	4 2
○ 特別支援教室の指導内容・方法の研究・開発	4 3
○ 発達障害のある児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実	4 4
○ 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の充実に向けた支援	4 5

イ 都立高校等における特別支援教育の充実

【都立高校等における個に応じた指導・支援の充実と教育環境の整備】

○ 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実	4 6
○ 都立高校等に在籍する障害のある生徒への適切な支援の実施	4 7
○ 進路指導の充実	4 8
○ 特別支援教育コーディネーター向け研修の充実【後掲】	4 9
○ 島しょ地域の教員の専門性向上への支援【後掲】	5 0

【都立高校等における発達障害教育の推進】

○ 通級による指導の充実	5 1
○ 通級による指導の指導内容の充実	5 2
○ 学校外で実施するコミュニケーションアシスト講座の実施	5 3
○ 心理の専門家による相談支援体制の整備	5 4
○ 障害の状態に応じた進学・就労支援の充実	5 5
○ 発達障害教育に対する教員の理解推進	5 6
○ 都立高等学校等発達障害支援研究協議会の実施	5 7

(3) 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

ア デジタルを活用した教育活動の展開

【デジタルを活用した教育の充実】

○ 自立と社会参加を見据えた情報教育の充実	5 8
○ デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発	5 9
○ 学習指導要領を踏まえたプログラミング教育の推進【再掲】	6 0
○ 準ずる教育課程におけるデジタルを活用した他校との共同学習	6 1
○ 高等部における一人1台端末を用いた指導内容・方法の開発	6 2

○ 聴覚障害教育における進学指導へのデジタル機器の活用	6 3
○ 知的障害の程度が重い児童・生徒のデジタル活用場面の拡大	6 4

【デジタルを活用した教育を推進するための環境整備】

○ TOKYOスマート・スクール・プロジェクトの推進	6 5
○ 聴覚障害教育における情報保障のデジタル化の推進	6 6
○ 病弱教育におけるデジタルを活用した教育の充実	6 7

イ 変化する社会において自立して生きるための力の育成

【幼児・児童・生徒の安全確保に向けた防災教育等の推進】

○ 特別支援学校における安全・防災に関する指導の充実	6 8
○ 特別支援学校における宿泊防災訓練の充実	6 9
○ コロナ禍を踏まえた感染症対策の徹底	7 0

【責任ある個人として主体的に生きるための力の育成】

○ 特別支援学校における主権者教育・消費者教育の充実	7 1
○ 特別支援学校の児童・生徒の健全育成の充実	7 2
○ 社会の課題に対応した教育活動の展開	7 3

ウ 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進

【障害者スポーツを通じた教育活動の推進】

○ 特別支援学校におけるスポーツ教育推進事業	7 4
○ 体力・競技力向上に向けた部活動の振興	7 5
○ 障害者スポーツの競技機会の拡充	7 6
○ 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実【再掲】	7 7
○ 特別支援教育の理解促進に向けた障害者スポーツを通じた交流の推進	7 8

【芸術教育の充実】

○ 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進	7 9
○ 芸術・文化に専門的な知見・技術を有する指導員を活用した部活動振興	8 0
○ 東京都特別支援学校総合文化祭等の開催	8 1

(4) 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

ア 専門性の高い教員の確保・育成

【大学等と連携した質の高い人材の養成・確保と教員の柔軟な配置】

○ 東京教師養成塾を活用した人材養成	8 2
○ 教員養成系大学等との連携による特別支援教育の推進	8 3
○ 特別支援学校教諭免許状の取得等による専門性の向上	8 4
○ 特別支援学校教諭免許状保有者の積極的な活用等	8 5
○ 異校種期限付異動による専門性の向上	8 6
○ 短期人事交流による専門性の向上	8 7
○ 特別支援学級での勤務経験を活用する異動の実施	8 8

【専門性の向上に向けた研修等の充実】

○ 指導教諭を活用した教員全体の専門性の向上	8 9
○ 特別支援教育に関する研修の充実	9 0
○ 島しょ地域の教員の専門性向上への支援	9 1
○ 知的障害特別支援学級の専門性向上に向けた支援【再掲】	9 2
○ 区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事及び特別支援学級設置校管理職の専門性向上への支援	9 3

イ 学校や区市町村に対する総合的な支援体制の充実

【特別支援教育の充実に向けた学校経営力の向上】

○ 働き方改革の推進による学校教育の質の維持向上	9 4
○ 特別支援学校における学校経営診断の実施による学校経営支援	9 5
○ 東京都学校経営支援センターによる支援	9 6

【特別支援教育に関する多様な支援機能の充実】

○ 特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援	9 7
○ 都教育委員会の指導主事等の派遣による支援	9 8
○ 一般財団法人東京学校支援機構（TEPRO）による学校への多角的な支援	9 9
○ 合理的配慮の適切な提供に向けた支援	1 0 0
○ 発達障害教育に関する教員等への支援	1 0 1
○ 教員による特別支援教育に係る研究活動の活性化	1 0 2

【特別支援教育に関する就学相談及び教育相談等の機能の充実】

○ 就学相談の充実	1 0 3
○ 東京都教育相談センターにおける相談の充実	1 0 4

ウ 関係機関等との連携強化及び特別支援教育の理解促進**【一貫した指導・支援の充実に向けた関係機関等との連携強化】**

○ 就労支援（企業開拓）チームによる企業開拓	1 0 5
○ 企業向けセミナー等の開催	1 0 6
○ 民間等の活用による企業開拓	1 0 7
○ 特別支援学校卒業生の職場定着支援	1 0 8
○ 学校と地域とのつながりの強化	1 0 9

【共生社会の実現に向けた特別支援教育の理解促進】

○ 特別支援学校の授業公開や公開講座の実施を通じた理解促進	1 1 0
○ 特別支援学校と地域の小学校、中学校、高校等との学校間交流及び共同学習	1 1 1
○ 都民の理解の促進	1 1 2

特別支援教育を推進するための個別事業案

以下に示す個別事業案の番号は、31 ページから 36 ページの
「5 特別支援教育の推進の全体像」の個別事業案の番号と一致しています。

番号 1 個別指導計画の評価を活用した教育課程の充実

都教育委員会では、都立特別支援学校において、児童・生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）及び個別指導計画の作成と活用を促進してきました。

新しい学習指導要領では、各特別支援学校において、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点⁴⁹で組み立てていくこと、②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるよう求めています。また、カリキュラム・マネジメントの充実に向け、個別指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげていくことも、あわせて示しています。

このことを踏まえ、個別指導計画と教育課程のそれぞれの評価と改善をつなげていく仕組みを確実なものとしていく必要があります。

このため、都教育委員会では、個別指導計画に基づいて児童・生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、これを教育課程の評価と改善につなげる方法を検討するため、新たに検討委員会を設置します。

また、この検討委員会では、教育活動の質の向上や、学習の効果の最大化につながるように、示された内容を全て取り扱う各教科と個々の児童・生徒の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱う自立活動の目標設定に至る手続きの違いを踏まえ、個別指導計画を作成する方法についても、あわせて整理します。

さらに、検討結果については、個別指導計画等の作成・活用に関する手引きとしてまとめ、都立特別支援学校に普及していきます。

⁴⁹ 教科等ごとの枠の中で資質・能力の育成を目指すことのみならず、幅広い学習や生活の場面で活用できる力を育むことを目指すためにねらいを具体化したり、他の教科等における指導との関連付けを図ろうとする視点のこと。また、児童・生徒の日々の学習や生涯にわたる学びの基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の資質・能力や、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に照らして必要となる資質・能力を、それぞれの教科等の役割を明確にしながら育んでいこうとする視点のこと。

番号2 準ずる教育課程の教育内容・方法の充実

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱特別支援学校には、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行う教育課程（以下「準ずる教育課程」という。）を履修する児童・生徒が在籍しています。これらの児童・生徒の学力を向上し、希望する進路を実現できるようにするためには、都立特別支援学校の教員が、小・中学校及び都立高校等における教科指導と同等の指導技術や授業力を身に付け、小・中学部及び高等部それぞれにおいて、教育内容・方法を充実させていく必要があります。

このため、都立特別支援学校の教員の指導技術や授業力を向上させていくことを目的に、小・中学校及び都立高校等との連携を密にして、教科指導についての効果的な情報交換・情報共有を行うため、平成29年度から、モデル校として指定した準ずる教育課程を編成する都立特別支援学校3校において、それぞれ地域の小・中学校及び都立高校等を「授業研究連携校」に指定し、授業研究連携校における各教科の授業研究と各特別支援学校の授業研究に相互に教員が参加できる機会を充実させるなどの取組を推進しました。

都教育委員会では、令和2年度に、これらの成果を指導資料にまとめ、準ずる教育課程を編成する都立特別支援学校全体での共有・普及を図るとともに、各校における授業研究連携校との取組による授業改善を推進しています。

また、特別支援学校版の授業改善推進プランを作成し、準ずる教育課程を編成する都立特別支援学校全校での活用を推進しました。

なお、病院内教育における準ずる教育課程については、自立活動の在り方を研究指定校で研究するとともに、実践事例を積み上げて、指導資料を作成し、その成果を普及させました。

今後は、準ずる教育課程を履修する児童・生徒の学力を更に向上し、希望する進路を実現できるようにするため、特別支援学校の教員の指導技術や授業力の一層の充実を図っていきます。

具体的には、引き続き、準ずる教育課程を編成する都立特別支援学校において、令和2年度に作成した指導資料により、授業改善推進プランの作成及び活用を推進するとともに、授業研究連携校の指定を拡大していきます。

また、小・中学校等が主催する研修会などに特別支援学校の教員の参加を促進することなどを通して、教科指導の方法や教材研究等における教員の専門性が一層高まるようにします。

番号3 自立活動を主とする教育課程の充実

学習指導要領には、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域として「自立活動」が位置付けられています。

自立活動を主とする教育課程については、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の成果に基づき、都立肢体不自由特別支援学校において、障害の程度や特性に応じた指導の工夫が図られました。

また、障害の重い児童・生徒の言語能力の向上を図るため、指導内容の段階表の作成や個別指導のポイントの整理を行うとともに、取組の成果をまとめた指導資料を各特別支援学校に配布しました。これにより、各教科等の指導において、言語能力を高める指導の充実が図られています。

新しい学習指導要領において、知的障害のある児童・生徒のための各教科等の目標や内容が従前より具体的に示されたことを踏まえ、今後は、自立活動を主とする教育課程においても、各教科等の目標や内容を取り扱うことを十分に検討していく必要があります。

自立活動を主とする教育課程の編成に際して、各教科等の目標や内容を可能な限り取り扱えるよう、障害の程度が重度の児童・生徒に対する各教科等の指導内容の検討及び指導方法の工夫を図るとともに、好事例を収集して各学校に還元します。

番号4 特別支援学校における国際理解教育の充実

東京2020大会終了後も、更なるグローバル化の進展に伴い、児童・生徒が外国人や外国の文化、外国の言語に接する機会はますます増加していくことが想定されています。こうした状況を踏まえ、都立特別支援学校においても、国際理解教育⁵⁰を一層推進していく必要があります。

現在各学校が設定している総合的な学習の時間（高等部においては総合的な探究の時間）においては、各学校が目標を実現するのにふさわしい探究課題を設定しています。この探究課題について、学習指導要領の解説では、現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題として国際理解を探究課題として取り上げることの意義に触れており、国際理解を自分の課題として考え、よりよい解決に向けて行動することができるよう、各学校に促していきます。

⁵⁰ 国際化が進展する中で、広い視野とともに、異文化に対する理解や異なる文化をもつ人々と共に協調していく態度などを育成する教育

番号5 言語活動及び読書活動の充実

言語は、論理や思考等の知的活動のみならず、コミュニケーションや感性・情緒を育むために重要な役割を果たしています。また、児童・生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものでもあることから、新しい学習指導要領においては学習の基盤となる資質・能力に位置付けられ、国語科を要しつつ教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組が求められています。

言語に関する能力を育成するに当たっては読書活動が重要であり、児童・生徒が日常的に読書に親しみ、読書をより豊かなものにするための指導や、学校図書館の充実等により、学校において児童・生徒が読書をする環境を整備する必要があります。

都教育委員会では、研究指定校において、これまでの優れた教育実践を調査・分析し、特別支援学校における学校図書館等の整備や活用方針、読書指導の充実に向けた取組事例等をまとめた「言語活動及び読書活動の充実に向けた指導資料」を作成し、都立特別支援学校に配布するとともに、POPコンテスト⁵¹を開催するなど、読書に親しむ活動の推進を図ってきました。

今後は、指導資料を活用し、都立特別支援学校における言語活動及び読書活動の充実を促進していきます。

また、引き続き研究指定校を設けて、読書環境の整備や読書活動の充実を更に推進し、その成果を実践事例集にまとめて、各特別支援学校に普及します。

番号6 学習指導要領を踏まえたプログラミング教育の推進

学習指導要領の改訂で、小学部の児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な、論理的思考力を身に付けるための学習活動が新たに示されました。

小学部を設置する都立特別支援学校においては、教育課程全体を見渡しながら、プログラミングを実施する単元を位置付けていく学年や教科を決定する必要があります。今後、これらの学習活動の充実を図っていく必要があります。

そこでこれらについて検討する委員会を設置し、指導事例の開発や好事例の収集を行うとともに、学校間の情報共有を図っていきます。

番号7 視覚障害教育と聴覚障害教育におけるデジタルを活用した教育の充実

ア 視覚障害教育における学習用デジタル教科書を用いた指導方法の研究

【後掲：番号59 ア】

イ 聴覚障害教育における情報保障のデジタル化の推進【後掲：番号66】

⁵¹ 本のPOP（ポップ）とは、その本のよさや面白さ、お勧めのポイント等について、言葉やイラスト等を用いて紹介するものである。都教育委員会ではPOPを用いて他者に本を紹介することを通して、言語能力を育むことを目指して令和元年度に「第1回 都立特別支援学校POPコンテスト」を開催した。

番号 8 知的障害教育における教育課程の充実

新しい学習指導要領では、知的障害のある児童・生徒のための各教科等の目標や内容が、「知識及び技能」・「思考力、判断力、表現力等」・「学びに向かう力、人間性等」という育成を目指す資質・能力の三つの柱によって新たに整理されました。このことを踏まえ、知的障害特別支援学校小・中学部においては、学習指導要領に示された内容が確実に身に付くよう、教育課程の編成を工夫する必要があります。

また、都立知的障害特別支援学校高等部普通科においては、教育課程の類型化⁵²を行っています。多くの学校は、高等部就業技術科及び職能開発科の設置が進む以前からの類型を維持しています。知的障害の程度が軽度から中度の生徒の多くが高等部就業技術科及び職能開発科に進学している現状を踏まえ、高等部普通科に在籍する生徒の障害の状態等に合わせた類型の再編を検討する必要があります。

このため、新しい学習指導要領の趣旨を踏まえ、知的障害特別支援学校小・中学部の教育課程の編成の方針を見直します。また、知的障害特別支援学校高等部普通科における教育課程の類型化の考え方を示すため、これらについて検討する委員会を設置し、高等部普通科の教育課程の類型の在り方を見直します。

番号 9 知的障害のある児童・生徒の指導内容を設定するためのアセスメントの開発

知的障害特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の状態等は個人差が大きいことから、学習指導要領では、知的障害特別支援学校の各教科等の目標及び内容について、学年ではなく、段階によって示しています。

各学校においては、個々の児童・生徒の障害の状態等を踏まえて、具体的な指導目標や指導内容を定め、個別に学習課題を設定するなどして、個に応じた指導を充実させてきました。

都立知的障害特別支援学校に在籍する児童・生徒の障害の重度化に対して、今後は、標準化された発達検査による把握が困難な、障害の程度が中度から重度の知的障害の児童・生徒の学力面の状況を適切に把握し、実態に応じた指導内容を選定して指導計画を定め、共通の方針の下で指導できるようにするための指標が必要です。

そこで、各特別支援学校において児童・生徒の学習状況や経験等を的確に把握し、その結果に基づいて取り扱う各教科等の目標を決め、最適な内容を設定するためのアセスメントの開発に向け、作成委員会を設置し検討を行います。開発に当たっては、学習指導要領に示す各教科等の内容を規準としながら、児童・生徒の達成状況を的確に把握できるよう、基準の示し方を工夫していきます。

⁵² 高等部における教育課程の編成の工夫の一つ。生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた数種類の類型を設け、生徒は選択した類型に応じて、当該の類型が設定している各教科・科目（知的障害特別支援学校の場合は各教科）を履修する。

番号 10 知的障害の状況や程度に応じた指導の在り方の研究

義務教育段階にある知的障害特別支援学校の小・中学部については、学習指導要領において年間の総授業時数の標準が定められています。一方、その内訳となる各教科等の授業時数は各学校で適切に定めることとなっており、学校間で教科等ごとの授業時数に差が生じている状況があります。また、効果的な指導方法を検討した結果として、必要に応じて各教科等を合わせて指導ができることになってはいますが、これも学校ごとに設定の仕方に違いが見られます。

児童・生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態がそれぞれ異なることから、編成される教育課程は一様にはなりません。しかし、同じ義務教育段階である小・中学校において教科等ごとの年間の授業時数が規定されていることを踏まえると、知的障害特別支援学校においても、各教科等の授業時数の設定の根拠を明らかにしながら教育課程を編成する必要があります。

このため、検討委員会を設置し、知的障害特別支援学校の小・中学部の教科指導と各教科等を合わせた指導の関係や考え方を整理します。各教科等を合わせた指導については、カリキュラム・マネジメントの考え方にに基づき、設定の理由を明らかにしながら単元を構成できるようにします。

また、基となる各教科等の内容や設定する授業時数の根拠も明確になるようにします。

さらに、検討の結果を検証するために、研究指定校を指定して実践を行います。

あわせて、都立知的障害特別支援学校では、普通学級における自立活動について、各教科等を合わせた指導の中で扱うこととしてきましたが、この自立活動の指導の在り方についても検討を行います。

番号 11 病弱教育におけるデジタルを活用した教育の充実

病院内訪問教育においては、教員による指導は週3日・1回2時間を基本としていましたが、平成29年度から、入院する児童・生徒の学習支援を行う病弱教育支援員を病院へ派遣するとともに、タブレット端末を活用することにより、学習の機会を週5日・1回2時間まで充実しました。

また、病院内分教室においては、治療や体調等を理由に病室から出ることができない児童・生徒と分教室をつなげるなど、入院する児童・生徒の状況に応じた学びの実現を図るため、令和3年度から全病院内分教室に分身ロボットを配備しています。

一方、国においては、長期の入院を要する生徒に対する遠隔授業について、高校段階では、令和元年には病室等に教員を必ずしも配置する必要がなくなり、令和2年には修得する単位数に上限を設けないなどの制度改正が行われました。

今後も、病弱教育支援員を児童・生徒の入院する病院へ派遣するとともに、国の制度改正の趣旨を踏まえ、タブレット端末や分身ロボット等のデジタル機器を活用することにより、児童・生徒の学習を支援していきます。

番号12 キャリア教育の充実

新しい学習指導要領は、キャリア教育について、特別活動を要として、学校の教育活動全体を通して適切に行うことを示しています。

児童・生徒一人一人が、将来直面する様々な課題に柔軟かつたくましく対応し、社会的・職業的に自立していくためには、学ぶこと、働くこと、生きることについて考え、それらの結び付きを理解することや、多様な他者と協働しながら、自分なりの人生をつくっていく力を育むことが大切です。

このため、小学部から高等部までを通して、これらの資質・能力を育成するキャリア教育に、計画的、系統的に取り組んでいく必要があります。

都教育委員会では、小学部、中学部、高等部の各段階における学習や生活を振り返って蓄積していくことにより、発達の段階に応じた系統的なキャリア教育を充実させることができるよう、児童・生徒が学習活動を記録し、蓄積する教材である「キャリア・パスポート」の活用を進めていきます。

また、小学校等から都立特別支援学校に進学等をする際に、「キャリア・パスポート」が確実に引き継がれるよう、引継ぎ方法を示した案内を作成し、区市町村教育委員会に配布して周知を図ります。

一方、障害のある幼児・児童・生徒の自立と社会参加を進めていくには、学校と保護者が協力してキャリア教育を推進することが重要です。

このため、キャリア教育及び進路指導の内容に係る理解促進を目的として、保護者等に対して年2回程度、キャリア教育理解推進セミナーを実施するとともに、令和3年度は、東京労働局「福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業」の一環として、動画配信による方法で実施しました。

都教育委員会では、今後も東京労働局と連携しながらセミナーを継続して実施する中で、引き続き中学校の特別支援学級の保護者・教員を対象とした特別支援学校見学会付きセミナーを実施し、高等部卒業後の進路や生活について保護者の知識や理解を深めていきます。

番号 13 職業教育の充実

障害のある生徒の自立と社会参加を促進するためには、職業的自立が重要であり、都立特別支援学校の高等部においては、生徒の障害の状態や程度に応じて、職業教育の充実を図り、生徒一人一人が自己の進路や職業についての理解を深め、将来の進路を主体的に選択決定できる能力を育成してきました。

今後も、生徒が進もうとしている進路を見据えながら、必要な資質・能力を育成することができるよう教育課程の改善・充実を図り、適性に応じた進路選択につなげていく必要があります。

このため、都立視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校高等部における類型・系の設定、専攻科の設定について、新しい学習指導要領に即した見直しを行うなど、教育課程の充実を図っていきます。

また、都立知的障害特別支援学校の高等部については、職業教育を主とする専門学科の設置により、普通科に在籍する生徒の実態が変化しているとともに、職業教育を主とする専門学科の教育課程や普通科の類型化した教育課程の設置方針を示して10年以上が経過していることから、これらの見直しを行うとともに、教育課程編成方針資料を作成し、周知していきます。

番号 14 進学指導の充実

都立特別支援学校の高等部には、大学への進学を希望する生徒が在籍しており、生徒のニーズに応じて、教科指導の充実や進学に向けた進路指導、大学との連携強化といった進学支援に努めていく必要があります。

これまで、各特別支援学校においては、学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく大学等への進学に向けた指導や各種検定（漢字、数学、英語等）の受検への取組を充実するとともに、大学等への入学後の生活を充実するため、個別移行支援計画⁵³を活用して、大学等における必要な支援につなげてきました。

今後も、生徒のニーズに応じて、大学等への進学に向けた指導の充実を推進し、特に、大学進学を目指した中高一貫型聴覚障害特別支援学校である中央ろう学校については、学習支援アプリケーション等の活用により学力の向上を図るなど、デジタルを活用した進学指導の一層の充実に取り組んでいきます。

⁵³ 卒業後の職業生活や地域生活への円滑な移行を見通し、在学中から関係機関等と連携して、一人一人のニーズに応じた支援を実施し、学校から地域の関係機関に円滑に引き継ぐための計画。

番号 15 視覚障害特別支援学校及び聴覚特別支援学校の適正な規模と配置

ア 視覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画に基づき、視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する久我山青光学園を設置するなど、視覚障害特別支援学校の適正な規模と配置を進めてきました。

都立視覚障害特別支援学校は、現在4校が配置されており、在籍者数に関する将来の推計や地域ごとの配置バランス等を踏まえ、今後も現在の配置規模を維持していきます。

イ 聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

都立聴覚障害特別支援学校は、東京都特別支援教育推進計画に基づく再編整備により、現在4校が配置されており、在籍者数に関する将来の推計や地域ごとの配置バランス等を踏まえ、今後も現在の配置規模を維持していきます。

また、特別支援学校在籍する児童・生徒の障害の重複化や都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に適切に対応するため、立川ろう学校を改編し、令和4年度に、聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する立川学園を開設します。

なお、大塚ろう学校の3分教室（永福・城東・城南）においては、乳幼児の通学負担等を考慮し、幼稚部については入学者数にかかわらず存続させるとともに、小学部については、集団による教育活動の確保が重要であることから、新入生が2年続けて3名に満たない場合には、それ以降は募集を停止します。

番号 16 知的障害特別支援学校の適正な規模と配置

ア 適正規模・適正配置計画

都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加に適切に対応するため、平成31年度には臨海青海特別支援学校、令和2年度には八王子西特別支援学校、令和3年度には東久留米特別支援学校を新設するなど、知的障害特別支援学校の適正な規模と配置を進めてきましたが、今なお、特別教室を転用したり、一つの教室を間仕切りしたりして普通教室を確保している学校が存在しています。

また、知的障害特別支援学校の在籍者数の増加傾向は続いており、最新の将来推計を踏まえると、今後も在籍者数が増加していくと見込まれることから、引き続き、教育環境の充実に向けた取組を進める必要があります。

教育環境の充実に向けた普通教室の確保に当たり、学校の新設や校舎の増改築によって対応することは、教育環境を抜本的に改善する方策として非常に有効ですが、それ以外の方法を活用して普通教室を確保していくことも重要です。今後は、早期に教育環境の充実を図るため、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていきます。

こうした適正規模・適正配置計画を着実に実施することにより、普通学級において一つの普通教室を間仕切りして使用している教室を解消します。また、特別教室等から転用した普通教室についても解消します。

なお、障害児入所施設を利用する児童・生徒が在籍するしいの木特別支援学校については、東京都千葉福祉園の障害児施設の廃止の動向を踏まえ、学校の在り方を検討していきます。

(ア) 特別支援学校の新設

都用地を有効に活用することにより知的障害特別支援学校を新設し、必要な教室を確保します。

(イ) 特別支援学校の改築

既存の知的障害特別支援学校の校舎改築に合わせ、必要な教室を確保します。

(ウ) 特別支援学校の増築

地域の実情や校舎の状況等を踏まえ、既存の特別支援学校において、校舎の増築により、必要な教室を確保します。

(エ) 第一次実施計画等に基づく特別支援学校の施設整備

第一次実施計画に基づき、令和6年度に南多摩地区特別支援学校（仮称）を、令和9年度に墨田地区第二特別支援学校（仮称）及び北多摩地区特別支援学校（仮称）を開設していきます。

また、新宿区戸山にある都立心身障害者福祉センター跡地を活用し、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する戸山地区学園特別支援学校（仮称）を設置します。

このほか、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画及び第一次実施計画に基づき増改築を予定している特別支援学校についても、引き続き、着実に施設整備を推進していきます。

(オ) 通学区域の調整

知的障害特別支援学校の新設・増改築等に応じて、通学利便性や安全性等を含め総合的に考慮した通学区域の調整を行い、教育環境の改善を図ります。

イ 教室の活用

特別支援学校の新設及び増改築には長い時間を要することから、地域的または一時的に幼児・児童・生徒の増減等が生じた場合に対応するためには、学校の施設を柔軟に有効活用することも重要です。

都教育委員会では、施設整備に当たり、幼児・児童・生徒の障害等の状態、発達段階、障害特性等に応じた多様な学習内容・形態に柔軟に対応できる可変性の高い教室を確保することとしています。具体的には、可動式の間仕切り等を活用し用途に合わせて広さを変更できる教室等を整備することで、グループ活動の際には大きな部屋として使用し、個別指導を行う際には個室として使用するなど、弾力的な運用を行うことが可能となります。

こうした可変性の高い教室等を、将来、一時的な学級数の変動等が生じた際に暫定的に普通教室としても利用可能な施設と位置付け、有効な活用を図ります。

番号 17 肢体不自由特別支援学校及び病弱特別支援学校の適正な規模と配置

ア 肢体不自由特別支援学校の適正な規模と配置

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、平成 29 年度に、肢体不自由教育部門と病弱教育部門を併置する光明学園を開設するとともに、令和 2 年度に、南花畑特別支援学校と城北特別支援学校を発展的に統合し、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する花畑学園を開設しました。

都立肢体不自由特別支援学校については、在籍者数に関する将来の推計や地域ごとの配置バランス等を踏まえ、今後も適正な規模と配置を維持していきます。

イ 病弱特別支援学校の適正な規模と配置

東京都特別支援教育推進計画に基づき、平成 24 年度に知的障害教育部門と病弱教育部門を併置する武蔵台学園を設置するとともに、平成 29 年度には肢体不自由特別支援学校のうち、病院内分教室を有し、かつ、病院訪問教育の実績を有する 4 校に、病弱教育部門を設置し、病弱教育の位置付けを明確にするなど、病弱教育部門を再編しました。

都立病弱特別支援学校は、病弱教育部門の再編により、現在 5 校が配置されており、在籍者数に関する将来の推計や地域ごとの配置バランス等を踏まえ、今後も現在の配置規模を維持していきます。

番号 18 施設整備計画

現行の施設整備計画に基づき、都立特別支援学校の新設、改築、増築を実施してきました。今後は最新の将来推計に基づく特別支援学校の新設や施工条件の精査等による現行計画の工期の変更等を反映し、施設整備計画を見直す必要があります。

46 ページから 48 ページまでに示した取組に関する施設整備計画は、次表のとおりとなっております。都教育委員会ではこの計画に基づいて、関係諸機関と連携し、計画的に施設整備を進めていきます。

なお、施設整備に当たっては、施設ごとに土地の利用状況や工事施工上の課題等について詳細に検討した上で、安全かつ効果的に工事を進める必要があります。

このため、関連諸機関との調整や課題の検討等を十分に行い、配置の適正化を踏まえた設置場所とするとともに、最も合理的かつ効果的な施設整備の規模、整備手法及び整備スケジュールとなるような見直しを行います。

都立特別支援学校の規模と配置の適正化に関する施設整備計画

【東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画に基づく整備】

	学校名/ 開校等予定年度	設置場所	障害部門 設置学部
新設校	検討中		
増改築等	検討中		

【東京都特別支援教育推進計画(第二期)第一次実施計画に基づく整備】

	学校名/ 開校等予定年度	設置場所	障害部門 設置学部
新設校	南多摩地区特別支援学校(仮称) 令和6年度	都有地 (八王子市鎌水)	知的障害教育部門 高等部
	墨田地区第二特別支援学校(仮称) 令和9年度	都有地 (墨田区墨田)	知的障害教育部門 小学部・中学部
	北多摩地区特別支援学校(仮称) 令和9年度	都有地 (東大和市向原)	知的障害教育部門 小学部・中学部・高等部
増改築等	あきる野学園 令和5年度	あきる野学園	知的障害教育部門 小学部・中学部・高等部
	練馬特別支援学校 令和6年度	練馬特別支援学校	知的障害教育部門 高等部
	墨田特別支援学校 令和5年度 仮設校舎設置	墨田特別支援学校	知的障害教育部門 小学部・中学部・高等部 (墨田地区第二特別支援学校開校後、 高等部単独校に改編)

【東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画(平成22年11月策定)に基づく整備】

	学校名/ 開校等予定年度	設置場所	障害部門 設置学部
新設校	立川学園 令和4年度	立川ろう学校	聴覚障害教育部門 幼稚部・小学部・中学部・ 高等部(普通科・専攻科) 知的障害教育部門 小学部・中学部
	王子特別支援学校 令和元年度(継続工事中)	王子特別支援学校 王子第二特別支援学校	知的障害教育部門 小学部・中学部・高等部
	光明学園 平成29年度(継続工事中)	光明特別支援学校	肢体不自由教育部門 小学部・中学部・高等部 病弱教育部門 小学部・中学部・高等部
	戸山地区学園特別支援学校(仮称) (旧市ヶ谷地区特別支援学校(仮称)) 調整中	都有地 (新宿区戸山)	知的障害教育部門 小学部・中学部・高等部 肢体不自由教育部門 高等部
増改築等	町田の丘学園 令和5年度	町田の丘学園	知的障害教育部門 小学部・中学部・高等部 肢体不自由教育部門 小学部・中学部・高等部
	矢口特別支援学校 令和4年度	矢口特別支援学校	知的障害教育部門 小学部・中学部

番号 19 複数の障害教育部門を併置する学校の特色を活かした教育活動の展開

都教育委員会では、幼児・児童・生徒の障害の重複化に適切に対応するため、複数の障害教育部門を設置する併置校を開設してきました。

知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する学校においては、複数の障害のある児童・生徒に対してそれぞれの障害教育部門がもつ専門性を効果的に組み合わせ、指導の充実を図るとともに、その取組の成果を指導資料にまとめ、併置校以外の学校における指導の充実をけん引してきました。

また、視覚障害と知的障害を併せ有する幼児・児童・生徒への指導内容・方法の充実のため、久我山青光学園における教育の実践の成果を他の都立視覚障害特別支援学校及び知的障害特別支援学校に普及しました。

令和4年度に開校する立川学園についても、聴覚障害と知的障害を併せ有する幼児・児童・生徒への指導内容・方法に関する研究・開発校として位置付け、その成果を他の聴覚障害特別支援学校に普及できるようにします。

また、聴覚障害教育部門がもつ専門性を知的障害教育部門で活用できるよう実践的な研究を進めていきます。

番号 20 視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への早期からの適切な支援

視覚障害や聴覚障害のある乳幼児に対し、早期からの支援を適切に行うことは、その後の社会性を獲得する上で大きな影響があります。

視覚障害のある乳幼児に対しては、触察⁵⁴経験等を豊かにする教育的支援や、保有する視力を最大限に活用する能力を育てる支援等が有効であり、また、聴覚障害のある乳幼児に対しては、多様なコミュニケーション手段の習得に関する教育的支援や、保有する聴力を最大限に活用する能力を育てる支援が有効であるとされています。

このため、幼稚部を設置する視覚障害及び聴覚障害特別支援学校において、乳幼児教育相談や専門家・機関と連携した支援を実施するなど、早期からの支援を実施してきました。

また、地域の小・中学校と連携し、視覚障害や聴覚障害のある幼児・児童・生徒に対する就学支援や就学後の支援も実施しています。

近年、新生児聴覚スクリーニング検査の普及に伴い、聴覚障害の早期発見が進む中、都立聴覚障害特別支援学校における乳幼児教育相談が保護者の不安を受け止め、適切な支援を提供する場所として認知、利用されるようになったことで、相談件数が増加傾向にあります。このため、言語聴覚士⁵⁵等の外部専門家の更なる活用を図るなど、早期からの支援を拡充していきます。

また、今後も幼稚部を設置する都立視覚障害及び聴覚障害特別支援学校において、早期教育の拠点としての機能を発揮し、視覚障害や聴覚障害のある乳幼児に対する支援を行っていきます。

⁵⁴ ものに触れて（さわる、なぞる）、そのものの形状（大きさ、形、感触 など）を理解すること。

⁵⁵ 聴覚障害、ことばの発達の遅れ、声や発音の障害という問題の本質や発現メカニズムを明らかにし、対処方法を見いだすために検査・評価を実施し、必要に応じて訓練、指導、助言その他の援助を行う専門家

番号 2 1 職能開発科の設置の推進

都教育委員会では、職業教育を主とする専門学科として、知的障害が軽度の生徒を対象とした就業技術科や、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科を設置し、生徒の企業就労を促進してきました。

就業技術科については、特別支援学校 5 校に設置することで全都的な体制を整備しましたが、職能開発科については、第一次実施計画において、既設の 2 校に加えて都内 6 校に新たに設置し、計 8 校とすることとしました。平成 30 年度には江東特別支援学校に、令和 3 年度には東久留米特別支援学校に職能開発科を設置しています。

今後も第一次実施計画に基づき、順次、設置に向けた調整を進め、令和 5 年度には青鳥特別支援学校に、令和 6 年度には練馬特別支援学校及び南多摩地区特別支援学校（仮称）に、職能開発科を設置するなどして、推進計画（第二期）の計画期間中に、都内 8 校に職能開発科を設置します。

番号 2 2 八丈町における特別支援学校の分教室の設置

都教育委員会では、島しょ地区に在住する障害のある生徒について、都立特別支援学校寄宿舎への入舎を認め、後期中等教育の場を確保するとともに、寄宿舎に入舎する生徒の帰省について、国の就学奨励事業の対象外となる付添人の交通費等を都の単独事業として支給対象とするなど、保護者の経済的な負担の軽減を図っています。

八丈町では、小・中学校の知的障害特別支援学級に在籍する児童・生徒の人数が増加傾向にあり、今後、継続して、知的障害のある生徒が複数、中学校を卒業することが見込まれることから、これらに適切に対応するため、令和 3 年度に八丈高等学校内に青鳥特別支援学校八丈分教室を設置しました。

八丈分教室においては、令和 3 年度から 3 年間のモデル事業を実施し、八丈高等学校の生徒との交流及び共同学習や、島内の団体・企業等と連携した就職等の進路指導を通して、分教室における特色ある教育内容や適切な規模の在り方等を検討し、その効果を検証していきます。

番号 2 3 専門家を活用した自立活動の充実

自立活動では、個々の幼児・児童・生徒の障害の状態や発達段階等に応じた指導を実施することが重要であり、その際に、医療関係者をはじめとした専門家の知見を活用することが有効なため、都教育委員会では、都立特別支援学校において、それぞれの障害特性を踏まえた指導・支援の充実を図る観点から、理学療法士等の専門家の活用を進めています。

また、自立活動を主とする教育課程の指導を受けている幼児・児童・生徒の個別指導計画を作成する際には、複数の分野の専門家からの意見を聴取して、その意見に基づき指導の重点を明らかにすることで、児童・生徒への適時・適切な支援が可能となることから、個別指導計画を複数の分野の専門家が連携して作成するよう促しています。

今後も、都立特別支援学校の自立活動において、専門的な知見に基づき幼児・児童・生徒の障害の程度や状態に適切に対応した指導を実施できるよう、専門家を積極的に活用するとともに、自立活動を主とする教育課程の指導を受けている児童・生徒の個別指導計画を複数の分野の専門家と連携して作成するよう促していきます。

番号 2 4 教員と学校介護職員の協働による指導体制の確立

都立肢体不自由特別支援学校では、介護の専門家として学校介護職員⁵⁶を導入し、教員と学校介護職員が協働した指導体制を構築しています。

各学校においては、児童・生徒数に応じて必要となる学校介護職員の配置が可能となっており、児童・生徒の安全を確保しつつ、教員が授業づくりに専念できる体制が整備されています。

今後も、教員と学校介護職員が協働した指導体制を維持し、都立肢体不自由特別支援学校における教育内容・方法の充実を図っていきます。

番号 2 5 将来の自立と社会参加を見据えた専門性の高い指導の実施

都立知的障害特別支援学校では、児童・生徒の社会的自立に向けた取組を推進するため、専門家を導入し、教員と連携した指導体制を構築しています。

具体的には、心理的ケアの充実や、コミュニケーション能力の向上、作業学習の充実等、社会的自立に向けた指導の質を向上するため、発達段階に応じて、心理の専門家、言語聴覚士、作業療法士等の専門家からの指導・助言を教員が受けられる体制を整え、それぞれの専門領域に基づいた指導・助言を活用することで、効果的な指導につなげています。

今後も、児童・生徒の将来の自立と社会参加を見据えて、専門家を積極的に活用し、都立知的障害特別支援学校における指導の充実を図っていきます。

⁵⁶ 都立肢体不自由特別支援学校において、児童・生徒の学校生活を充実させる介護の仕事を行う職員

番号 26 施設整備標準に基づく施設整備

特別支援学校は、障害のある幼児・児童・生徒の教育の場としての機能のほか、地域における活動の拠点、災害発生時の避難所等の様々な機能を果たすことが求められています。

都教育委員会では、特別支援教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、都立特別支援学校の施設整備として必要な事項の標準を示し、建設工事計画の目安とするため、「特別支援学校施設整備標準⁵⁷」を定めて施設整備の充実に努めてきました。

平成 28 年度には、多様な学習内容・形態に柔軟に対応が可能な可変性の高い教室の整備や、防災機能の強化、省エネ・再エネ等の環境負荷軽減への取組、障害者スポーツの推進などを主な改正項目として、施設整備標準の改正を行いました。

一方、国においては、令和 3 年 9 月に「特別支援学校設置基準⁵⁸」を策定し、特別支援学校に備えるべき施設を明らかにしました。

また、特別支援学校の施設整備の参考となる「特別支援学校施設整備指針⁵⁹」では、幼児・児童・生徒数の将来動向を十分に考慮しつつ、柔軟性を持たせた施設計画とすることが重要とされています。

今後、都立特別支援学校の新築や老朽化した校舎の改築等に当たっては、国の設置基準等を踏まえつつ、将来の幼児・児童・生徒数の動向にも柔軟に対応できるよう、都の施設整備標準に基づき施設整備を着実に実施していきます。

ア 可変性の高い教室

特別支援学校においては、一人一人の教育ニーズに対応するため、多様な学習・生活集団の編成に対応できる空間や、落ち着きを取り戻すための小空間等が必要です。

このため、都教育委員会では、可動式間仕切り等により幼児・児童・生徒の障害等の状態、発達段階、障害特性等に応じた多様な学習内容・形態に柔軟に対応できる可変性の高い教室の整備を進めています。

今後の施設整備に当たっても、この可変性の高い教室を整備していきます。

⁵⁷ 特別支援教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計において、特別支援学校の施設整備として必要な事項の標準を示し、建設工事計画の目安となることを目的として、都教育庁において策定したものの。特別支援学校の新築、改築、増築工事において適用し、改修工事においては準用する。

⁵⁸ 文部科学省が学校教育法第 3 条に基づき制定したもの。これまで特別支援学校には設置基準が定められていなかったが、在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する観点から、令和 3 年 9 月 24 日に公布された。総則及び学科に係る規定は令和 4 年 4 月 1 日から、編制並びに施設及び設備に係る規定については令和 5 年 4 月 1 日から施行される。特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準であり、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定とされている。

⁵⁹ 文部科学省が特別支援学校の教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を示したものとして策定しているもの。直近の改訂（平成 28 年 3 月）では、学校施設の複合化、長寿命化、木材利用に関する記述が充実された。

イ 防災機能の強化

特別支援学校は、災害時には幼児・児童・生徒の安全を確保するとともに、帰宅困難者の災害時帰宅支援ステーション⁶⁰及び福祉避難所として機能するよう耐震性能及び防災機能の強化を図る必要があります。

このため、これまでに体育館等の非構造部材の耐震化を完了させるとともに、福祉避難所や帰宅支援ステーションとなる場合に備えて、引き続き、マンホールトイレや非常用発電機・非常用通信設備を整備していきます。

番号27 省エネ・再エネの推進

都教育委員会では、都立特別支援学校の新築・改築等に当たり、「省エネ・再エネ東京仕様⁶¹」に基づき、太陽光発電設備の設置やLED照明の整備等を進めるとともに、「東京都グリーン購入ガイド」に基づく電気購入により、100パーセント再生可能エネルギーを使用しています。

地球温暖化対策など環境配慮の必要性が高まる中、再生可能エネルギーの利用等による電気使用量やCO₂排出量の更なる削減など、環境負荷の一層の低減に向けた学校づくりが求められています。

このため、特別支援学校における電力使用量とCO₂排出量を削減するため、引き続き「省エネ・再エネ東京仕様」を適用し、再生可能エネルギーの利用や設備の省エネルギー化を進めていきます。都立特別支援学校の新築や改築、大規模改修の工事を実施する際には、再生可能エネルギーの積極的な活用により環境負荷を軽減し、更には発災時におけるエネルギー供給の確保にも資するため、校舎屋上に太陽光発電設備を整備するとともに、照明設備を原則としてLED照明とし、高効率空調機を整備するなど、設備の省エネルギー化を進めていきます。

番号28 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実

都教育委員会では、都のオリンピック・パラリンピック準備局と連携して、障害者等へ身近な地域でスポーツに親しめる場を提供するとともに、障害や障害者スポーツへの理解促進と普及を図るため、障害者スポーツの拠点の一つとして、都立特別支援学校の体育施設等（体育館、グラウンド等）の環境整備を推進しています。令和3年度においては、27校の体育施設等が活用されています。

今後も都の関係各局と連携し、より多くの障害者や障害者スポーツ団体等が地域において障害者スポーツを楽しめるよう、特別支援学校の環境整備を推進していきます。

⁶⁰ 大規模災害発生時に徒歩帰宅者に対して、水道水、トイレ、沿道情報等を提供し、帰宅を支援する施設のこと。島しょを除く全都立学校及びコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等が指定されている。都立学校では、非常用発電機、投光器、ろ水器、携帯用トイレ、飲料水などを備蓄している。

⁶¹ 「2030年までに2000年比で東京の温室効果ガス排出量を30%、エネルギー消費量を38%削減する」という目標の達成に向けた率優先的取組として、都立建築物の改築等において、建築物の熱負荷の低減、最新の省エネ設備、多様な再エネ設備の導入等により、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的として都が適用している仕様（令和2年6月に改正）

番号 29 老朽校舎の改築・大規模改修

特別支援学校に通う幼児・児童・生徒の安全・安心を確保し、良好な教育環境を維持するために、必要な施設・設備の整備や校舎等の維持更新を計画的に進める必要があります。

このため、建築年数や劣化状況及び都立特別支援学校における施設上の課題等を考慮した計画的な維持更新を実施してきました。今後も、老朽校舎の改築・大規模改修を着実に実施し、多様な幼児・児童・生徒に対する様々な教育の実施に向け、学校の特色や機能を十分に発揮できる施設整備に取り組んでいきます。

なお、改築等に際しては、国の特別支援学校設置基準等を踏まえつつ、都の施設整備標準に基づき必要な教育環境の整備を進めていきます。

番号 30 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）

都教育委員会ではスクールバスの運行時間の短縮に努めており、都立肢体不自由特別支援学校のスクールバスの平均運行時間は 60 分以内となっています。

しかし、肢体不自由のある児童・生徒の中には、体温調節が困難な者もあり、長時間の乗車は可能な限り避けることが望ましいことから、引き続き児童・生徒の通学負担の軽減を図る必要があります。

このため、都立肢体不自由特別支援学校のスクールバスについて、小型化による増車やコース設定の工夫等により、今後も、乗車時間の短縮を図っていきます。

番号 3 1 医療的ケア児への支援の充実

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケア児が増加傾向にある中、都教育委員会では、都立特別支援学校において、医療的ケアの実施体制を整備し、安全な教育環境の確保に努めてきました。

令和 3 年 9 月に医療的ケア児支援法が施行されたことも踏まえ、保護者の付添いなく学校で医療的ケアを実施できる体制について、幼児・児童・生徒の自立を図るためにも引き続き検討を進めるとともに、医療的ケアに関する様々な課題への対応策を検討・実施していく必要があります。

今後も、学校における医療的ケアの実施体制の整備を着実に進め、医療的ケア児に対する支援を充実していきます。

ア 医療的ケアの実施体制の整備

医療的ケア児を支援するため、平成 29 年度に肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校にも非常勤看護師を配置しました。また、平成 30 年度からは都立肢体不自由特別支援学校全校に、令和 2 年度からは肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校の一部に主任非常勤看護師を配置するなど、医療的ケアの実施体制を整備しました。

新たに医療的ケアを開始する都立特別支援学校の円滑な実施に向けた支援を行うため、看護師の確保・育成を図るとともに、都立肢体不自由特別支援学校での医療的ケア児の増加を受け、学校介護職員による医療的ケア実施の更なる推進を図ります。

また、医療的ケア運営協議会⁶²を活用し、医療的ケアに関する課題を検討し、その充実を図ります。

イ 人工呼吸器の管理

人工呼吸器の管理については、近年の医療技術の進歩により、医師の詳細な指示がなくても、看護師が取扱い可能な医療機器が普及してきたことから、平成 30 年度から 2 年間にわたって、人工呼吸器の管理を適切に実施するための校内体制や実施方法等を検討するモデル事業を実施しました。

また、令和 2 年度からは、モデル事業の成果を踏まえ、人工呼吸器の管理を行う際の条件や留意点等をまとめた「人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、実施する学校に主任非常勤看護師を増員するなど、安全な実施に向けた体制整備に取り組み、一人一人の子供の状況を確認した上で、順次、校内での保護者の付添いをなくしています。

今後、人工呼吸器を使用する児童・生徒の増加が見込まれ、各学校で複数名の児童・生徒に適切に対応することが重要となることから、令和 4 年度以降も、対象となる児童・生徒の安全の確保を第一に、人工呼吸器の管理を適切に実施していきます。

⁶² 教育、福祉、医療等の関係部局や関係機関、保護者の代表者などの関係者から構成される協議会で、都立学校における医療的ケア児に関する総括的な管理体制の整備に向け、実施体制の点検、課題の把握と解決策の検討等を行っている。

ウ 胃ろうからの給食の注入

胃ろうからの初期食の注入については、自然食材からの栄養摂取による健康の保持や、皆で同じ給食を楽しむ食育の充実等を目的として、令和元年度から2年間のモデル事業を実施し、初期食の注入を行う際の条件や留意点等をまとめた「胃ろうからの初期食シリンジ注入に関するガイドライン」を令和2年度末に策定しました。令和3年度以降、準備の整った肢体不自由特別支援学校から、順次初期食の注入による給食の提供を実施しています。

令和4年度以降も、都立肢体不自由特別支援学校で引き続き実施するとともに、一人でも多くの児童・生徒に安全な注入ができるよう、対象となる児童・生徒の条件や食物アレルギー対応、厨房の体制、校内体制の確立等、実施方法について検討していきます。

エ 医療的ケア児専用通学車両の運行

スクールバスの車内での医療的ケアを必要とする児童・生徒の通学については、車内での安全な環境確保が難しいことから保護者の送迎に委ねられていましたが、医療的ケアを必要とする児童・生徒の学習機会の確保と通学保障のため、平成30年度から、都立肢体不自由特別支援学校において、看護師が同乗する専用通学車両の運行を開始しました。

しかし、乗車中の医療的ケアを行う看護師が不足する状況が続いており、看護師等の人材確保を強化する必要があります。

このため、多様な取組により看護師配置人数の増加を図るとともに、既に在職している看護師の専用通学車両への乗車を一層促していきます。

また、肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校にも車内での医療的ケアを必要とする児童・生徒が在籍していることから、今後の肢体不自由特別支援学校以外の都立特別支援学校での車両運行の拡大も見据え、車内で安全かつ適切に医療的ケアを実施するために必要な学校体制・手続等を検討していきます。

オ 医療の専門的知見の活用

都教育委員会では、都立特別支援学校において主治医が作成する医療的ケア指示書に基づき、医療的ケアを安全かつ適切に実施できるよう、学校における医療的ケアの実施環境等を勘案し、安全を確保する立場から指導・助言を行う指導医を学校が委嘱できるようにするとともに、常勤看護師の配置に加え、主任非常勤看護師・非常勤看護師を配置してきました。

一方、医療的ケアの高度化・複雑化が進んでいることから、保護者や主治医と、学校や指導医が、学校で実施可能な医療的ケアの範囲について共通理解を図ることの重要性が増しています。

このため、医療的ケア実施に係る個別課題のうち、新たなケアへの対応等の学校での解決が困難な課題について、主治医・指導医・医療的ケア運営協議会委員である医師の三者による「共通意見」を形成し、都教育委員会に助言する仕組みを検討します。

カ 入学後の保護者付添いの短縮化

医療的ケア児については、入学後、学校看護師等に対処方法などの引継ぎを行うまでの間、保護者に付添いを依頼していますが、特に人工呼吸器など、高度な医療的ケアが必要な場合は、付添い期間が長期化するケースが生じています。

このため、令和3年度から、都立肢体不自由特別支援学校6校において、健康観察等の医療的ケア実施に向けた手順を入学前から行うなど、保護者の付添い期間の短縮に向けたモデル事業に取り組むこととしました。

令和4年度は、体制の効率化を図りながらモデル事業の対象校を拡大し、保護者付添いの短縮に向けた準備を行います。

また、令和5年度以降も、モデル事業の成果の検証を踏まえ保護者付添い期間の短縮を図っていきます。

キ 関係機関等との連携

医療的ケア児及びその家族に対する支援については、医療的ケア児支援法を踏まえ、区市町村、医療、福祉等の関係機関や民間団体等との緊密な連携の下に、切れ目なく行う必要があります。

都教育委員会では、関係部局と連携するとともに、区市町村へ必要に応じて学校における医療的ケアに関する情報提供を行うなど、支援の充実に取り組んでいきます。

また、医療的ケア児が放課後等デイサービスなどの学校外の施設を利用する場合、支援内容の引継ぎなどで、学校が学校外の施設や区市町村と連携することが重要となります。そのため、厚生労働省が定めるガイドラインの内容等を踏まえ、情報共有や役割分担の明確化のための場を各特別支援学校において設置するなど、学校と関係機関等との連携を引き続き推進していきます。

番号32 副籍制度の充実による交流活動の推進

児童・生徒の障害の状態等は一人一人異なり、それにより必要となる特別な指導内容や合理的配慮を含む支援の内容も異なることから、通常の学級、特別支援教室や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校は、連続性のある学びの場としてそれぞれ指導の充実を図っています。

その上で、障害者権利条約を踏まえ、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒ができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指していくために、都教育委員会は、児童・生徒の発達や程度や適応の状況等を勘案して、柔軟に転学ができるようにしてきました。

また、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒についても、居住する地域とのつながりを維持・継続できるようにすることが大切であることから、都教育委員会では、平成19年度から、小・中学部に在籍する児童・生徒のうち、希望者を対象とする副籍制度を導入しました。平成27年度入学生からは、原則全員が副籍をもつこととしています。

各特別支援学校では、都教育委員会がこれまでに作成した「副籍ガイドブック」や「副籍交流事例&アイデア集」を活用するとともに、新入生の保護者に対して副籍制度についての理解を促し、特別支援教育コーディネーター等が地域指定校となる小・中学校において理解推進授業を実施するなど、副籍制度による交流の充実を図っています。

副籍制度による交流活動は、児童・生徒の相互理解を育み、共生社会の実現に向けて大きな意義があることから、引き続き交流機会の確保に向けた取組を推進していきます。その際、特別支援学校の児童・生徒が、授業内容を分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもてるようにするために、交流する場面の選定も一層丁寧に行えるようにしていきます。

その一環として、学年進行とともに副籍制度の利用者の割合が減少するなどの状況があることを踏まえ、保護者等を対象とした調査を実施して現在の課題を改めて把握し、充実策を検討します。

都立特別支援学校の小・中学部及び地域指定校となる小・中学校には、GIGAスクール構想により一人1台端末が配備されました。デジタルの活用により、都立特別支援学校の児童・生徒が、在籍校にいながら地域指定校との交流活動を実施することも期待されています。こうした従前より柔軟な形態での交流活動についても実施し、その拡大の可能性を検討していきます。

番号 33 寄宿舎の適正な規模と配置及び施設の有効活用

都教育委員会では、特別支援学校の適正な規模と配置の実施による通学区域の縮小や、スクールバスの整備等による通学時間の短縮によって、通学困難を理由とする入舎対象が著しく減少してきたことを背景として、平成 16 年度に 11 舎あった寄宿舎を平成 28 年度末までに 5 舎に再編しました。

また、都立特別支援学校に在籍する生徒が、寄宿舎設置校と非設置校の別にかかわらず、寄宿舎施設を活用することができるよう、夏季休業日等の長期休業期間における有効活用を進めてきました。

今後も、通学困難な児童・生徒の通学を保障するため、5 舎に再編した寄宿舎を適切に運営するとともに、企業等の協力を得ながら、生徒の集団適応力の向上や学校を超えた交流活動の充実のための取組を実施していきます。

番号 3 4 知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実

都内に設置されている特別支援学級の多くは知的障害特別支援学級であり、この中には、児童・生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科を知的障害のある児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えている学級があります。在籍する知的障害のある児童・生徒が、望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力を身に付けられるようにすることが大切です。そのため、教科別の指導の充実を図るほか、学校が必要に応じて設けている「各教科等を合わせた指導⁶³」においても、より効果的な指導ができるようにする必要があります。

第一次実施計画では、平成29年度から、3区市町村の小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校を研究指定校とし、知的障害特別支援学級から知的障害特別支援学校高等部までの一貫した教育課程の研究を実施してきました。

この研究では、中学校から特別支援学校の「つながり」の部分に焦点を当て、学習指導要領に示された各教科の内容をどのように年間指導計画上に配列していくかを精査し、知的障害のある児童・生徒の指導内容について検証しました。「つながり」の部分に焦点を当てる過程で、特別支援学校高等部の指導内容・方法の充実に加え、中学校の知的障害特別支援学級の指導内容・方法の充実を図る必要があることも分かりました。

そこで、今後、研究指定校の指定と検討委員会の設置により、知的障害特別支援学級における生活単元学習や作業学習などの「各教科等を合わせた指導」を行う際に基となる各教科等の内容を明確にして指導を行うとともに、各教科等を合わせることで効果的な指導方法を講じられる場面を検討するなど、「各教科等を合わせた指導」の一層の充実を図ります。

また、知的障害用の文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材の作成を進め、知的障害特別支援学級における活用を促すなど、教科別の指導の充実もあわせて図ります。

⁶³ 学校教育法施行規則第130条第2項に示された規定で、知的障害のある児童・生徒に対する教育をする場合において特に必要のあるときに、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動及び自立活動の全部又は一部について合わせて授業を行う指導の形態を指す。

番号35 知的障害のある児童・生徒の指導内容を設定するためのアセスメントの開発

知的障害特別支援学級から特別支援学校高等部までの一貫した教育課程の研究の成果を踏まえ、区市町村を単位として、小学校から中学校へ、中学校から都立高校や特別支援学校へ、指導内容を円滑に引き継ぐための工夫をまとめ普及させてきました。

前述のとおり、知的障害特別支援学級の中には、在籍する児童・生徒の知的障害の状態等により、各教科を知的障害のある児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えている学級があります。こうした学級においては、在籍する児童・生徒の知的機能の障害の個人差が大きく、同一学年であっても、各教科等の内容の習得の状況が異なる場合があります。そのため、個々の児童・生徒の実態に即して、取り扱う各教科の目標及び内容を選択し、具体的な指導目標及び指導内容を設定できるようにする必要があります。そのため、特別支援学級での指導内容に対応した、児童・生徒の、主に学力面の状況について指標等を用いて客観的に把握することにより、特別支援学級において、一層適切な指導を行えるようにすることが重要です。

知的障害特別支援学級で活用できる、学習支援に係るアセスメントを開発し、知的障害特別支援学級における適切な指導目標及び指導内容の設定に資するようしていきます。

なお、知的障害特別支援学級には、特別支援学校の学習指導要領に示す小学部の3段階あるいは中学部の2段階の各教科の内容を習得し、目標を達成する児童・生徒が在籍しています。そのため、アセスメントの開発においては、こうした児童・生徒を念頭に、小学校や中学校の学習指導要領に示す内容の一部を規準として取り入れるようにします。

また、このアセスメントを就学相談において学びの場を検討する際に活用できるようにしていきます。

番号 36 知的障害特別支援学級の専門性向上に向けた支援

都教育委員会では、地域の小・中学校等における特別支援教育の推進・充実に向け、区市町村教育委員会や各学校等の要請に応じて特別支援学校が必要な支援を行うセンター的機能を活用した取組を実施しています。平成 29 年度から令和 2 年度にかけて、区市町村教育委員会と連携して、特別支援学校のセンター的機能により、区市町村教育委員会の指定する知的障害特別支援学級（重点支援校）への支援を計画的・継続的に実施する専門性向上事業を 53 区市町村で実施してきました。

この事業により、指導方法や教室環境の整備等について工夫改善が図られるなど、一定の成果が上がっています。令和 3 年度には、こうした工夫改善事例を各校で生かすことができるよう成果報告書を作成し、全区市町村教育委員会へ配布しました。今後は、重点支援校以外の学校にも、特別支援学校のセンター的機能による支援の成果を広く普及・定着させていく必要があります。

そこで、都立特別支援学校の指導教諭や特別支援教育コーディネーター、小・中学校の特別支援学級教員を対象とした新たな研修を実施し、事例の周知や現場の具体的な課題の共有を行い、解決策を検討することなどにより、引き続き全区市町村教育委員会及び小・中学校に対し専門性向上事業の成果の周知・普及を図り、センター的機能の一層の活用を促進していきます。

番号 37 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実

学習指導要領の改訂により、特別支援学級に在籍する児童・生徒、特別支援教室や通級による指導を利用している児童・生徒については、学校生活支援シート（個別的教育支援計画）及び個別指導計画を必ず作成し、活用することが求められるようになりました。

学校生活支援シートや個別指導計画に基づく指導と支援の充実を図る上では、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教員がこれら二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりしていくことが大切です。

また、特別支援教室や通級による指導においては、担当教員間の連携の取り方を工夫し、個別指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるようにすることも大切です。

その際、これらの作成と活用が当該の児童・生徒を担当する教員や特別支援教育コーディネーターだけに任されないようにするとともに、全ての教員の理解と協力が得られるようにする仕組みを各学校に構築していく必要があります。

そのため、都教育委員会では、書式等の改善と活用方法について区市町村教育委員会の指導主事等を対象とした特別支援教育担当指導主事等連絡協議会や教員を対象とした発達障害に関する講習会で周知を図ってきました。

引き続き、これらの重要性について、同連絡協議会などの機会を通じて周知を図るとともに、学校生活支援シート・個別指導計画の活用状況を把握し、好事例を収集し周知することで、更なる活用に向けた区市町村教育委員会及び小・中学校の取組を促進していきます。

番号38 特別支援学校のセンター的機能を生かした聴覚障害・視覚障害のある児童・生徒への支援

聴覚障害のある児童・生徒に対し、多様なコミュニケーション手段の習得に関する教育的支援や、保有する聴力を最大限に活用する能力を育てる支援、補聴器の管理指導等を適時・適切に実施することは、その後の言語能力の伸長や社会性の獲得に大きく影響します。

また、視覚障害のある児童・生徒に対しても、触察経験等を豊かにする教育的支援や保有する視力を最大限に活用する能力を育てる支援等を適時・適切に実施することは、その後の成長・発達や社会性の獲得に大きく影響します。

そこで、都立特別支援学校のセンター的機能を生かした区市町村教育委員会及び小・中学校への支援として、都立聴覚特別支援学校と小・中学校の難聴通級指導学級の連携による児童・生徒への早期支援や、視覚障害又は聴覚障害特別支援学校への通級による指導と小・中学校への巡回相談を実施しています。

引き続き、これまで蓄積してきた特別支援学校の専門的な知識や技能を生かし、特別支援学校のセンター的機能を活用した通級による指導を継続するとともに、必要に応じて、小・中学校への巡回相談を実施し、通常の学級に在籍する視覚障害や聴覚障害のある児童・生徒への支援を推進していきます。

番号39 副籍制度の充実等による交流活動の推進【再掲：番号32】

番号４０ 学校におけるインクルージョンに関する実践的研究

国の中央教育審議会報告等において、インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進めていくことが必要とされています。

都教育委員会では、国の考え方等を踏まえつつ、第一次実施計画期間中に、就学相談機能の充実や、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」における教育の充実、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流活動の充実を図ってきました。

令和元年度には、インクルーシブ教育システムの構築に向けた調査・研究事業において、国内及び海外調査や有識者ヒアリングを実施しました。この基礎研究の結果を踏まえ、令和２年度から、先駆的な取組を行う区市町村教育委員会における実践的研究事業を開始し、区市町村教育委員会のインクルーシブな教育の取組に関する事項について検討及び協議を行う検討協議会の設置、幼稚園や保育所の年中児（４歳児）の保護者や関係機関を対象に普及啓発リーフレットを作成・配布するなどの取組を進めています。

今後は、「未来の東京」戦略や東京都教育施策大綱等も踏まえながら、区市町村と連携し実践的研究事業を進めるとともに、交流及び共同学習に関する実態調査の結果を分析・検証し、それらの成果を踏まえて交流及び共同学習を促進するための具体的な方策を検討し、区市町村教育委員会及び小・中学校に普及させていきます。

番号 4 1 区市町村における早期連携・早期支援のための体制整備への支援

区市町村教育委員会が就学相談を進めるに当たっては、本人及び保護者に対して十分な情報提供をした上で、その意見を最大限尊重しつつ、本人及び保護者、区市町村教育委員会と学校等が教育的ニーズと必要な支援等について合意形成を行うことが求められます。そのため、就学する予定の幼児が在籍している幼稚園、保育所、療育機関等の就学前機関との緊密な連携や、保護者への適切な情報提供が必要です。

都教育委員会では、これまで幼稚園や保育所、小学校等の関係者向けに特別支援教育や就学後の学校生活等の理解促進を図る目的で就学相談講習会を開催し、また、就学前機関からの要請で保護者相談会を実施してきました。

今後もより多くの幼稚園や保育所、小学校等の関係者や、就学前段階の保護者の理解促進につながる取組を実施することにより、区市町村教育委員会と就学前機関との早期連携や、就学前段階の保護者の早期支援に向けた体制整備を支援していく必要があります。

引き続き、区市町村教育委員会による就学前機関との早期連携や就学前段階の保護者への早期支援に向けた取組を支援するとともに、今後、より多くの幼稚園や保育所、小学校等の関係者が参加できるよう、就学相談講習会を開催する際に動画配信を取り入れるなど工夫をしていきます。

また、新たに区市町村教育委員会と都教育委員会及び都立特別支援学校が協働して行う就学前段階の保護者相談会について、就学前施設での相談会の実施状況等を踏まえ、実施方法等を検討し、試行していきます。

番号 4 2 特別支援教室の円滑な運営

都における発達障害教育は、従来、通級指導学級における指導を中心に行われてきました。通級指導学級での指導は、対象の児童・生徒の多くが在籍校を離れて他校に設置された通級指導学級に通うことになるため、在籍校での授業に一部参加できなくなることへの不安や通学の負担、保護者の付添いなどの負担の課題がありました。

こうしたことから、都教育委員会では、発達障害のある児童・生徒が学習上又は生活上の困難さを改善・克服し、可能な限り在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるよう、発達障害教育を担当する巡回指導教員が各校を巡回して指導する特別支援教室の導入を進めてきました。

平成 28 年度から都内公立小・中学校への導入を進め、平成 30 年度には全公立小学校で、令和 3 年度には全公立中学校で導入が完了しました（都立中高一貫教育校を含む。）。

特別支援教室での充実した指導を実現するため、導入当初から特別支援教室専門員の配置や教員に対して専門的な助言等を行う巡回相談心理士の派遣事業を実施し、令和 2 年度からは、豊富な経験をもつ都の特別支援教室巡回運営指導員⁶⁴（以下「運営指導員」という。）が学校を訪問して、各校の取組や運営状況を確認した上で、他校での好事例を紹介するなどの具体的な指導・助言を行っています。

さらに、令和 3 年 3 月には、入退室の流れ、原則の指導期間⁶⁵、指導目標や指導内容の設定の考え方などを示した「特別支援教室の運営ガイドライン」（以下「運営ガイドライン」という。）を策定し、周知しています。

困難さを抱えた児童・生徒は全ての学校、学級に存在しているという認識の下、各学校の教職員の理解を深め、適切な指導に生かすことができるようにしていきます。また、特別支援教室の取組を在籍学級での支援でも生かしていけるよう、巡回指導教員による特別支援教室での指導の充実に向けた取組を推進していきます。さらに、都立中高一貫教育校、附属小学校での取組の充実を図ります。

ア 特別支援教室の運営ガイドラインに基づいた巡回指導の充実

各校が、児童・生徒一人一人の障害に起因する困難さのつまづきを把握し、適切な指導目標を設定して指導することで、児童・生徒の困難さの軽減を図ることができるよう、特別支援教育担当指導主事等連絡協議会の場などを通じて運営ガイドラインの周知徹底を図ります。

また、運営指導員が学校を訪問し、運営ガイドラインに基づき指導や助言を行うことで、特別支援教室の運営の充実や、学校全体での取組の充実に向けた支援を行います。

イ 特別支援教室指導事例等検索サイトの運用

小・中学校における指導の好事例や指導教材等を共有する Web サイトの運用を通じて、各校での優れた取組を自校での取組に生かすことができるよう支援していきます。

⁶⁴ 特別支援教室を設置する学校に訪問し、各校の取組や運営状況を把握した上で、「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づいた指導・助言や好事例の紹介などを行う都の職員

⁶⁵ 「特別支援教室の運営ガイドライン」 P.29, 45, 49 参照

ウ 都立中高一貫教育校、附属小学校での取組の充実

特別支援教室について、令和3年度から都立中学校及び都立中等教育学校の前期課程に導入しており、令和4年度には、都立立川国際中等教育学校附属小学校の開校に伴い、附属小学校にも制度を導入します。都立中学校及び都立中等教育学校の前期課程や附属小学校においても、都内公立小・中学校での取組と同様に、特別支援教室の指導の充実を図ります。

番号43 特別支援教室の指導内容・方法の研究・開発

令和3年度の都内公立中学校（都立中学校及び都立中等教育学校の前期課程を含む。）への導入完了により、全ての小・中学校において、発達障害のある児童・生徒が在籍する学校で特別な指導を受けることができるようになりました。しかし、特別支援教室への入室に関する検討や決定の方法が区市町村や学校間で異なることや、退室を見据えた指導目標の立て方及び指導目標に対する評価の考え方が難しいことなどから、目標を達成して退室する児童・生徒の割合が区市町村によって異なるなどの課題があります。

都教育委員会では、令和2年度に特別支援教室の入退室に係る流れや考え方に関する資料及びチェックリストを作成するとともに、「特別支援学級・通級による指導の教育課程編成の手引」を改訂し、区市町村教育委員会及び公立小・中学校に配布しました。令和3年度から、こうした資料について特別支援教育担当指導主事等連絡協議会や発達障害に関する講習会等において周知し、普及を図っています。

また、第一次実施計画における事業として、児童・生徒の学習上又は生活上の困難さのうち、身体の使い方に課題のある児童・生徒への指導の充実に向け研究・開発事業を実施し、指導資料にまとめたところです。

特別支援教室においては、障害の状態等の的確な把握に基づいて自立活動における個別指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開することが大切です。その過程で、児童・生徒の学習上又は生活上の困難さを把握するための「読み書きチェックリスト」や「社会性・行動のチェックリスト」⁶⁶が一層活用されるようにする必要があります。

そのために、特別支援教室における好事例を収集し、普及させることにより理解促進を図ります。「読み書きチェックリスト」「社会性・行動のチェックリスト」の活用については、区市町村教育委員会及び小・中学校の取組の中から好事例を収集し、他の区市町村教育委員会への周知を図ることで、一層の活用を促していきます。

身体の使い方に課題のある児童・生徒への指導の充実については、令和3年度の教育研究員による研究活動などを通して収集した事例を踏まえて、作成した指導資料の内容の成果普及を図ります。

⁶⁶ 児童・生徒の障害の特性を把握するためのチェックリスト。「読み書きチェックリスト」では学習に関わる「読むこと」「書くこと」について、「社会性・行動のチェックリスト」では、対人関係やルール理解、情緒のコントロールの状況などについて把握し、必要な支援について検討する。（「特別支援教室の運営ガイドライン」令和3年3月 東京都教育委員会）

番号 4 4 発達障害のある児童・生徒が在籍学級で安心して過ごせる体制の充実

発達障害のある児童・生徒は、特別支援教室に入室している場合でも、多くの時間を在籍学級で過ごしています。

発達障害のある児童・生徒が安心して在籍学級で過ごせるようにするためには、各学校が、在籍学級における支援を検討・実施できるよう、区市町村教育委員会を支援していく必要があります。

こうしたことから、都教育委員会では、令和3年度から、区市町村教育委員会が独自に在籍学級で支援を行う人材を配置する場合や、特別支援教育コーディネーターの業務補助を行う人材を配置する場合に、配置に係る費用を補助する事業を開始しています。

引き続き、補助事業を継続しつつ、区市町村教育委員会での人材の配置状況や取組について把握を進め、効果的な活用事例を収集し、周知していくことなどを通じて区市町村教育委員会の取組を支援します。

番号 4 5 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の充実に向けた支援

都教育委員会では、これまで自閉症・情緒障害特別支援学級⁶⁷における指導内容や教育課程の編成・実施について研究・開発を行ってきました。平成28年3月に発行した「自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程の在り方」において、自立活動の時間を適切に位置付け、各教科等の指導の充実を図っていくことが重要であることを示しました。

学習指導要領では、自閉症・情緒障害特別支援学級において、自立活動を取り入れることに加え、児童・生徒の障害の状態等を考慮の上、実態に応じた教育課程を編成することを規定しています。

自閉症・情緒障害特別支援学級は、小・中学校の学級の一つですが、在籍する児童・生徒の障害の程度等によっては、障害のない児童・生徒に対する各教科等の年間指導計画などをそのまま適用することが、必ずしも適当でない場合があります。自閉症・情緒障害特別支援学級の設置が、それぞれの区市町村で進んできている現状を捉え、教育課程の編成状況の調査・分析を行い、結果をまとめた資料を区市町村教育委員会に提供します。区市町村を通じ、それぞれの学級が、児童・生徒の各教科等の習得状況や既習事項を踏まえて、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極めるよう促すとともに、前述の資料が各学級の教育課程の改善に資するようしていきます。

また、自閉症・情緒障害特別支援学級で困難さの軽減が図られた指導事例などの周知についても、特別支援教育担当指導主事等連絡協議会の場などを通じて行っていきます。

あわせて、令和3年度に特別支援教室の導入が完了したこと等も踏まえ、運営ガイドラインに基づく巡回指導の実施や、指導事例の収集・周知などの様々な支援策を総合的に推進し、特別支援教室の指導により困難さの軽減につながった事例などを、自閉症・情緒障害特別支援学級の指導でも活用できるようにしていきます。

⁶⁷ 学校教育法第81条第2項の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分その成果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級であり、知的障害を伴わない自閉症児及び情緒障害児を対象とするもの

番号 4 6 学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく指導と支援の充実

都立高校等において、推進計画（第二期）策定後、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の作成率⁶⁸は上昇しています。令和3年度からは、都立高校等の全てが通級による指導の対象となったことから、より一層、学校生活支援シート及び個別指導計画に基づく適切な指導・支援を行うことができるようにする必要があります。

都教育委員会では、都立高校等に在籍する障害のある生徒への個に応じた指導・支援を計画的かつ一体的に充実させていくために、引き続き学校生活支援シート及び個別指導計画の作成と活用を促進していきます。

毎年度、都立高校等の教員を対象に実施する発達障害に関する講習会等で、学校生活支援シート及び個別指導計画の活用方法について説明し、計画的な指導・支援が実施できるようにしていきます。

番号 4 7 都立高校等に在籍する障害のある生徒への適切な支援の実施

都教育委員会では、都立高校等に在籍する障害のある生徒の支援のための介助職員等の配置や、医療的ケアを要する生徒への支援のための看護師の配置等を実施しています。

また、学習の支援として、生徒や保護者からの申出に基づき、高さ調整可能な車いす生徒用机や学習用デジタル機器の導入等を実施するとともに、必要に応じてスロープ新設工事や手すり取付工事等を実施しています。

引き続き、生徒や保護者からの申出に基づき、障害の特性に応じた必要な合理的配慮を提供していきます。

また、新入生が、入学後速やかに合理的配慮を受けることができるよう、入学手続後の3月中に聞き取りを行うことで、障害の特性に応じた適時・適切な支援を提供していきます。

さらに、人工呼吸器管理等の高度な医療的ケアが必要な生徒についても適切な対応を図っていきます。

⁶⁸ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）の作成率は、個別の教育支援計画の作成が必要な児童・生徒がいる学校のうち、作成済みの学校の割合であり、個別指導計画の作成率は、個別指導計画の作成が必要な児童・生徒がいる学校のうち、作成済みの学校の割合である。いずれも、文部科学省調査「特別支援教育体制整備状況調査結果」による。

番号48 進路指導の充実

都立特別支援学校は、生徒の就労後の職場定着を図るために、生徒一人一人の適性に応じた職種や職場との適合（マッチング）に力を入れています。こうした知見は、都立高校等に在籍する障害のある生徒の職場定着に向けても有用です。そこで、都立高校等と都立特別支援学校の連携の強化を図るために、東京都学校経営支援センターにおいて、都立特別支援学校の進路指導担当教員と都立高校等の進路指導担当教員の進路指導連絡協議会を開催してきました。

進路連絡協議会の中で、地域の実情に応じた事例を取り上げ、情報共有を図っています。

また、東京都学校経営支援センターの知見や都立特別支援学校の助言を踏まえ選定した講師による研修等を実施し、障害のある生徒の進路指導に関する専門性向上を図っています。

これまでの成果を踏まえつつ、都立高校等と都立特別支援学校との連携を更に充実させるため、引き続き連絡協議会を定期的に開催します。都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターからの事例紹介や、各地区の連絡協議会での事例検討の実施状況を共有し、都立高校等の事例についての情報共有、意見交換の活発化を図ります。

番号49 特別支援教育コーディネーター向け研修の充実【後掲：番号90】

番号50 島しょ地域の教員の専門性向上への支援【後掲：番号91】

番号5 1 通級による指導の充実

平成28年12月の学校教育法施行規則の改正により高校における通級による指導が制度化され、平成30年度から施行されました。こうした状況を受け、平成30年度から3年間、都立高校1校をパイロット校に指定し、通級による指導の実践と検証を行ってきました。これらの実践と検証結果を踏まえ、令和3年度から、都独自の仕組みである、外部人材を活用した都立高校等における通級による指導を開始しています。

今後、都立高校等における通級による指導を充実させていくためには、学校全体で発達障害教育を推進できる体制づくりや、都立高校等における通級による指導を支援する仕組みづくりが必要です。

そのため、各都立高校等が、生徒の学習上又は生活上の困難さを見極める際や、生徒の障害の特性に応じた指導を行う際の具体的な指導計画などを作成する場合に、専門的な知識やノウハウを有する特別支援学校と連携して対応できる仕組みを整備します。

都立特別支援学校が都立高校等を支援する仕組みの整備により、都立特別支援学校の教員が都立高校等を訪問し、直接的に助言を行うことなどを通じて、各都立高校等の教員の発達障害教育に関する知識やスキルの向上を図ります。

これらの取組により、各都立高校等と外部人材が連携して指導する都立高校等における通級による指導を充実させることで、発達障害のある生徒の困難さの軽減を図り、卒業後の進学や就職につなげていきます。

番号52 通級による指導の指導内容の充実

各都立高校等に在籍する発達障害のある生徒について、副教材である「マイ・ライフ・デザイン」を授業等で活用し、対人関係やコミュニケーション、障害に関する理解や社会性の向上を図ってきました。

令和3年度から通級による指導が都立高校等で導入されたことを踏まえ、都立高校等における通級による指導の内容を充実するため、ケースに応じた指導方法等を示す必要があります。そのため、各都立高校等に配布してきた「マイ・ライフ・デザイン⁶⁹」を通級による指導において、発達障害のある生徒の指導等にも活用することも有効です。

今後、通級による指導について、先進的な指導事例を共有し、指導内容や方法等を周知するための連絡会の実施等の取組を通して、各都立高校等における通級による指導の円滑な実施につなげていきます。

また、「マイ・ライフ・デザイン」を電子化し、通級による指導だけでなく発達障害のある生徒の指導の場面で、いつでも活用できるようにしていきます。都立高校等において「マイ・ライフ・デザイン」を授業や進路指導の場面で活用し、通級による指導が必要な生徒に対しての具体的な取組を進めるとともに、校内研修に活用するなどして、教員の資質・能力の向上につなげていきます。

番号53 学校外で実施するコミュニケーションアシスト講座の実施

都教育委員会では、平成28年度から、各都立高校等に在籍する発達障害のある生徒で、学校を離れて特別な指導・支援を受けたいと考える生徒のため、コミュニケーションアシスト講座を設置し、土曜日等の教育課程外に、民間の力を活用して、コミュニケーションなどの高校生活に役立つ特別な指導・支援を実施しています。

講座での指導について、在籍校の教員が見学できるようにすることや、指導記録を在籍校に報告し、指導終了時には在籍校を訪問して助言を行うことなどにより、各都立高校等と連携して、生徒の困難さの軽減を図る取組を推進しています。

また、令和3年度からは、生徒のニーズに応えられるよう講座定員を拡大したほか、コロナ禍でも支援を継続できるよう、オンラインを活用した指導を実施しています。

今後は、指導が必要な生徒のうち、学校を離れて支援を受けたいと希望する生徒が、より多く講座に参加して困難さを軽減し、講座で学んだことを学校生活などの実生活で生かせるよう、更なる充実を図る必要があります。

そのため、コミュニケーションアシスト講座を効果的に周知していくほか、これまでの講座の実績や受講した生徒の意見などを参考に、講座の内容の充実を進めていきます。

また、校内での支援の充実を図れるよう、講座における指導・支援の実績の学校への報告と助言を引き続き実施します。

⁶⁹ 生徒が様々な人と関わることのできるコミュニケーション能力や、自分の感情の動きをコントロールする力を身に付け、社会人としてのルールやマナーを守って行動できるようになることを目的に作成した教材

番号54 心理の専門家による相談支援体制の整備

発達障害の可能性のある生徒に関して、都立高校等が、専門的な判断や支援に関する相談ができるよう心理の専門家を派遣しています。令和3年度から都立高校等における通級による指導を開始したことに伴い、心理の専門家の派遣による支援の重要性や必要性が増加していくことが考えられます。

また、心理の専門家と都立高校等や都立特別支援学校などが連携し、指導の充実を図っていく必要があります。

こうしたことから、都立高校等の要請に応じた心理の専門家の都立高校等への派遣を継続しつつ、東京都学校経営支援センター、都立特別支援学校及び都立高校等の三者が連携し、発達障害のある生徒への総合的な支援につなげていきます。

番号55 障害の状態に応じた進学・就労支援の充実

これまで、発達障害のある生徒への支援に関する講習会を実施し、都立高校等の教職員への理解啓発を図ってきました。

また、東京都学校経営支援センターにおいて進路指導連絡協議会を開催し、発達障害のある生徒の就労支援などの充実に向けて、都立特別支援学校と都立高校等の連携を図っています。今後は、通級による指導の開始に伴い、更に内容等を充実していく必要があります。

そのため、今後も取組を継続し、都立特別支援学校と都立高校等の連携により、発達障害のある生徒がより適切な職場に就職できるようにするための進路指導の在り方や進路開拓の在り方等についてノウハウの共有を図っていきます。

また、心理の専門家による適切な指導・助言などをもとに、都立高校等が必要に応じて「自立支援チーム⁷⁰」(ユースソーシャルワーカー⁷¹)の派遣を申請し、生徒の障害の状態に応じた進学・就労支援に取り組んでいきます。

⁷⁰ 自立支援チームは中途退学の未然防止の取組、中途退学者や進路未決定卒業生への切れ目のない進路決定に向けた支援、不登校の生徒への対応を行うため、面談等を通じた生徒の状況把握や助言、教員等と連携したケース会議の実施、就職を目指す生徒への進路決定に向けた支援や児童相談所等の関係機関と連携した福祉的支援など、生徒一人一人の自立に向けた支援を行うチームのこと。ユースソーシャルワーカー、ユースアドバイザー及びユースソーシャルワーカー（主任）で構成されている。

⁷¹ ユースソーシャルワーカーは、都立学校における不登校・中途退学対策を目的とし、スクールソーシャルワーカーの役割に加え、専門的知識や技術に基づく就労支援の役割も担う職員。支援を要する生徒等に対し、教員が行う社会的・職業的自立に向けた教育活動を福祉及び雇用・就労の立場から支援する。ユースアドバイザーは、ユースソーシャルワーカーを統括・マネジメントし、支援困難事案に関する助言等を行う。ユースソーシャルワーカー（主任）は、急迫した対応を要する困難なケースに対し、高度な専門的知識や豊かな支援経験を活用し、迅速かつ的確な課題解決を図っている。また、令和3（2021）年度から就労系ユースソーシャルワーカー（主任）を新たに配置し、就職を希望する生徒への支援を強化している。

番号56 発達障害教育に対する教員の理解推進

都立高校等において、通級による指導や教育課程外での特別な指導・支援を実施していくに当たっては、都立高校等の教員が、特別支援教育全般や発達障害の特性に関して十分に理解する必要があります。そのため、発達障害のある生徒に対する在籍学級での支援や通級による指導の事例を取り上げた講習会を継続して実施します。講習会では、対象とする教員の専門性向上に向けて、理解を図っていきます。

番号57 都立高等学校等発達障害支援研究協議会の実施

これまで、東京都学校経営支援センターにおいて、各都立高校等の発達障害の理解に関する実践事例の報告や都立特別支援学校との情報交換等を行う「都立高等学校等発達障害支援研究協議会」を開催し、発達障害のある生徒への指導と支援についての情報交換・情報共有を進めてきました。

都立高校等で指名されている特別支援教育コーディネーターの資質・専門性の向上を図るためには、都立高校等と都立特別支援学校との連携を更に充実させる必要があります。

そのため、「都立高等学校等発達障害支援研究協議会」を継続して実施するとともに、この協議会の場において、都立特別支援学校が都立高校等に対して行った困難な相談事例への対応状況なども共有することなどにより、都立高校における通級による指導を支援します。

番号58 自立と社会参加を見据えた情報教育の充実

スマートフォンや各種タブレット端末の普及を背景とした情報化社会の進展により、障害のある幼児・児童・生徒も、日常生活や卒業後の社会生活、職業生活において、情報の収集、処理、発信及び判断などの基礎的な情報活用能力を身に付け、個人の生活や社会生活の質を高めていくことが求められています。

また、情報通信ネットワークが急速に普及している現代においては、SNS等を用いたインターネット上のいじめ等も社会問題化しており、基本的な情報モラルの順守の必要性や情報の発信に対する責任等について理解し、適切に対応できる態度を身に付けることも求められています。

そこで、「SNS東京ルール⁷²」の普及等を通し、幼児・児童・生徒が情報を選択したり、活用したりするための基礎的な能力を身に付けるとともに、情報の発信及び受信の基本的なルールを身に付けられるよう情報教育を充実させていきます。

また、新しい学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力として、情報モラルを含む情報活用能力の育成を求めています。そこで、各学校が、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した学習活動の充実を図ったり、各種の統計資料等や視聴覚教材などの教材・教具の適切な活用を図ったりできるよう促していきます。

⁷² 都教育委員会が策定した、児童・生徒がいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐためのルール。平成31年に改訂し、「送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。」などがある。学校や家庭では、SNS東京ルールを踏まえ、具体的なルールを定めることとしている。

番号59 デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発

第一次実施計画に基づき、平成29年度にデジタル機器の活用事例集を作成・配布し、デジタル機器の活用等について都立特別支援学校全校に周知しました。各校において、障害種別ごとに、タブレット端末等のデジタル機器を教科学習や自立活動等の指導場面で、様々な形で効果的に活用を進めています。

また、デジタル機器を活用した学習指導等が得意としている指導教諭による模範授業等の公開を通して、デジタル機器を活用した指導内容・方法、ノウハウの普及を進めています。

しかし、対象となる児童・生徒は小学部から高等部までの幅広い年齢層であること、また、児童・生徒の障害の状態等も多様であることを踏まえ、体系的に指導内容・方法の研究・開発を進めていく必要があります。さらに、一人1台端末配備を踏まえて、プログラミング的思考を育む指導内容・方法の研究・開発、デジタル教材を活用した教育の充実、オンライン学習の推進に取り組む必要があります。

このため、「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」による環境整備を受け、デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発に取り組めます。これにより、都立特別支援学校においては、障害種別や所属学部によらず、児童・生徒がデジタル機器を用いて、効果的、効率的な学習が行えるようにしていきます。

ア 学習者用デジタル教科書・教材を用いた指導方法の開発

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校の小・中学部では、小・中学校用の検定済教科書を使用しています。一人1台端末の配備を機に、従前からの紙の教科書と学習者用デジタル教科書⁷³を併用する際の効果的な指導方法の開発を行っていきます。加えて、教科書に準拠した学習者用デジタル教材を用いた効果的な指導方法の開発も行います。

また、視覚障害の特別支援学校の児童・生徒については、一人1台端末を活用する前段階として、障害の状態等により、端末の画面が見えなかったり、見えにくかったりする状況に対応できるようにする必要があります。そこで、視覚障害のある児童・生徒が端末の画面を見やすくできるアプリケーションを導入し、これを用いて効果的な指導が行えるよう研究していきます。あわせて、点字が必要な児童・生徒については、点字ディスプレイに文字等の情報を出力することで、学習者用デジタル教科書を用いることができるようにしていきます。

⁷³ 紙の教科書の内容の全部（電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材（学校教育法第34条第2項及び学校教育法施行規則第56条の5）

イ 学習者用デジタル教材の開発

知的障害特別支援学校においては、一部教科において文部科学省著作教科書⁷⁴が発行されていますが、文部科学省によるこの著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材⁷⁵は用意されていないのが現状です。

また、民間の教科書発行会社による学習者用デジタル教材の発行も見込めない状況です。

知的障害のある児童・生徒については、具体的な操作を通じて思考や判断、表現ができるようにする指導が効果的な場合が多く、タブレット端末などを用いて学習者用デジタル教材を操作しながら学べるようにすることで、より効率的に学習内容を習得できるようになることが期待できます。

そこで、一人1台端末の配備を機に、知的障害のある児童・生徒が各自の端末を用いて効果的、効率的に学習内容を習得できるよう、文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材を都独自に開発していきます。

ウ 支援機器の使い方の研究

都立特別支援学校には、端末を固定するための器具や音声読み上げソフトなど、児童・生徒の障害の状態等に合わせた支援機器が導入されています。

これらの支援機器をより効果的に使用できるようにするために、好事例の収集を行い、教育課程編成・実施・管理説明会などの機会を通して都立特別支援学校全校に周知し共有することで、各学校の児童・生徒の障害の状態等に合わせた一層効果的な使用を促していきます。

番号60 学習指導要領を踏まえたプログラミング教育の推進【再掲：番号6】

番号61 準ずる教育課程におけるデジタルを活用した他校との共同学習

知的障害特別支援学校以外の都立特別支援学校には、小学校等に準ずる教育課程が設置されています。しかし、学校によっては、この教育課程で学ぶ児童・生徒の数が少ないことから、子供たち同士で学び合う場面が限られていることが指摘されています。

学習の活性化を図るため、準ずる教育課程で学ぶ同じ学年の児童・生徒と一緒に授業を受けられる機会を創出する必要があります。

そのため、研究指定校に指定した同一校種の複数校において、あらかじめ年間の指導計画を合わせるなどした上で、学校間をオンライン上でつなぎ、共に授業を受けられるような取組を進めていきます。

また、こうした授業を通して児童・生徒がより多くの学びを得られるようにするために、研究指定校間の連絡を密にし、授業の実施方法を検討するようしていきます。

⁷⁴ 高等学校の農業、工業、水産、家庭及び看護の教科書の一部や特別支援学校用の教科書については、その需要数が少なく民間による発行が期待できないことから、文部科学省において著作・編集された教科書が使用されている。ここでは、知的障害特別支援学校用の教科書を指す。

⁷⁵ 学校教育法第34条第4項に規定する教材（補助教材）。動画・音声やアニメーション等のコンテンツにより、教科等を学ぶための資料やワークシート等としての役割をもたせることができる。

番号62 高等部における一人1台端末を用いた指導内容・方法の開発

令和4年度以降に高等部へ入学する生徒については、一人1台端末環境で学習することを計画しています。一方で、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校の高等部の教育課程の基準となる学習指導要領において、科目構成が大きく変更されました。

また、知的障害特別支援学校についても、学習指導要領の改訂により、知的障害のある生徒のための各教科の内容が大幅に改められたところです。

そこで、「高等部における一人1台端末活用検討委員会（仮称）」を立ち上げ、学習指導要領が示している内容を分析し、分析結果に基づき、高等部における一人1台端末を用いて学ぶことが適している内容を抽出し、この内容を習得するための効果的な指導内容・方法の研究を行っていきます。

番号63 聴覚障害教育における進学指導へのデジタル機器の活用

中央ろう学校は、大学進学を目指した中高一貫型聴覚障害特別支援学校として開校し、多くの卒業生が大学等に進学しています。この進学先について、より幅広い対象の中から選べるようにする必要があります。

聴覚障害のない高等学校の生徒の中には、民間事業者が開発する学習支援アプリケーション等を活用し、学力向上を図っている生徒が多数います。こうした学習支援アプリケーション等の多くは、字幕表示に対応していないことから、聴覚障害のある生徒には使いにくい状況があります。

そこで、音声情報を文字化するアプリケーションとの併用を行うなどして、中央ろう学校の生徒の学習支援アプリケーション等の活用の可能性について、研究・開発を行い、デジタルを活用した進学指導の一層の充実に取り組んでいきます。

番号64 知的障害の程度が重い児童・生徒のデジタル活用場面の拡大

都立特別支援学校には知的障害の程度が重い児童・生徒が在籍しています。都教育委員会は、前掲のとおり、文部科学省著作教科書に準拠した、知的障害のある児童・生徒のための学習者用デジタル教材の開発を行いますが、児童・生徒の障害の程度によっては、これらの教材が児童・生徒の認知の発達に十分に適合しないこともあります。

そこで、民間事業者等が開発しているアプリケーション等の中で、知的障害の程度が重い児童・生徒が効果的に学習するために活用できるものについて、検討委員会を立ち上げて分析を行います。その上で、選定したアプリケーション等をモデル校に導入し、児童・生徒が効果的に活用できるよう、指導方法の研究を行っていきます。

番号65 TOKYOスマート・スクール・プロジェクトの推進

デジタルの活用を推進することは、個別最適な学びや主体的・対話的な学びを実現していくために重要です。特に特別支援学校に通う児童・生徒にとって、障害の状態等に伴う学びにくさは多様かつ個人差が大きく、個別的な対応が必要となります。そのため、児童・生徒一人1台の端末や支援機器等を効果的に組み合わせることで、障害による困難さを改善・克服するだけでなく、教科学習の効果を高めることが期待されています。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、都は、国のGIGAスクール構想の前倒しに伴い、令和2年度中に、都立特別支援学校小・中学部における一人1台端末や必要となる支援機器等の整備を行いました。

また、デジタルを活用した教育を推進する「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」を加速化し、令和3年度中に都立特別支援学校全校の校内無線LAN環境整備を進めるとともに、各校のデジタル活用を支援するため、取組事例の共有や全校へのデジタルサポーター⁷⁶の常駐配置を行い、教員のデジタル活用の総合的な能力を高めるため、校内での推進の中核を担う教員向けの研修等を実施してきました。

高等部における一人1台端末については、中学校段階で一人1台端末の環境により学んだ生徒が進学する令和4年度の新入生から、各校が複数の仕様の中から子供たちの障害の特性に応じて適切な端末を選択し、生徒が所有する方式による整備に向け、端末購入の仕組みや、端末等の購入時の保護者支援の在り方等について検討を進めています。

これらの取組で、デジタルの活用を一層推進することにより、「学び方改革」（一人一人の理解度や進み方に応じた個別最適な学び、また子供同士の主体的・対話的な学びを実現）、「教え方改革」（学習ログを活用したエビデンスベースの指導や、ビッグデータの活用、分析により授業の改善を実施）、「働き方改革」（子供にきめ細かく寄り添うため、校務を効率化し、教員が生徒と向き合う時間を確保）の三つの改革を実現していきます。

⁷⁶ デジタル活用のスキルを持った専門人材等であり、教員に対してデジタル機器の効果的な活用方法の研修や、校内のICT環境の保守運用支援など、教員と連携してデジタルを活用した教育活動を技術的に支援している。

番号 6 6 聴覚障害教育における情報保障のデジタル化の推進

都立聴覚障害特別支援学校では、聴覚の活用や、口話、手話、指文字等、児童・生徒の障害の状態に応じて多様なコミュニケーション手段を活用して指導を行っています。

また、補聴器や人工内耳を装用した児童・生徒の聴覚の活用を補助するため、集団補聴システムを配備するとともに、動画や文字等により視覚からの情報伝達を行うため、電子黒板や「見える校内放送⁷⁷」を活用するなど、様々な機器を活用して情報保障⁷⁸の充実を図ってきました。

近年、デジタル化の進展に伴い、既設のシステムよりも高音質・高出力な集団補聴システムや、高い音声認識機能をもち誤変換の少ない音声文字変換アプリケーションが開発されており、国の G I G A スクール構想等による一人 1 台端末の整備に伴い、デジタル機器を活用した情報保障の充実が可能となっています。

このため、都立聴覚障害特別支援学校全校にデジタル補聴援助システム及び音声文字変換アプリケーションを導入し、児童・生徒一人一人の障害の状態や教育活動の場面に応じた最適な情報保障の実現を図っていきます。

番号 6 7 病弱教育におけるデジタルを活用した教育の充実【再掲：番号 1 1】

番号 6 8 特別支援学校における安全・防災に関する指導の充実

学校事故の防止及び事故発生時の対応について、校長連絡会、副校長連絡会等の機会に管理職向け説明及び研修を実施するとともに、毎月の資料発行、発生時の個別対応（学校訪問等）により、都立特別支援学校を支援しています。

今後も、負傷・行方不明、学校外の事故への対応、日常生活の中で遭遇しうる事故や事件等の危険や、地震などの様々な災害に対して、自ら身の安全を確保し、適切な行動が取れるよう、安全教育・防災教育を推進していくことが必要です。

各学校の指導に資するよう、校内での事故の未然防止を図るための方策や、幼児・児童・生徒が事故や事件等に遭わないようにするための方策などを示した資料を毎月作成し、都立特別支援学校への配布を継続します。各学校においても、児童・生徒が通学中に地震などに遭遇した際の対応方法を学べるよう、指導を継続していきます。

また、校内で事故が発生してしまった際には、学校と東京都学校経営支援センターが連携し、幼児・児童・生徒の被害を最小化することができるよう、必要な支援を行います。

⁷⁷ 耳からの情報を取得しにくい幼児・児童・生徒への情報を保障するため、通常、音声により伝えられる学校内放送や災害情報などを動画、静止画又はテキストを放映することによって見えるようにし、情報を提供する仕組み。

⁷⁸ 情報を収集することができない方に対し、代替手段を用いて情報を提供すること。一般的には、聴覚障害のある方に対するコミュニケーション支援を指す。

番号69 特別支援学校における宿泊防災訓練の充実

首都直下地震等、都市機能に深刻な被害をもたらす災害等が発生した場合に長期にわたる避難生活を余儀なくされることも想定し、平成29年度から、都立特別支援学校全校において、宿泊防災訓練を実施しています。新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、新たに、感染症対策等複数の課題に対応した避難生活を見据えた訓練が必要です。

災害等が発生した場合においても、幼児・児童・生徒及び保護者等の安全を確保するために、地域住民等と連携した実践的な宿泊防災訓練を継続していきます。

また、都教育委員会では、感染症対策を講じた宿泊防災訓練の実践事例を収集し周知するとともに、感染症対策を踏まえて、効果的な宿泊防災訓練の方法を検討し、実施していきます。

番号70 コロナ禍を踏まえた感染症対策の徹底

これまで、都教育委員会では、感染症対策ガイドラインを策定し、都立学校においては、ガイドラインを踏まえた感染症対策に基づく教育活動を実施しています（飛沫感染の可能性の高い活動の休止、距離や座席配置に考慮した活動の工夫、感染状況による行事計画の変更等）。

また、対策物品の確保として、サーキュレーター・CO₂測定器・消毒用エタノール・感染症対策用マスク等を各学校に整備しています。今後も感染症対策等を徹底していくことで、学校の安全・安心を確保していきます。

あわせて、感染症対策を講じた安全な行事实施方法（オンラインなどデジタルの積極的な活用推進）の紹介等により、感染症対策を徹底した教育活動を推進していきます。

番号 7 1 特別支援学校における主権者教育・消費者教育の充実

平成 28 年 6 月に施行された公職選挙法⁷⁹の一部を改正する法律による選挙権年齢の引下げに伴い、在学中から国や社会の様々な問題を自分の問題として捉え、考え、判断する力を養うため、都立特別支援学校における主権者教育を推進しています。具体的には、小・中学部においては「社会」（「私たちの暮らしを守る日本国憲法」や「住民としての地方の政治」）等の教科を通じた学習指導や、係活動・委員会活動等の体験学習を通じて、社会の一員としての自覚を育てています。

また、高等部においては、主権者教育に係るリーフレットや新聞等の活用を推進するとともに、原則として選挙権年齢（満 18 歳）に到達する前までに「現代社会」等の科目や、地域の選挙管理委員会の出前授業の活用、生徒会選挙の機会等を通じて、主権者や選挙の意義、具体的な選挙の仕組みを指導しています。

さらに、令和 4 年からの成年年齢引下げに向け、主権者教育の充実には消費者教育と関連付けた一層の指導が必要です。特別支援学校の教育課程編成・実施・管理説明会などにおける周知及び各学校への情報提供により、主権者教育・消費者教育に関連する教科等の指導に対する助言等を行っていきます。

また、知的障害のある児童・生徒に対する主権者教育・消費者教育は、家庭や保護者の協力が求められます。そのため、主権者教育及び消費者教育に関するリーフレットを都教育委員会ホームページに掲載し、保護者への周知を図るとともに、国政選挙等の時機に応じて、生徒の投票行動を促しています。

各学校での主権者教育及び消費者教育を推進するため、都立特別支援学校全校の生活指導担当教員等を対象とした健全育成連絡協議会⁸⁰を活用して、各都立特別支援学校における事例収集を行い、好事例を全校で共有していくとともに、主権者教育や消費者教育を充実させた教育課程の編成を支援し、都立高校等の学校設定教科「人間と社会⁸¹」の教科書の活用を検討します。

⁷⁹ 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の首長、地方議会議員の四つの公職について定数や選挙方法などを定めた法律（昭和 25 年法律第 100 号）

⁸⁰ 特別支援学校における健全育成に関わる諸課題の解決や学校事故の防止に向けた具体的方策等についての協議、各学校の生活指導について情報共有するための協議会。各特別支援学校の生活指導に関わる教員等が参加する。

⁸¹ 道徳教育とキャリア教育を一体的に学習する都の独自の教科。都立高校全課程及び都立中等教育学校で、平成 28 年度から 1 単位必修で実施している。教科の目標は、「価値の理解を深める学習、選択・行動に関する能力を育成する学習、体験活動などを通して、道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実を照らし、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力を育成する。」である。学習は演習と体験活動からなり、演習は、都教育委員会著作物の教科書を使用し、意見交換の時間を十分にとって、自己と異なる他者の意見や、自己と同じ意見でもその理由が異なることなどを発見し、自己の意見と比較して、自分の考えを広げることがポイントになる。体験活動では、奉仕体験活動に加え、インターンシップ等を行うことにしている。

番号 7 2 特別支援学校の児童・生徒の健全育成の充実

都教育委員会では、健全育成連絡協議会を年間 2 回開催し、生活指導上の課題や指導事例を共有しています。都立特別支援学校内で発生する健全育成に関わる事故件数は少ない状況が続いていますが、新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル環境の進展に伴い、これらの視点からの事故の未然防止等に向けた生活指導の充実が必要です。

都立特別支援学校における生活指導の充実に向けて、障害のある児童・生徒の健全育成に関わる諸課題の解決策や学校事故の防止に向けた具体的方策等を研究・検討することを目的として、健全育成連絡協議会を引き続き開催していきます。

今後は事故の事例の共有に留まらず、SNS の利用を含め、児童・生徒の生活に密着した課題を積極的に取り上げ、これらに係る事故を未然に防ぐための方策を検討していきます。

番号 7 3 社会の課題に対応した教育活動の展開

学習指導要領の改訂により新たに示された前文では、これからの学校に対して、児童・生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることを求めています。教科等の学習を通じて身に付けた力を統合的に活用し、自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力や健康・安全・食に関する力など、現代的な諸課題に対応できるようにするための資質・能力の育成が必要となっています。

これらの資質・能力は、教育課程全体を見渡しつつ、それぞれの教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点で育てていくことが大切であることから、各学校が教育計画を作成する際において、「SDGs」の 17 の柱⁸²から関連する事項を検討するなど「持続可能な社会の創り手」の育成につながる学習場面を具体的に位置付けられるようにします。

また、各学校の取組の中から好事例を収集し、教育課程編成・実施・管理説明会などの機会を捉えて、学校間での共有を図っていきます。これにより、学校が地域の実態や児童・生徒の障害の状態等を踏まえつつ、学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画できるよう促していきます。

⁸² 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)。2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。「質の高い教育をみんなに」など、17 のゴール・169 のターゲットから構成される。

番号74 特別支援学校におけるスポーツ教育推進事業

ア 障害者スポーツの普及

都立特別支援学校では、平成27年度に都教育委員会が作成した様々な障害者スポーツを紹介するDVDや、平成29年度に都教育委員会が作成したスポーツ教育推進校の取組に基づく実践事例集を参考にして、新たな実施種目を検討し、体育的活動や障害者スポーツをとおした交流を充実させています。

また、障害者スポーツ指導員⁸³を活用し、児童・生徒への技術指導を通じて指導の充実を図っています。

都教育委員会では、平成30年度から、全ての都立特別支援学校をスポーツ教育推進校に指定し、新規指定校には用具等を整備して地域との交流等で活用できるようにしながら、令和元年度時点で延べ78種目以上の障害者スポーツ等を実施しました。

今後も障害のある児童・生徒の健やかな身体と心を育むとともに、積極的に他者と関わり、自立と社会参加に向けた素養を身に付けるよう、各校における用具等の追加や更新を図りながら障害者スポーツの普及を図っていきます。

イ 全国大会や国際大会で活躍できる選手の育成

都教育委員会は、都立特別支援学校に対して、パラリンピアン等のアスリートの派遣や、講師の招へい、大会遠征に伴う費用への支援を行い、全国大会等への参加を強化しました。

その結果、令和2年度は36人（チーム）が全国大会等に出場しました。引き続き児童・生徒が専門的な指導を定期的に受けられる環境を整備し、可能性を伸ばす取組を継続する必要があります。

このため、障害のある児童・生徒が専門的な指導を定期的に受けられるよう、継続的に講師を派遣するなどの支援を継続していきます。

また、選手の育成に有益な公式試合や練習試合に係る移動費用を支援し、対外試合等の実施を引き続き促進していきます。

⁸³ 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び加盟団体等が、公認障がい者スポーツ指導者制度に基づき資格認定する指導者で、日本国内の障害者スポーツの普及と発展を目指して、障害者スポーツのスポーツ環境を整備する上で専門的な知識、技術を有する人材の養成、資質向上を目的としている。

番号75 体力・競技力向上に向けた部活動の振興

都立特別支援学校では、児童・生徒一人一人の発達段階を踏まえるとともに、障害の状態、体力の実態等に応じ、体力向上の取組を推進する必要があります。

これまで、都立特別支援学校の部活動に、専門的な知識や技術等を有する外部指導員を導入することで、部活動に参加する生徒の意欲の高揚と能力の伸長を図り、部活動のより一層の充実を進めてきました。

引き続き部活動の充実を図るには、専門的かつ継続的な指導を受けられるようにすることが重要であることから、スポーツ指導に関する教員の優れた専門知識・技能を有効に活用することに加え、各種目のアスリート等、専門性の高い指導者を運動部活動へ招へいし、顧問教諭や生徒が専門的な知識や技術に基づくアドバイス等を受けられるようにします。このことにより、運動部活動を通じた運動意欲や体力・競技力の向上を図っていきます。

番号76 障害者スポーツの競技機会の拡充

都教育委員会は、特別支援学校の教員等から成る各障害種別の体育連盟⁸⁴が主催する競技大会を共催するとともに、大会参加に係る参加費等を支援してきました。

また、障害者スポーツを取り入れた体育的活動の充実を図るスポーツ教育推進校にパラリンピアン等を派遣する際は、近隣の小・中学校の特別支援学級から参加者を募り、障害のある児童・生徒の競技機会を確保する取組を実施しました。さらに、こうした取組事例を特別支援教育担当指導主事等連絡協議会で紹介するなどにより周知を図りました。

引き続き、障害のある児童・生徒の大会参加等の推進を図ることが必要です。そのため、障害者スポーツの競技機会の充実を図り、障害のある児童・生徒が目標をもってスポーツに親しめる環境を整備することで、主体性やスポーツに取り組む意欲を高めていきます。

また、各障害種別の体育連盟が主催する、児童・生徒が出場できる障害者スポーツ競技大会を円滑に運営できるよう、支援を行っていきます。

番号77 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実【再掲：番号28】

⁸⁴ 視覚障害や肢体不自由などの障害種別ごとに体育的活動の充実を図るための団体。関連の特別支援学校等が参加し大会運営等を行っている。

番号 78 特別支援教育の理解促進に向けた障害者スポーツを通じた交流の推進

都教育委員会は、平成 27 年度から「スポーツ教育推進校」を指定し、都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の充実を図ってきました。平成 30 年度以降は全校を指定し、校種や地域に応じた障害者スポーツの充実を推進しています。

令和元年度においては、特別支援学校延べ 60 校が小・中学校とボッチャやゴールボール等の障害者スポーツ体験を通じた交流等を実施し、特別支援学校延べ 16 校が都立高校等と部活動の合同練習などの交流を実施しました。

障害者スポーツは、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が対等な条件で競技できることから、そのルールの習得や実際の競技を通じて、相互に理解を深め、交流を深める上で、極めて有効なツールとなり得ます。

特別支援教育をこれまで以上に推進していくためには、都や区市町村、関係機関はもとより、小学校、中学校の通常の学級の担任や保護者、児童・生徒等を中心とした一般都民に、障害のある児童・生徒や特別支援教育、特別支援学校等について、広く理解を促進する必要があります。

地域・社会の人々が障害のある児童・生徒への理解を更に深められるよう、これまでの取組により蓄積した様々な障害者スポーツの体験活動を活用し、特別支援学校と地域の学校や高齢者施設等との交流を更に活性化することで、障害者スポーツを通じた交流を一層進めていきます。

番号79 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進

ア 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進事業

都教育委員会では、芸術系大学の協力を得て、障害のある児童・生徒の芸術的能力の発掘と伸長を図ることを目的として、美術分野を中心とした授業改善を行ってきました。具体的には、毎年度芸術教育推進校3校が芸術系大学の教員等を招へいし、美術等の授業改善に取り組むとともに、その成果について、都立特別支援学校等の教員を対象とした報告会で普及を図っています。今後は、一人1台端末等を活用した写真や映像等のデジタル表現など、児童・生徒の可能性を広げる芸術教育の拡充が必要です。

引き続き、芸術系大学や専門学校等の協力を得て、障害の種類や程度等に応じた芸術教育の内容や方法について研究・開発及び授業改善に取り組んでいきます。

また、新たな芸術に関わる専門家との連携による授業実践として、写真・映像等のデジタル表現に関する芸術教育を推進していきます。具体的には、芸術系大学と連携した既存の芸術教育推進事業の継続に加え、専門学校等と連携し、一人1台端末を活用した写真、映像等のデジタル表現に係る指導内容や指導方法の研究・開発を行い、その成果を広く都立特別支援学校へ普及させていきます。

イ 障害者アートの理解促進

都内の特別支援学校（都立、国公立、私立）に在籍する芸術に優れた才能を有する児童・生徒の発掘や、障害者アートに関する理解促進を目的としてアートプロジェクト展を毎年度1回開催しています。年々来場者数は増加し、令和元年度には、12日間で3,500人以上の来場者が観覧しました。

また、アートプロジェクト展で展示された作品を車体に掲載した都立特別支援学校のスクールバス（ラッピングバス）の運行により、障害のある児童・生徒が創作した芸術作品の魅力を広くアピールしました。

令和2年度はアートプロジェクト特別展として、前年度のアートプロジェクト展の展示作品等をインターネット上に展示しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況への対応や、デジタルを活用した芸術作品の魅力発信のために、こうしたアートプロジェクト展の専用サイトを継続的に運営し、障害者アートの理解促進に引き続き取り組む必要があります。

今後も都内の特別支援学校（都立、国公立、私立）に在籍している児童・生徒を対象として芸術作品の募集を行い、アートプロジェクト展等を引き続き開催することにより、障害のある児童・生徒の芸術活動を推進するとともに、児童・生徒の優れた才能が発揮される機会となるよう、アートプロジェクト事業を継続していきます。

番号 80 芸術・文化に専門的な知見・技術を有する指導員を活用した部活動振興

都教育委員会では、都立特別支援学校の部活動推進の一環として、地域の指導者の積極的導入を進めてきました。文化系部活動において、年間延べ 20 程度の部活動で音楽や美術、演劇、茶道、華道といった様々な分野の専門家等を 30 人程度招へいし、部活動の振興を図りました。今後、特別支援学校における部活動振興の一環として、優れた指導者の積極的な導入を進めていく必要があります。

これまでの取組を継続し、都立特別支援学校において音楽や美術の専門家、演劇の演出家、茶道や華道の専門家等、優れた指導者を招へいし、児童・生徒へ指導すること等により、引き続き部活動のより一層の充実を進めていきます。

番号 81 東京都特別支援学校総合文化祭等の開催

都教育委員会では、都内の特別支援学校（都立、国公立、私立）の児童・生徒が主体的に参加し、日頃の芸術文化活動の成果を発表することを通して、創造する文化活動を促進するとともに、各校相互の交流や都民の理解を促進するため、東京都特別支援学校文化連盟と共同で「東京都特別支援学校総合文化祭」を開催しています。

都教育委員会は平成 28 年度から、東京都特別支援学校文化連盟⁸⁵について、「東京都特別支援学校総合文化祭」を開催するための準備組織としての役割に加え、文化祭における発表内容の文化的位置付けや教育効果等を研究する組織として位置付けました。

また、9 部門の研究団体による文化活動、教科指導の研究等を実施するとともに、部門別の発表会や展覧会等により、総合文化祭の充実を図りました。今後の開催に当たっては、感染症対策を踏まえながら、これまでの取組をより一層充実させるとともに、造形美術部門や音楽部門、写真部門や職業・作業部門等、各部門の研究活動の強化を図っていきます。

⁸⁵ 特別支援学校児童・生徒の芸術・創造活動の充実・向上を図るとともに、障害のある児童・生徒にふさわしい文化活動の振興・発展に資することを目的に、都内の特別支援学校及び都教育委員会により組織された団体。「東京都特別支援学校総合文化祭」を開催している。

番号 8 2 東京教師養成塾を活用した人材養成

今後、障害のある児童・生徒の増加傾向が予測されることを踏まえ、特別支援教育に関する知識と能力を備えた教員を確保していく必要があります。

このため、教員を目指す学生を養成する「東京教師養成塾（小学校コース・特別支援学校コース）」において、特別支援教育への理解を深める講座や実習等を実施し、学生の段階から特別支援教育への理解促進を図っています。

今後も特別支援教育の知識と能力を備えた人材を養成していくことが不可欠であることから、引き続き東京教師養成塾において、学生の段階から特別支援教育への理解を深める取組を実施していきます。

小学校コースでは、特別支援学校の参観や特別支援教育に関する講座・演習の実施により、小学校の教員を志す学生の特別支援教育への理解を深めていきます。

また、特別支援学校コースでは、特別な支援を必要とする児童・生徒に対する様々な場面での適切な支援の方法や、障害の特性に応じた教材や指導法の工夫等について、講座・演習の実施を通じて、特別支援学校の教員を志す学生を養成していきます。

あわせて、指導主事等が教員養成系大学を訪問し、大学の関係者及び学生に対して東京教師養成塾の事業内容を説明するなど、本事業への理解を促進するための取組を充実させていきます。

番号 8 3 教員養成系大学等との連携による特別支援教育の推進

都教育委員会では、教員養成系大学等へ指導主事等を派遣し、教員を目指す学生を対象に講義を実施することで、特別支援教育に関する理解啓発を図っています。

また、教員を目指す学生向けに教職の魅力や都の教育の特色、採用時点で身に付けておいて欲しい力などをまとめた「東京都教職課程学生ハンドブック」で、特別支援教育に関する記述を充実して教員養成系大学において配布し、周知を図っています。

特別支援学校教諭免許状（以下「特支免許状」という。）を取得することができる大学が増加している中、今後もこうした取組を継続していく必要があります。

このため、引き続き教員養成系大学等と連携し、指導主事等を派遣して特別支援教育の現状や求める教師像等に関する講義を行うことで、教員を目指す学生への理解啓発を図っていきます。

また、教職課程を開設している大学等の実情を把握した上で、「東京都教職課程学生ハンドブック」を配布することで、教員を目指す学生へ特別支援教育に関する情報を確実に発信していきます。

番号 8 4 特別支援学校教諭免許状の取得等による専門性の向上

ア 特別支援学校教員の免許状の取得促進

教育職員免許法（以下「免許法」という。）には、特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状（以下「幼・小・中・高の免許状」という。）及び特支免許状を有していなければならないことが規定されていますが、当分の間、幼・小・中・高の免許状を有していれば、特別支援学校の相当する各部（幼稚部・小学部・中学部・高等部）の教員になることが可能となっています。

都教育委員会では教員の特別支援教育の専門性を向上させる観点から、免許法認定講習（特別支援学校教諭二種免許状部門）や、免許法認定通信教育の受講費用補助により、特別支援学校教員の特支免許状の取得を促進してきました。

今後も特別支援学校教員の特支免許状の取得を促進していくため、特支免許状の免許法認定講習を夏季休業期間中等に開講し、特別支援学校教員が免許状の授与に必要な単位修得の機会を確保していきます。

また、特別支援学校教員が免許法認定通信教育を受講し、免許状を取得した場合に受講費用等を補助する取組を継続していきます。

イ 特別支援学級担当教員の免許状の取得促進

免許法上、その保有が要件となっていない都内公立学校の特別支援学級（通級指導学級及び特別支援教室を含む。以下同じ。）担当教員について、特別支援学校教員と同様の観点から特支免許状の取得を促進していますが、特別支援学級担当教員の特支免許状保有率は必ずしも増えていません。

特別支援学級に在籍する児童・生徒数が増加している中、特別支援学級担当教員の専門性の確保は、都内公立学校における特別支援教育の充実に関わる課題と言えます。

このことから、今後も都内公立学校の特別支援学級担当教員が免許状の授与に必要な単位修得の機会を確保するため、特支免許状の免許法認定講習を夏季休業期間中等に開講していきます。

また、令和3年度から開始した、特別支援学級担当教員が免許法認定通信教育を受講し、免許状を取得した場合に受講費用等を補助する取組を継続していきます。

加えて、固定学級の中では知的障害学級に在籍する児童・生徒の割合が多いことを踏まえ、知的障害学級の担当教員のうち、特支免許状を取得していない者を対象に、特支免許状の取得の前段階として、免許法認定通信教育の知的障害に関する科目を受講し、単位を修得した者に対して、新たに受講費用等を補助することで、その修得を推進し、教員の専門性向上に取り組んでいきます。

さらに、通級指導学級の中では、特別支援教室に在籍する児童・生徒の割合が多いことを踏まえ、特別支援教室の担当教員のうち、特支免許状を取得していない者を対象に、免許取得に至る前段階として、免許法認定通信教育の発達障害に関する科目を受講し、単位を修得した者に対して、新たに受講費用等を補助することで、その修得を推進し、教員の専門性向上に取り組んでいきます。

ウ 通常の学級の教員の発達障害に関する理解促進

発達障害の可能性のある児童・生徒は、通常の学級を含め全ての学校・学級に在籍しているものと考えられることを踏まえ、全ての教員の発達障害に関する理解や基本的な知識など、その資質をより高めることができる取組の充実が必要です。

このため、通常の学級を含めた都内公立学校の教員全体が、発達障害教育に関する基本的な知識を習得し、理解することができるよう、免許法認定通信教育の発達障害に関する科目を受講し、単位を修得した者に対して、新たに受講費用等を補助することで、その修得を推進し、通常の学級を含めた都内公立学校の教員全体への支援に取り組んでいきます。

番号 85 特別支援学校教諭免許状保有者の積極的な活用等

都教育委員会では、特支免許状を保有している教員を、区市町村教育委員会が積極的に特別支援学級担当教員として配置し、その専門性を有効に活用していくことができるよう、人事配置等を通じて支援してきました。

また、特別支援教育に必要な資質と能力をもった教員を確保するため、小・中学校の特別支援学級担当教員の公募人事を実施しています。

今後も小・中学校の特別支援学級は増加が見込まれていることから、特支免許状を保有する教員や専門性の高い教員を積極的に特別支援学級担当教員として配置していくことが求められます。

このため、特支免許状を保有する教員や、特別支援教育の専門性の高い教員を区市町村教育委員会が積極的に特別支援学級へ配置し、その専門性を有効に活用できるよう、人事配置等を通じて引き続き支援していきます。

また、特別支援教育に関わる教員の公募による異動の仕組みを継続することで、区市町村教育委員会の人事構想に沿った、特別支援教育に関する意欲や専門性の高い教員の特別支援学級への配置を実現していきます。

番号 86 異校種期限付異動による専門性の向上

現在、都教育委員会では、異なる学校種別で勤務し、多様な経験を積んだ専門性の高い教員の確保やその育成、活用を図る観点から、小・中学校及び都立高校等と都立特別支援学校との間において3年間の異校種期限付異動を実施し、教員の特別支援教育に関する専門性を高める取組を行っています。

今後もこうした異校種間での人事異動を一層促進する中で、異動期間中に得られた知識や経験を、異動前の学校や区市町村教育委員会により実効的に波及させていくためには、期限付異動期間中の更なる意図的・計画的な人材育成が必要です。

そこで、小・中学校及び都立高校等の教員が都立特別支援学校へ3年間の期限付きで異動し、障害の特性に応じたきめ細かい指導を経験することで、小・中学校及び都立高校等に戻った後は、地域の特別支援教育を推進する役割を担う人材となるよう育成していきます。

また、都立特別支援学校の教員は、小・中学校及び都立高校等に3年間の期限付きで異動することで、異動先に在籍する教員の特別支援教育への理解を促進し、指導力向上の役割を担います。加えて、小・中学校及び都立高校等における集団指導や教科指導の経験を通じて、特別な支援を必要とする児童・生徒が抱える困難さへの理解を深めることができます。都立特別支援学校の教員が特別支援学校に戻った後は、特別支援学校におけるセンター的機能の充実に寄与する人材となるよう育成していきます。

教員の公募、異校種への異動、異動先から戻った後の成果還元という異校種期限付異動の一連の流れをより計画的に進めるために、「育成ガイドライン（仮称）」を策定することなどにより、人材育成を推進していきます。

番号 87 短期人事交流による専門性の向上

小・中学校の特別支援学級を担当する教員には、特別支援教育に関する専門性がより求められます。短期間であっても特別支援学校での実務を経験し、障害特性や一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導を行うことで、特別支援教育の本質を理解する貴重な機会となります。

また、身に付けた専門性や実践力などを元の所属の小・中学校の特別支援学級等に戻って還元することで、指導力の組織的な向上が期待されます。

一方、都立特別支援学校の教員は、特別支援学校における指導の中では、集団に対する学習指導や生活指導に関する専門性が養われにくい一面があります。短期間であっても小・中学校での実務を経験し、多数の様々な児童・生徒に対する状況に応じた学習指導や生活指導、保護者対応を行うことで、専門性を広げる貴重な機会となります。身に付けた知識や経験を特別支援学校に戻って還元することで、より小・中学校の実情を踏まえた適切な支援ができ、特別支援学校のセンター的機能を発揮する際の活躍が期待されます。

こうしたことから、小・中学校の特別支援学級担当教員と都立特別支援学校教員を1年間の期限付きで相互に派遣する短期人事交流をモデル実施し、その効果を検証していきます。

番号 88 特別支援学級での勤務経験を活用する異動の実施

ア 特別支援学級間での異動促進による指導の質の維持・向上

これまでの教員の異動の仕組みでは、小・中学校の特別支援学級で継続して経験を積みたい教員にとって、制度を活用しにくい一面があったため、特別支援学級から通常の学級に異動する教員もいました。そこで、特別支援学級間での人事異動を促進するため、令和3年度に教員定期異動要綱を一部改定しました。小・中学校の特別支援学級で経験を積みたい教員が、人事異動後も引き続き特別支援学級での勤務を継続することで、特別支援学級における指導の質の維持・向上を図っていきます。

イ 特別支援学級中核教員の認定

小・中学校の特別支援学級では、年度末の学級数の増減に伴い、指導経験豊かな教員が人事異動により転出し、結果として指導経験の少ない教員の割合が大きくなる傾向にあります。

そこで、特別支援学級での勤務経験や特別支援教育に関する専門性を有し、熱意のある教員を中核に据えることで、安定した人材育成を図り特別支援学級の組織体制を強化します。

具体的には、特別支援学級での勤務経験や一定の専門性を有する教員を「特別支援学級中核教員」として認定し、認定された教員を中心に小・中学校の特別支援学級を運営していくことで、校内の特別支援学級担当教員の育成を図っていきます。

あわせて、人事異動において、認定された教員を区市町村教育委員会の状況に合わせ計画的に配置することで、特別支援学級の指導の質の維持・向上を図っていきます。

番号 89 指導教諭を活用した教員全体の専門性の向上

校種や教科ごとに任用される指導教諭は、模範授業等を通じて他校の教科代表者等の教員に自らの指導技術を普及させています。それを受けて、模範授業等に参加した教員は、学んだ指導技術を校内OJT等で他の教員に広めています。この指導教諭について任用者数を増やすとともに、模範授業等へ参加できる校種を拡大し、都内公立学校全体における特別支援教育の指導力を高めてきました。

今後は指導教諭のより一層の活用を図り、教員の特別支援教育に関する専門性を高めていく必要があります。

このため、指導教諭の模範授業等には、教科代表者に加え特別支援教育コーディネーターをはじめとした各学校で特別支援教育を推進する立場にある教員等も参加できるよう、参加対象範囲を拡充していきます。

このことにより、特別支援教育に対する専門性の高い教員による校内OJT等を各学校が行い、教員全体の特別支援教育に対する理解を深めることを促して、教員全体の一層の専門性・指導力の向上を実現していきます。

番号90 特別支援教育に関する研修の充実

教員一人一人が特別支援教育の理念や現状を理解し、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する指導力の向上を図ることができるよう、東京都教職員研修センターにおいて特別支援教育に関する研修を充実してきました。

また、東京都教職員研修センターでは、授業力向上を目指す学校や教員を対象に授業づくりの支援のための相談や資料提供を行っており、特別支援教育に関する相談にも対応しています。

今後も特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する教員一人一人の指導力の向上を図るため、特別支援教育に関する研修を更に充実させていく必要があります。

ア 特別支援教育コーディネーター研修の充実

全ての学校に配置されている特別支援教育コーディネーターは、関係者間の調整を図りながら具体的な支援策を実行できる能力を備えることが求められます。

このため、特別支援教育コーディネーターに指名された教員が、学校内の特別支援教育の推進の中心的な役割を果たしていくことができるよう、引き続き特別支援教育コーディネーター研修を実施し、特別支援教育コーディネーターの資質能力の向上を図っていきます。

また、全ての学校の特別支援教育コーディネーターの研修受講を促すため、複数回の講座を受講する従来型の研修に加え、動画配信等を用いた研修を実施するとともに、内容別に選択できる講座を設定する等、受講機会の拡大に取り組み、研修内容の充実や受講機会の拡大を図っていきます。

イ 職層や経験に応じた研修の充実

全ての学校において特別支援教育を充実させるためには、全ての教員の特別支援教育に関する理解を深める必要があります。現在も職層研修や経験年数に応じた必修研修において、各校種の教員を対象に特別支援教育に関する様々な研修を展開していますが、特別支援教育の最新の動向等を踏まえた研修を実施していく必要があります。

このため、今後も職層研修や経験年数に応じた必修研修を計画的に実施するとともに、特別支援教育に係る研修内容の更なる充実を図っていきます。

中堅教諭等に対する研修では、障害種別の実態に応じた研修の実施や、研修動画等の内容の工夫により指導力の向上を図るほか、特別支援学校と他校種の混合グループを編成し、研修を実施することで、障害への理解と対応力の向上を図ります。

また、若手教員に対する研修では、都立高校等の初任者を対象に通級による指導の体制及び発達障害に対する理解を深める内容を実施する等、特別支援教育の最新の動向等を踏まえた研修内容の充実を図っていきます。

ウ 教員の専門性を高める研修の充実

特別支援教育に関する専門性を高める研修として、「東京教師道場（特別支援 教育担当教員向け）」や、特別支援教育に関する「専門性向上研修」、「リーダー養成研修」、「特別支援学級担当教員研修」、「特別支援教室・高等学校における通級による指導担当教員研修」を開講しています。

今後こうした特別支援教育に関する専門性の向上を図る研修を実施するとともに、より多くの教員の特別支援教育に関する素養や専門性を高めるため、更なる研修内容の充実を図る必要があります。

このことから、「東京教師道場」では、児童・生徒の実態に応じた授業改善をより一層促進させるため、特別支援教育に携わる教員に加え、全校種の全ての受講者を対象に特別支援教育に関する講義や演習を実施し、専門性の向上を図っていきます。

また、「特別支援教室・高等学校における通級による指導担当教員研修」は、小・中学校の特別支援教室では経験を重ねた教員が増えた一方で、都立高校等の通級による指導では初めて担当する教員が多いことを踏まえた研修の内容が求められることから、受講者がキャリアや経験に応じて受講内容を選択することができるよう、複数の選択制講座を新設していきます。

さらに、「特別支援学級担当教員研修」では、知的障害に関する内容が中心になっているため、複数の選択制講座の新設に加え、自閉症・情緒障害講座の新設により、障害種別に応じた研修内容の充実を図っていきます。

番号 9 1 島しょ地域の教員の専門性向上への支援

島しょ地域においても、全ての学校で教員の専門性を高め、特別支援教育の充実を図っていく必要があります。

その一方、島しょ地域は学校の規模が小さく、教員数が少ないため、校内で特別支援教育に特化した研修を実施することが難しい状況があります。

こうした島しょ地域特有の事情を踏まえ、特別支援教育専門の指導主事が毎年度、島しょ地域を訪問し、特別支援教育に関する研修や教員同士の協議、教材の提供等を行っており、今後もこうした取組を継続して、島しょ地域の全ての小・中学校において、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る機会を確保していきます。

特別支援教育専門の指導主事が島しょ地域の指導主事と連携を取り、年間計画を策定した上で訪問し、島しょ地域の全ての小・中学校及び都立高校を対象に特別支援教育に関する研修を行う等、島しょ地域のニーズに応じた組織的な支援を展開していきます。

番号 9 2 知的障害特別支援学級の専門性向上に向けた支援【再掲：番号 3 6】

番号 9 3 区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事及び特別支援学級設置校管理職の専門性向上への支援

区市町村教育委員会では、教員の特別支援教育に関する専門性を高めるため、特別支援教育担当指導主事が中心となり、小・中学校の教員を対象とした研修等を実施していますが、特別支援学校や特別支援学級での勤務経験がない指導主事もいることから、都教育委員会では専門性の向上に向けた支援を行っています。

また、特別支援学級を設置する小・中学校の管理職に対しては都教育委員会が教育課程の編成などについて支援を行っています。

今後もこうした取組を継続し、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事や、特別支援学級を設置する小・中学校の管理職の専門性について、全都的な立場から都教育委員会が支援を行っていく必要があります。

引き続き区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事を支援するため、「特別支援教育担当指導主事等連絡協議会」を開催し、施策の説明や周知、協議や意見交換を行い、区市町村教育委員会の担当指導主事の専門性の向上を図ります。

また、特別支援学級を設置する小・中学校の管理職が、校内の特別支援学級担当教員への指導・助言を適切に行うことができるよう「特別支援学級等教育課程講習会」を引き続き開催し、特別支援教育に関する理解を深めるための支援を行っていきます。

番号 9 4 働き方改革の推進による学校教育の質の維持向上

学校を取り巻く環境が多様化・複雑化し、求められる役割が拡大する中、学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められています。

こうした中、都教育委員会では教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図ることを目的に、平成 30 年 2 月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、デジタル化による業務改善や、「チーム学校」としての体制整備による外部人材の活用、地域との協働活動の充実など、様々な取組により働き方改革を推進し、教員の長時間労働の改善に取り組みました。

今後もこうした取組を着実に実施していくとともに、長時間労働が顕著な副校長等の負担軽減に向け、取組を拡充していく必要があります。

このため、副校長の業務を補佐する人材を配置するモデル事業について、今後本格実施に取り組むとともに、教員 O B 等を活用し、負担の大きい中核的業務を担う教員の授業時数を軽減する取組を継続することで教員の長時間労働の改善を推進し、学校教育の質の維持向上や、学校のマネジメント力の向上を図っていきます。

番号 95 特別支援学校における学校経営診断の実施による学校経営支援

都教育委員会では、都立特別支援学校の学校経営診断の実施により、学校の経営状況を外部有識者や学識経験者等の外部委員と庁内関係者で構成する「診断チーム」によって客観的に把握した上で、その診断結果を次年度以降の学校経営に反映するよう改善を促し、校長の学校経営を支援するとともに、学校ごとに行われている特色ある取組を明らかにすることにより、特別支援教育の理念の実現と特別支援学校に対する都民の理解推進を図ってきました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、学校運営や学校経営の在り方が変化していることから、コロナ禍以前の評価方法や診断方法などを見直していく必要があります。

このため、都立特別支援学校の学校経営診断については、コロナ禍を踏まえた学校経営の新たな評価方法を検討した上で、効果的な学校経営診断を実施していきます。

番号 96 東京都学校経営支援センターによる支援

都教育委員会では、都立学校のより一層充実した学校経営と教育活動を支援するため、東京都学校経営支援センターを設置しています。

東京都学校経営支援センターは日常的な学校経営支援や教育活動支援、予算の執行管理支援のほか、第一次実施計画における各種事業や理解啓発事業の実施に当たっても、都立学校を迅速かつ適切に支援していく上で、重要な機能を担ってきました。

今後も都立学校における特別支援教育を推進するため、東京都学校経営支援センターによる継続的な支援を行います。

具体的には、定期的な学校経営訪問による校長の学校経営支援、随時訪問による教育活動への助言・支援や、学習活動における生徒の個に応じた合理的配慮の提供への助言・支援を行います。

また、授業及び組織的な取組の好事例、先進的な取組について、定期的にメール等で学校に情報発信し、紹介するとともに、都立特別支援学校と都立高校等の教員間の相互授業参観の機会を設けるなど、教職員の理解を促進していきます。

こうした取組により、今後も都立学校の実情に応じた支援をきめ細かく行っていきます。

番号97 特別支援学校のセンター的機能を生かした地域等への支援

都教育委員会は、障害のある幼児・児童・生徒のライフステージに応じた適切な支援を目的として、特別支援学校と地域の小・中学校等との日常的な学校間連携や、各地域における教育、保健、医療、福祉、労働等の各分野の連携により、地域性と専門性を兼ね備えたシステムとしての「エリア・ネットワーク⁸⁶」の整備を図ってきました。

都立特別支援学校は、エリア内の区市町村教育委員会、幼稚園や保育所、小・中学校からの要請に基づく巡回相談や、研修会への講師派遣、乳幼児早期相談、副籍等による交流及び共同学習等、様々な形でセンター的機能の発揮に努めています。引き続き、都立特別支援学校が有するノウハウを活用した助言や支援を行うとともに、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童・生徒が大きく増加しているなど小・中学校等の特別支援教育の重要性が高まる中で、支援のニーズについて調査・分析を行い、センター的機能の充実を図っていきます。

また、令和3年度から都立高校等で、発達障害のある生徒を対象に、外部人材を活用した通級による指導を開始しました。今後は、都立高校等における通級による指導を支援する仕組みとして、専門的な知識やノウハウを有する都立特別支援学校と連携した仕組みを構築していきます。

番号98 都教育委員会の指導主事等の派遣による支援

都教育委員会では、区市町村教育委員会や都内公立学校等からの申請を受けて、東京都教職員研修センターから指導主事等を派遣し、課題解決を図る「都教委訪問」事業を実施し、特別支援教育に携わる教員への助言などを通じ、支援をしてきました。

今後も区市町村教育委員会や都内公立学校における特別支援教育に関する諸課題を解決していくために、都教育委員会の支援が求められています。

このため、引き続き特別支援教育担当指導主事等を派遣する「都教委訪問」事業を実施し、教員等へ効果的な指導・助言を行っていきます。「都教委訪問」事業の実施に当たっては、指導主事による授業への指導・支援に加え、特別支援教育の校内支援体制の構築に資する訪問研修や汎用性のある資料提供などにより、内容の一層の充実を図っていきます。

⁸⁶ 各区市町村を基礎的な単位として教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関等が相互に密接な連携を図り、互いの機能を有効に活用するネットワーク

番号 99 一般財団法人東京学校支援機構（TEPRO）による学校への多角的な支援

都教育委員会では、都内公立学校を多角的に支援するため、多様な外部人材を安定的に確保する機能、教員サポート機能、学校の事務集約機能の三つの機能をもつ一般財団法人東京学校支援機構（以下「TEPRO」という。）を令和元年7月に設立しました。

今後は、区市町村教育委員会や都内公立学校へ周知を図り、その一層の活用を促進することで、特別支援教育に携わる教職員の負担軽減と教育の質の向上を図る必要があります。

このため、TEPROの「TEPRO Supporter Bank（ティepro サポーターバンク）」事業において、各種広報活動の展開によりサポーター登録者の拡大を図るとともに、登録された個人や企業、団体等のサポーターによる学校を支援する活動について、好事例等を学校へ周知することにより学校へのアプローチを強化することで、学校とサポーターとのマッチングの推進等に取り組んでいきます。

番号 100 合理的配慮の適切な提供に向けた支援

ア 合理的配慮の提供事例の収集及び発信

全ての学びの場で、障害のある幼児・児童・生徒の能力等を最大限に伸ばしていくためには、幼児・児童・生徒や保護者等の申出に応じて、合理的配慮の提供を適切に行っていく必要があります。

このため、都教育委員会では日々の学校生活の中で配慮すべき事項や、学校生活全般における対応の具体例等を提示するとともに、様々な障害の特性について説明する「障害者差別解消法ハンドブック」を発行し、各学校で適切な対応が行われるよう徹底を図っています。

今後もこの「障害者差別解消法ハンドブック」について都内公立学校へ周知を図るとともに、実際の合理的配慮の提供事例を収集・蓄積し、広く学校間へ発信することで、学校現場における合理的配慮が適切に行われるよう支援していきます。

イ 小・中学校における合理的配慮の適切な提供のための環境整備

小・中学校において合理的配慮を適切に提供していくためには、そのための環境整備を進めていく必要があります。

このため、区市町村教育委員会が、連携支援コーディネーター⁸⁷の配置による医療・保健・福祉・労働等の関係機関とのネットワークの構築や、医療的ケアを実施するための看護師等の配置による環境整備を進められるよう、都教育委員会は、文部科学省の教育支援体制整備事業費補助金の活用を促してきました。

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケア児が増加傾向にあるなど、小・中学校における合理的配慮を提供するための環境整備の重要性は一層高まっています。

都教育委員会は、引き続き教育支援体制整備事業費補助金について周知を図り、積極的な活用を促すとともに、必要に応じて活用事例等についての情報提供を行うなど、区市町村教育委員会による小・中学校の合理的配慮の適切な提供のための環境整備を促進していきます。

⁸⁷ 区市町村教育委員会が医療・保健・福祉・労働などの関係機関等との相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークを形成するにあたり必要に応じて配置する、関係機関等との適切な連携を支援するコーディネーター

番号101 発達障害教育に関する教員等への支援

都教育委員会では、発達障害に関する教職員の資質向上や教育相談機能の充実を図るため、区市町村教育委員会や都立学校等からの要請に応じ、東京都教育相談センターから心理職や指導主事等を各学校に派遣し、研修や事例検討会を実施してきました。

また、不登校の児童・生徒の中にも、発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒が含まれることから、都教育委員会の「自立支援チーム」と同センターの心理職が連携を図り、継続的な心理面のサポートを行ってきました。

特別支援教室の全小・中学校への導入や、都立高校等における通級による指導の導入を踏まえ、今後もこうした取組の継続が必要です。

このため、東京都教育相談センターにおいて、区市町村教育委員会や都立学校等の要請に応じて発達障害に関する要請研修訪問や事例検討会を実施し、学校や教職員等の教育相談にかかわる資質の向上や校内における教育相談機能の支援を図るとともに、事業の効果的な周知について検討していきます。

また、都教育委員会に設置している「自立支援チーム」と東京都教育相談センターが連携を図り、不登校の児童・生徒の中に含まれる発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒への心理的なサポートも引き続き行っていきます。

番号102 教員による特別支援教育に係る研究活動の活性化

教員が組織する学校教育に関する研究団体による研究の成果を普及し、都の全ての教員が共有できるようにするため、「東京都教育委員会研究推進団体事業」を実施しています。

都教育委員会では、この事業の対象となっている研究団体に対して、研究会等への指導主事等の派遣、東京都教職員研修センターのホームページにおける研究会等の紹介、研究成果の普及のための経費等の支援を行っています。

研究推進団体の中には特別支援教育に関する研究を行う団体も多くあります。これらの団体に所属する教員の自主的な研究活動の活性化は、特別支援教育の充実や教員の指導力の向上につながることから、教員が組織する学校教育に関する研究推進団体の研究活動を促進するため、引き続き研究推進団体を支援し、教員の自主的な研究活動を促進するとともに、その研究成果について都内全体に普及させることで、特別支援教育に携わる教員の専門性や指導力の向上を図っていきます。

番号103 就学相談の機能充実

ア 専門家チームの柔軟な活用

障害のある幼児・児童・生徒や様々な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加に伴い、区市町村教育委員会における就学相談の件数は年々増加し、また相談内容も多様化・複雑化しています。

区市町村教育委員会が保護者との合意形成の下で、障害のある幼児・児童・生徒がその能力を最大限に伸ばせる就学先を決定するためには、医療の進歩や最新の法改正等、様々な変化する状況に対応できる専門的な視点をもちながら、円滑に就学相談を進めることが重要となります。

こうしたことから、都教育委員会では、専門的な知見に基づく助言を行うことができる「専門家チーム」を平成29年度に東京都特別支援教育推進室⁸⁸に設置し、区市町村教育委員会における就学相談の合意形成を支援しています。

区市町村教育委員会が設置する就学支援委員会⁸⁹において、就学先の決定が保護者の意見と一致していない事例は、専門家チームを設置する前の平成28年度の8.3%から令和2年度は5.5%と低減しており、今後も専門家チームの一層の活用を図ることが求められます。

このため、引き続き専門家チームが当事者との面談や幼児・児童・生徒の行動観察等の結果を踏まえて専門的見地から助言を行い、区市町村教育委員会が就学相談の過程で、保護者と円滑な合意形成を図ることができるよう支援していきます。

また、専門家チームの活用について、区市町村教育委員会に対して積極的な働きかけを行うとともに、要請に応じて、Web会議の活用や相談ケースに応じた専門家チーム委員の個別招集など、より迅速な対応方法を検討し、実施していきます。

あわせて、学びの場の柔軟な見直しのための転学の促進に向け、専門家チームが転学後の配慮事項等を踏まえた専門的な知見を区市町村教育委員会に助言していきます。

⁸⁸ 東京都特別支援教育推進室は、全都的な視野に立って特別支援教育を推進するセンターとして、平成20年度に設置している。主な機能として、「就学支援機能」「就労支援機能」「関係機関の連絡調整機能」「理解啓発機能・情報提供機能」を備えている。

⁸⁹ 区市町村教育委員会は、就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を徴取することが必要であり、これらの専門家が参加して多角的、客観的に検討を行う場として就学支援委員会（教育支援委員会等の名称を用いることもある。）を設置している。なお、就学先を決定するのは、あくまでも区市町村教育委員会である。

イ 就学相談担当者講習会の充実

就学相談の件数が増加し、相談内容が多様化・複雑化している状況にあつて、就学相談を円滑に進めていくためには、区市町村教育委員会の就学相談担当者の専門性の向上を図ることが重要です。このため、東京都特別支援教育推進室において、就学相談担当者講習会や対応事例検討会、情報交換会を開催し、就学相談担当者の専門性向上を支援してきました。

一方、区市町村教育委員会の就学相談担当者は人事異動等により、初めて就学相談に携わることも多いことから、今後も講習会等の一層の充実を図る必要があります。

このため、就学相談担当者講習会等において、文部科学省が令和3年6月に策定した「障害のある子供の教育支援の手引」の内容を踏まえた、最新の情報を提供していきます。

また、より多くの就学相談担当者の就学相談への理解促進や専門性の向上を図るため、講習会等について対面の集合形式での実施に加え、動画配信等でも実施するなど、就学相談担当者への支援を充実させていきます。

ウ 就学前の早期からの保護者への情報提供

都教育委員会では、保護者が障害のある幼児・児童・生徒本人の能力を最大限に伸ばするという視点から最適な学びの場を選択することができるよう、療育施設における説明会のほか、就学相談に関するリーフレットや、都の発達障害教育に関するリーフレットの配布により、就学前の保護者への理解啓発を図ってきました。

今後も障害のある幼児・児童・生徒本人と保護者、教育委員会、学校が多様な学びの場に関する共通理解を図ることができるよう、こうした取組を継続するとともに、さらに就学前の早期から保護者の理解啓発に取り組む必要があります。

このため、就学前の早期からの保護者への情報提供を引き続き行います。具体的には、療育施設に通所する就学予定の幼児の保護者向けに説明会を実施し、保護者へ就学相談や多様な学びの場に関する情報提供を行います。

また、幼稚園、保育所に通う就学予定の4歳児（いわゆる年中クラス）の保護者等を対象として、障害のある子供の教育や就学相談に関するリーフレットを配布することで、保護者の早期からの理解を促進していきます。

さらに、主に就学前の5歳児（いわゆる年長クラス）の保護者等を対象に、小・中学校の特別支援教室の概要等をまとめた都の発達障害教育に関するリーフレットを配布することで、発達障害のある子供の適切な就学を促進し、早期から必要な指導・支援につながるよう、理解啓発を図っていきます。

加えて、保護者が就学前の早期の段階で、都の特別支援教育について正しく理解し、障害のある幼児・児童・生徒本人にとって最適な学びの場を選択するための参考となる「保護者向けガイド」を新たに作成し、配布することで、理解促進を図っていきます。

エ 東京都特別支援教育推進室による様々な支援

都教育委員会では、障害のある幼児・児童・生徒一人一人の適切な就学を図るため、東京都特別支援教育推進室において就学相談の基本的な事項や流れ等を説明した「就学相談の手引」の作成や、特別支援教育関係資料等の閲覧・貸出、専用ホームページによる広報、区市町村における早期支援体制構築への支援といった、区市町村教育委員会の就学相談及び教育相談等に資する様々な支援を実施してきました。

今後も障害のある幼児・児童・生徒の増加や、区市町村教育委員会における就学相談件数の増加を踏まえ、こうした取組を継続する必要があります。

このことから、「就学相談の手引」を引き続き作成するとともに、発達検査器具や指導資料、専門図書、DVD等の特別支援教育関係資料の閲覧・貸出、専用ホームページの更なる充実などにより、区市町村教育委員会における就学相談及び教育相談等を支援していきます。

オ 特別支援学校の教育相談機能の充実

全ての都立特別支援学校では、その高い専門性を活かし、地域における障害のある幼児・児童・生徒の保護者等を対象に、発達の程度や障害の状態に応じた教育、進路等に関する教育相談⁹⁰を実施し、相談内容に応じた適切な助言や関係機関の紹介を行うことにより、必要な支援につないでいます。

また、都立特別支援学校と、在籍している幼児・児童・生徒の保護者が連携し、特別支援学校への入学を検討している保護者のために相談の場を設定することで、ニーズに応える情報提供の充実を図っています。

今後も全ての都立特別支援学校において教育相談を実施するとともに、特別支援学校への入学を検討している保護者が、特別支援学校での学校生活等について相談できる場を設定することで、障害のある幼児・児童・生徒の保護者への組織的な支援を実施していきます。

⁹⁰ 就学相談は、障害のある幼児・児童・生徒が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定していくために、教育委員会と保護者が行う相談のことであり、義務教育段階の相談の実施主体は区市町村教育委員会である。一方、教育相談は、幼児・児童・生徒の発達の程度や障害の状態に応じて、必要な支援・援助を得るためなどに行うことも含め、様々な教育上の問題に対して、その望ましい在り方に関する相談活動のことをいう。特別支援学校は、就学相談が円滑に進むよう、特別支援学校のもつ専門性を生かし、保護者に対して就学に関することや教育内容等についての情報提供を行うなど、早期からの教育相談機能の発揮に取り組んでいる。

番号104 東京都教育相談センターにおける相談の充実

都教育委員会では、発達障害に関する幼児・児童・生徒及び保護者等からの電話相談や来所相談を東京都教育相談センターで実施し、相談内容に応じた適切な助言や関係機関の紹介により必要な支援につないでいます。

また、高校中途退学者や中学校で不登校となっている生徒及びその保護者を支援する「青少年リスタートプレイス事業⁹¹」や、不登校や登校渋り、ひきこもり状態にある児童・生徒及び保護者を支援する「思春期サポートプレイス事業⁹²」の参加者の中には、発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒も含まれることから、心理職による相談、本人のコミュニケーション能力や進路に向かう意識等を高めるための支援を行っています。

今後とも東京都教育相談センターにおいて発達障害に関する電話相談、来所相談を実施し、必要な支援につなぐとともに、不登校や引きこもり状態にある児童・生徒の学校復帰や社会参加などに向け、組織的な支援を実施していきます。

また、「青少年リスタートプレイス事業」や「思春期サポートプレイス事業」では、発達障害の可能性があると考えられる児童・生徒への支援を継続していくとともに、これらの事業について、効果的な周知方法を検討し、実施していきます。

番号105 就労支援（企業開拓）チームによる企業開拓

都教育委員会では、都立特別支援学校高等部に在籍する生徒の就労支援の充実を図るため、都内の5ブロック（城東・城南・城北・多摩北部・多摩南部）において、民間企業で障害者雇用に携わってきた者など、障害者雇用に関する専門的な知見をもつ人材を就労支援アドバイザーに委嘱するとともに、都立特別支援学校の進路指導担当教員及び東京都特別支援教育推進室の東京都就労支援員を加えた「就労支援（企業開拓）チーム」を編成し、生徒の実習受入企業の拡大を進め、生徒の就職先となる企業の開拓を行ってきました。

今後も生徒の自立と社会参加に向けて、更に一般企業等へ就労する生徒を増やしていくため、より効果的な就労支援を展開していく必要があります。

このため、「就労支援（企業開拓）チーム」により、生徒の実習受入企業の拡大や就職先となる企業の開拓を引き続き進め、生徒の自立と社会参加に向けた支援に取り組むとともに、このチームを活用し、都立特別支援学校の進路指導担当教員の進路指導や職業教育に関する専門性の向上を図っていきます。

⁹¹ 高校を中途退学した生徒や高校での就学経験がない子供、小・中学校で不登校や登校しぶりの状態にある子供とその保護者を支援する事業。都立高校への就学希望者を対象に、就学に向けた計画的・継続的な支援を行う「就学サポート」や、「リスタートのための学校説明会」、「リスタート通信」の送付等を実施している。

⁹² 主に学齢期・思春期の不登校やひきこもり状態にある子供とその保護者を支援する事業。講演会のほか、保護者を対象に助言者を交えたグループミーティングを実施することで、心理や医療の専門家を交え共に考える場を保護者に提供し、子供の将来的な社会的自立を支援している。

番号106 企業向けセミナー等の開催

都立特別支援学校高等部に在籍する生徒の企業就労の拡大とインターンシップの活用を促進するため、都教育委員会では産業労働局、福祉保健局と共催で都内の5ブロックの都立特別支援学校において「企業向けセミナー」を毎年度開催するとともに、東京都特別支援教育推進室が協力し、都の関係局や行政機関、団体等が主催する就労イベント等へ都立特別支援学校高等部の生徒が参加して実演を行うこと等により、企業の採用担当者等の理解を促進することで、生徒の企業就労の機会の拡大を図ってきました。

都教育委員会では、都立特別支援学校において一般企業等へ就労を希望する生徒が増加している状況を踏まえ、今後も生徒の企業就労の機会の一層の拡大が必要なことから、こうした企業への理解促進の取組を継続していきます。

また、都内のブロックごとの都立特別支援学校において、障害者雇用を検討する企業向けのセミナーを開催し、インターンシップの受入事例の紹介や、作業学習等の参観を通して、生徒の企業就労の機会の拡大を図っていきます。

さらに、東京都特別支援教育推進室が産業労働局等の開催する障害者雇用支援フェアへ積極的に協力し、都立特別支援学校高等部の生徒が参加するビルクリーニングやカフェサービス等の実演コーナーを設けるなど、特別支援学校生徒の就労に関する理解を促進していきます。

番号107 民間等の活用による企業開拓

都立特別支援学校高等部に在籍する生徒の就労支援のため、「就労支援（企業開拓）チーム」に加えて、民間企業を活用して未開拓の実習先企業の発掘を行っています。民間企業が新規に開拓した企業については「就労支援（企業開拓）チーム」が企業と職場環境の調整や実習に向けた調整を図り、都立特別支援学校高等部の生徒に実習先企業として紹介を行っています。

都立特別支援学校高等部に在籍する生徒の増加に伴い、一般企業等への就職を希望する生徒が増加していることから、今後も実習先企業の一層の開拓が必要です。

このため、今後も調査や民間職業紹介などを行う企業等、民間企業を活用した企業開拓を継続し、より多くの実習先企業を発掘し、都立特別支援学校高等部に在籍する生徒に紹介することで、職業的な自立を支援していきます。

また、民間企業に加え、東京労働局や業界団体等との連携による実習先企業の発掘についても検討し、より多くの実習先企業の開拓及び確保を図っていきます。

番号108 特別支援学校卒業生の職場定着支援

都立特別支援学校の進路指導担当教員は、都立特別支援学校を卒業し、就職した者の職場定着を支援するとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や区市町村就労支援事業所⁹³等の地域の就労支援機関へ支援の中心的な役割を引き継ぐことで、都立特別支援学校卒業生の就労定着を促進してきました。

一方、近年の都立特別支援学校高等部に在籍する生徒の増加や、職業教育、進路指導等の充実などにより企業へ就労する卒業生が増加していることから、職場定着等を支援する体制を強化するための新たな仕組みを構築します。

具体的には、東京都特別支援教育推進室の東京都就労支援員が中心となり、都立特別支援学校の進路指導担当教員及び就労支援アドバイザーを加えた「就労移行支援（職場定着）チーム」を新たに編成し、「就労移行支援（職場定着）チーム」が都立特別支援学校卒業生の就労先企業への訪問や、地域の就労支援機関への支援の移行について中心的な役割を果たしていきます。このことにより、都立特別支援学校卒業生の教育から就労への円滑な移行を支援していきます。

⁹³ 障害者の就職を支援するとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域である区市町村ごとに就労面と生活面の支援を一体に提供している。

番号109 学校と地域とのつながりの強化

ア 特別支援学校と地域との関係強化

共生社会の実現に向けては、特別支援学校が中心となって、地域の人々との交流を一層深めていくことが必要であることから、都立特別支援学校において地域の福祉避難所開設を想定した宿泊防災訓練や、地域の高齢者施設等との交流、地域の幼稚園や小・中学校及び都立高校等と障害者スポーツ等を通じた交流などに取り組んでいます。

今後も都立特別支援学校の幼児・児童・生徒や教職員と地域の人々が、顔と顔が分かる関係になり、相互に支援し合っていくための関係づくりを推進していく必要があります。

このため、学校行事等における協力連携や、障害者スポーツを介した地域交流、防災訓練等の機会を生かし、都立特別支援学校と地域の人々との交流を一層深めていく取組を実施します。

また、宿泊防災訓練の実施に際しても、地域との一層の関係強化を図っていきます。

イ 特別支援学校における放課後子供教室の支援

都教育委員会では、障害のある児童・生徒の放課後等における安全・安心な居場所づくりと、障害のある児童・生徒が心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、平成22年度から都立特別支援学校における放課後子供教室事業を実施しています。

今後も都立特別支援学校の児童・生徒の放課後等における豊かな体験や交流活動の場の確保のため、放課後子供教室の支援を行っていく必要があります。

このため、放課後子供教室の運営主体である保護者等を中心とした団体と都立特別支援学校が連携し、地域の住民や退職教員、NPOや企業等の協力を得て、土日や長期休業中等における様々な体験・交流活動を推進していきます。

また、各校の特色ある活動を全実施校に情報提供するとともに、運営団体間で情報交換ができる機会を設定するなどして、活動の支援を行っていきます。

番号 110 特別支援学校の授業公開や公開講座等の実施を通じた理解促進

ア 特別支援学校の特色ある取組による地域の理解促進

新しい学習指導要領では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念の実現を、社会との連携や協働により図っていくことが示されています。

これまで都立特別支援学校では、様々な特色ある取組により地域との交流を図り、特別支援学校への理解促進に取り組んできました。

今後も学校が所在する地域の状況等を踏まえ、工夫を凝らした交流の取組を充実していく必要があります。

このため、都立特別支援学校において、生徒が授業で製造したお菓子や製品等の販売、喫茶店やレストランの運営、地域の清掃活動など、様々な特色ある取組により地域との交流を図り、特別支援学校に対する理解を促進していきます。

イ 特別支援学校における積極的な授業公開

保護者や都民に対し、特別支援教育や特別支援学校の教育活動に関する理解促進を図り、開かれた学校づくりを推進するため、都立特別支援学校において積極的な授業公開を行っています。

実際の教育現場を見ることは、特別支援教育を理解するために最も効果的であることから、こうした授業公開を今後も継続して実施していく必要があります。

このため、より多くの人々に参加してもらえるよう、都教育委員会や各学校のホームページ及びツイッターに授業公開日程を掲載するなど、様々な形で情報発信を行った上で、都立特別支援学校全校で積極的な授業公開を行とともに、動画やオンライン配信による授業公開の可能性を検討していきます。

また、他校の授業公開の事例を学校間で共有することで、都立特別支援学校における授業公開実施の工夫に取り組んでいきます。

ウ 特別支援学校における公開講座の実施

都立特別支援学校では公開講座として、障害のある人々の豊かな地域生活と社会参加を促進するための「障害者本人講座」や、障害のある人々への理解と交流を深めることを目的とする「ボランティア養成講座」を実施し、学校がもつ教育機能を地域に向けて提供しています。共生社会の実現に向けては、今後もこうした公開講座を継続して実施していく必要があります。

このため、都立特別支援学校において障害のある人々がレクリエーションやスポーツなどで共に活動する「障害者本人講座」や、障害のある人々への理解や支援について学ぶとともに、交流を深める「ボランティア養成講座」を引き続き実施していきます。

番号 111 特別支援学校と地域の小学校、中学校、高校等との学校間交流及び共同学習

共生社会の実現に向け、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流する機会を増やし、互いを思いやる心を育んでいくことが重要です。

これまで、副籍制度の活用や学校間交流などにより、都立特別支援学校と地域の小・中学校及び都立高校等との双方向による学校間での交流を進めてきました。

今後も様々な機会を活用して、交流の機会の創出を図っていく必要があります。

具体的には、副籍制度による交流や、障害者スポーツによる交流活動など様々な機会において、オンラインも活用しながら特別支援学校と地域の小学校、中学校及び都立高校等との双方向による学校間交流や共同学習に取り組んでいきます。

また、交流及び共同学習の事例や、都立特別支援学校と授業研究連携校との連携事例等を収集し、紹介していきます。

こうした取組を通して、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の学校間での交流に取り組むことで、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるとともに、多様性を尊重する心を育んでいきます。

番号 112 都民の理解の促進

ア 都民の特別支援教育の理解促進に向けた取組の充実

都教育委員会ではこれまで、東京都学校経営支援センターを中心として、都内3地域において特別支援教育の理解促進に向けたイベントを実施してきたほか、毎年11月の第1土曜日を「東京都教育の日」として、都立特別支援学校の学校公開や文化祭の開催等により、特別支援教育の理解促進に取り組みました。

共生社会の実現に向けて、今後より多くの人々の特別支援教育に関する理解を促進していく必要があります。

このため、これまでの理解啓発イベントの実績を踏まえつつ、より効果的な方策を検討した上で、都民を対象として特別支援教育の理解促進に向けた行事を充実していくことで、特別支援教育に関する理解を浸透させていきます。

また、都や民間企業等が主催するイベントに特別支援教育に関するブースを出展する等、新たなイベントの方策についても検討していきます。

イ 特別支援教育に関する情報発信

特別支援教育への理解を促進するため、平成31年3月にリーフレット「一人一人のニーズに応じた教育」を発行するとともに、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で会場での開催を中止した「東京都特別支援学校アートプロジェクト特別展」の作品をインターネット上で展示する等、広く情報発信をしてきました。

今後もより多くの人々の理解を促進していくため、必要な情報を適時・適切に提供していく必要があります。

このため、特別支援教育の充実に向けた取組や成果等の情報について、都教育委員会や東京都特別支援教育推進室のホームページに掲載する等して広く情報発信をしていきます。

